

23-265□



1200501238532

23
265□



始





日奉時代史

第十一卷



日本時代史

第十卷

幕

末

史

小林庄次郎著

早稻田大學出版部藏版



著者 故小林庄次郎君



著者 小林 丑次郎

日本國魯西亞國通好條約并同附錄

本條約及附錄は共に安政元年十二月二十一日下田にて我が全權筒井肥前守、川路左衛門尉と露西亞使節エフィミュス、ブーチャチンとの調印せしものにして、同三年十一月十日同所に於て本書の交換を了せり。此の條約締結に際して、ブーチャチンの海嘯に遭遇し困頓せし狀は編中に詳らかなり、第六章第三節參看。原本は外務省の所藏にして、現今存在する最古のものなるが、上圖之を示し、右は最初の頁にして、左は批准文なり。外務大臣ネッセルロードの署名見ゆ。下圖は之を匣に藏めたる様を撮し、Aはアレキサンドル二世を現はす。下部に見ゆる圓形のものには國璽を捺せる封蠟を納れし器にして、封蠟は條約書を綴ちたる糸に施せり。之をブラと稱す。書類并に匣の裝飾美麗を極め、金碧紫黄人目を眩するものあり。露國の己が富強を誇らんとする眞意洞見すべし。條約書の長サ一尺七寸五分、幅閉ちし半頁の一尺三寸四分、匣の長サ二尺六寸八分、幅一尺七寸六分なり。

著者　しるす

日本國米利堅合衆國修好通商條約

本條約は安政五年六月十九日神奈川にて、我が全權井上信澄守岩瀬肥後守と米國使節マクセンド、ハリスとの調印せしものにして、萬延元年四月三日米國華盛頓にて本書を交換せり。是れ有名なる安政五年の假條約にして、通商條約の最古のものトす。本條約締結調印に關する事情は編中に詳らかなり(第十章第三節及第十三章第二節參看)。上方の圖は之にして、ハリスの署名を示せり。長サ一尺二寸五分、幅一尺八寸一分あり(開きて)。原本は外務省の所藏なり。

日本國佛蘭西國修好通商條約

本條約は安政五年九月三日江戸にて、我が全權水野實後守外五人と佛國使節スロン、プロの調印せしものにして、翌六年八月二十六日日本書を交換せり(第十章第一節參看)。上方の左圖は即ち之にして、日本文を片假名にて認めたる所を注意すべし。右圖は批准文にして、ナポレオン三世の自署あり。下方に開きたるものはアテラにして、説明は露西亞條約の部に具せり。原本は同く外務省の所藏にして、長一尺二寸、幅一尺七寸(開きて)あり。

岩瀬修理責翰

岩瀬修理は後伊賀守又肥後守と稱し、名を忠震と云ふ。安政年間目付より外國奉行に住じ、當時倭敵の警あり。上方の二條約も此の人の締結に繋る。後一橋慶喜擁立の事に因りて、作事奉行の閑地に轉せられ、六年朝官奉封の上殿居せしめらる。戊午の大獄に坐せしなり。文久元年七月朔て卒す。此の責翰は安政三年米國總領事ハリス下田に來りて、同地奉行と交渉する所ありし際、目付たりし修理の同僚一色邦之輔(後山城守と稱し、堺大坂等の奉行たり)に送りて、時事を論ぜしものにして、自から其の識見の超凡なるを示す。文字亦雄健正に其性格を現はせり。原書は邦之輔の後なる一色次郎氏の所藏なり。書中の文字は左の如し。

拜見仕候、下田美應接之書付被遣、落手仕候、明日御城へ持参可仕候、亞人江戸へ可相廻一言申立は、策々御同様に申居候處果して然り、こゝに至りてゆらし候は、撰々相なき事、右故最前見掛論し候事も行はれず残念なる事に候、此期を示し候而は、此後官吏の我儘推は、られ申候、勿々、

一日

修理

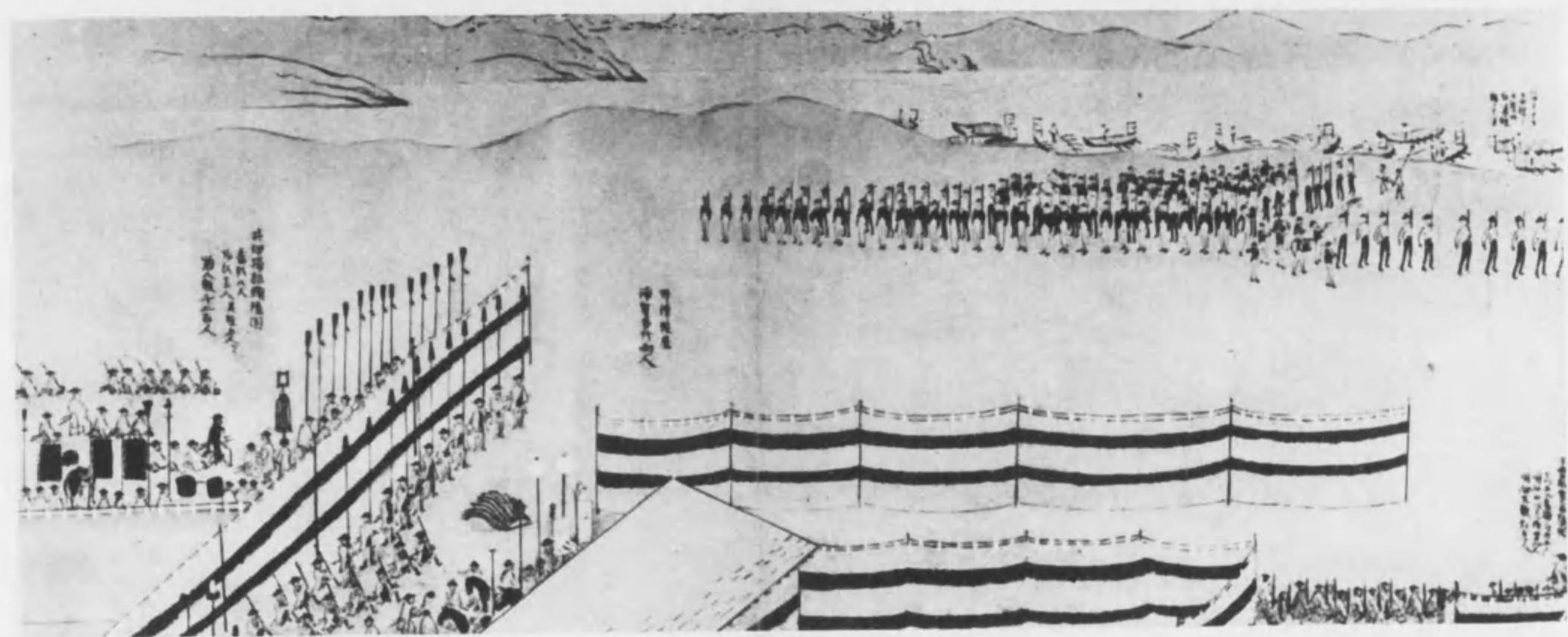
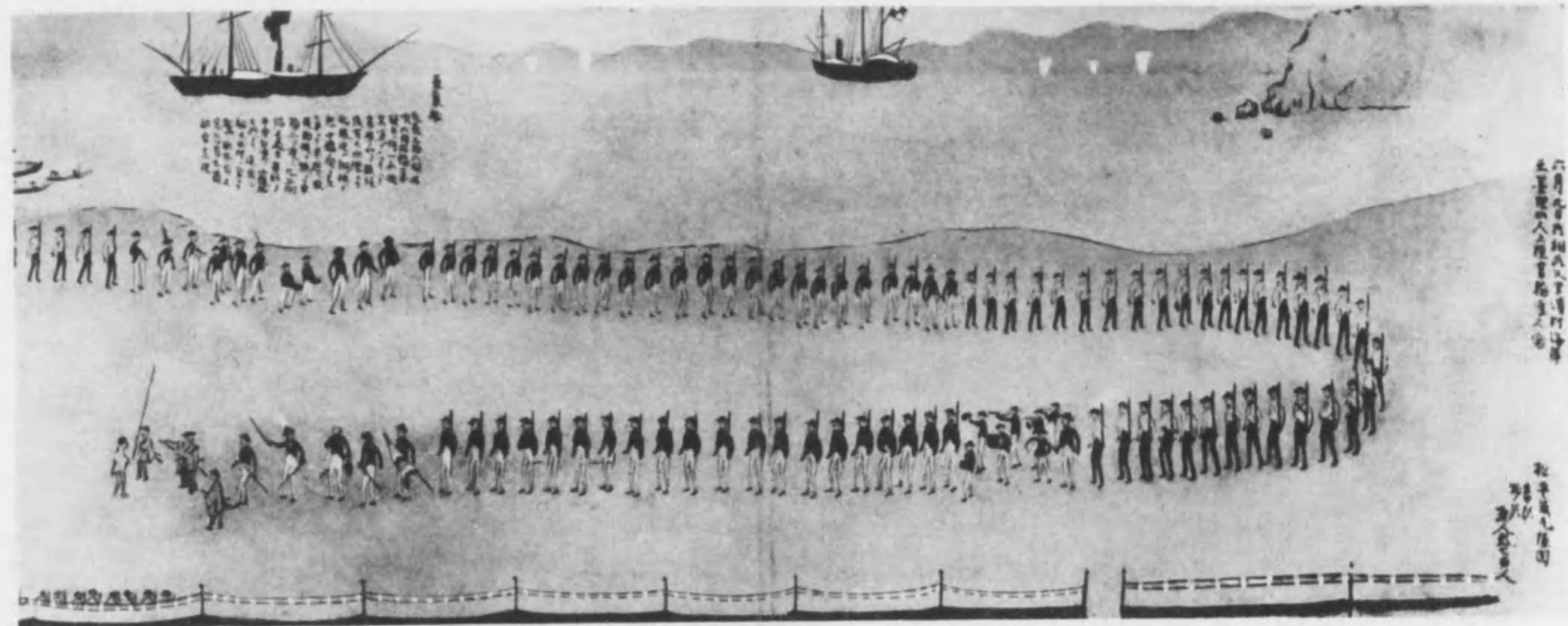
邦之輔 謹

著者しるす

米使ベリー渡來の圖

嘉永六年六月米使ベリー浦賀に渡來して、通信交易を求めたる事實は本編第四章第三節及第四節に詳らかなり。本圖は同九日ベリーの久理濱に上陸し、我が全權と國書の授受をなさんとするに當り、海岸に於て、其部下の士卒を整列せしめし狀を其當時に描きしものなり。もと長き繪卷物なりしを、撮影の都合により二分し、上下に配置せるものにして、上方のものは即ち右の部分、下方のは左の部分に當り、兩者接續して全景を成すものなり。尙委細は圖を按して知るを得べし。原圖は、文學博士松本愛重氏の所藏に繋る。

著者　しるす



著者 故小林庄次郎君略傳

小林庄次郎君逝いてこゝに六年、君が遺著幕末史が大日本時代史の再版と共に版を改めて發行せらるゝを聞き、君が略傳を記して之に題せんとす。君はもと阿波の人、幼にして伊豫に來り、愛媛縣中學校を卒業し、明治二十八年熊本第五高等學校に入れり。余が君を知りしは、實にこの時にして、當時君が既に國史の研究に多大の趣味を有し、將來之を以て專攻の學科となさんことを決心し、余亦君と共に同様の研究をなさんことを約せり。やがて三十一年東京帝國大學文科大學に進み、國史料に入りしが、君の研鑽は愈々精細に入り、孜孜として倦まず、終日圖書館裡に繙書し、一本を閲すれば之を讀破せずんば已まず。その頭腦の緻密にして識見の卓拔なることは人皆の推獎する所なりき。當時君は史學の根本を以て過去の社會組織を研究す

るにありとし、主として氏族制度の研究を試み、また武家時代に於ける繼嗣及び所領の讓與に關する調査をなし、凡ての歴史事實をこの着眼點より説明せんとし、公卿の記録武家の文書を読むも、君が研究の中心は常にこの點を動くことなかりき。君はまたこの根本的研究をなさんが爲めには、歴史地理學上よりの調査をなす必要あるを認め、當時斯學の研究をなしつゝありし喜田貞吉氏に詢り、余亦之に賛同して日本歴史地理學會の基礎を立てたり。爾來同會發行の雜誌上には、君が達意縱横の健筆と、侃々諤々の議論とは屢、斯界を驚かしたる所なりき。やがて三十四年大學卒業の後は、秋田縣大館中學校、愛媛縣宇和島中學校に教鞭を執り、明治三十七八年戰役には劔を提げて善通寺兵營に入れり。三十九年戰終りて東京に來り、當時中村勝麻呂君が外務省に在る幕末外交關係の文書を整理せるに際し、君亦出でて之を補助し、この事業が東京帝國大學文科大學史料編纂掛に移ると共に、

同掛の囑託となれり。是れ實に君が幕末史に關係を有せし始なりとす。四十年六月、男爵澁澤榮一氏が徳川慶喜公傳記の編纂を計畫せらるゝに當り、君三上萩野兩博士監督の下に、その衝に當り、結据黽勉稿進むと共に、君が幕末史に於ける造詣愈々深く、將來は之を以て專攻の題目とせんと定めたり。然るに、四十二年九月突如二豎に冒され、溘焉として簣を易へたり。余は實に君と螢雪を共にし來ること十數年、同一步調を以て研究を進め、共に學び、共に窮め、共に調査して史論を戦はすこと屢なりしが、君は今や去つて世に莫し。余はこの益友を喪ひしことを悲むと共に、學界にこの眞摯なる研究者にして議論家たる君を失ひたるを恨むものなり。君の論文として、雜誌上に現はれたるもの、又は筐底に藏せるもの多しと雖も、一部の著書としては遺憾にも本書のみなり。本書は實に君が幕末史に志し、處文作なり。されど根本史料に據りて、この紛糾せる時代を解剖し、自由に組織せ

るは、君が學殖深くして頭腦の明晰なる故にて、この書の價值亦以て知るべきなり。殊に本書の緒言の一章は、實に君が史學に對する特殊の持論と抱負とを述べたるものなるが、もとより論議すべき點なきに非ざれども、その獨特の研究より出でし學説は、亦一種の見地なるを疑ふべからず。若し天幸に君になほ多くの年を假さば、君の研究愈々圓熟してその持論を大成し、また一方には君が幕末史の研究益々深くして、更に完全なる幕末史を世に出すの日を見たりしならんと深く之を惜むものなり。然れども、君が遺著のこの一冊が、學界に裨益を與へしこと少からざるを思ひ、再版の期に際し、故人に對する追慕の情轉々禁じ難く、こゝにかく蕪辭を連ぬと云爾。

大正四年九月

著者の友 藤 田 明 識

23-265

幕 末 史

序 言

昨年七月の比余の外務省に在りて、幕末外交文書の編纂に従事せし際、早稻田大學より歴史地理科講義録中幕末史の一科を擔任すべしとの委囑を受けたり、余は素より此の時代の歴史に造詣あるにも非ざれば、頗る躊躇せしと雖、翻て思へば、未だ幕末史の成書の出でずして、據るべきもの少きこそ不便なれ、幸に三四史料の集録せられて、世に出でしものあるが故に、之を咀嚼して、自己の頭腦に、少しなりとも纏まりたる史實を蓄ふるを得ば、今後何等かの裨補となるべしと思惟して、遂に之を承諾せり、然るに其後に至り、俄かに講義完結せば、之を大日本時代史の一部として出版すべしとの報に接し、再び驚かされしも、今は辭するに

由なく、之に同意したり、さて客年十月より本年九月の初に至るまで、總て二十二回の講義に叙述し得しもの即ち本書の内容とす。

余の参考せし史料は各節の末に記せし如く十數部に限れり、しかも悉く世人の熟知する所にして、余の新に探り得たるものなし、當初は出來得べくんば博引旁證をと期せしも、日勤の公務ありて餘暇少なき余には不可能の事なり、只専ら座右に在りし五六の書を涉獵し、管見を以て史實の發展を探らんと試みしのみ、されど茲に必ず記すべきは、外務省に初められ、昨年の夏より東京文科大学史料編纂係に引き繼がれし幕末外交文書の整理編纂は、余の四五の僚友と共に從事せし所なるが、其編摩校讎の間に獲得したる智識は極めて多し、故に假令右の文書は未だ編纂半にして、本書の著述に際し、自由に参考するの便宜を闕きしも、

余の幕末史の之に負ふ所は甚だ尠ならず、隨て本書の成るに及び、余に這般の智識を頒たれし僚友文學士中村勝麿、同松井等同大塚武松、同今井貞臣の四君に向て、深厚なる謝意を表するものなり、尙本書の卷頭に挿入せし寫眞版の原本借用に就ては、外務省、三上松本の二文學博士、及び一色次郎氏の好意を深謝す。茲に一言すべきは、本書の含める時期に就てなり、讀者の多くは本書の必ず王政復古にまで及ぶべきを豫想したるならん、余も亦望み得べくんば、維新史をも含める幕末史を著はして、大方の批正を得んと希はざりしに非ず、されど幕府の實權衰微以後に起れる史實は寧ろ維新史の範圍に屬すべきものと信ずるが故に、且つは脱稿の期迫りて、執筆の餘暇なきがために、内にありては櫻田の變、外に對しては東禪寺の襲撃を以て本書の紀事を結びたり。若し夫れ記述の繁簡宜を失し、行文の平板單調に流れ

たるが如きは不文の致すところなれば、其譏は余の甘受する所なり。

余は今後數年間幕末各種の史料を精究すべき責任と機會とを有せり、此の間に余の幕末史殊に本書の含まざりし維新史に對する智識は多少増加すべし、其結果は他日何等かの形を以て、世に公にする事あるべきを信ず、隨て本書の内容に就ても、亦充分補正の便宜あるが故に、稍完成したる幕末史の著述を他日に期せんとするものなり、記して以て序言とす。

明治四十年九月

小林庄次郎 識

幕末史 目次

| | | | |
|-----|------------------|----|----|
| 第一章 | 緒論 | …… | 一 |
| 第二章 | 徳川幕府季世の衰態 | …… | 一八 |
| 第一節 | 諸侯の窮乏 | …… | 一九 |
| 第二節 | 士流の疲弊 | …… | 三二 |
| 第三節 | 農民の凋衰 | …… | 四一 |
| 第四節 | 町人勢力の増進 | …… | 四四 |
| 第五節 | 幕府財政の紊亂 | …… | 四九 |
| 第三章 | 海外形勢の變化と海警 | …… | 五七 |
| 第一節 | 家齊の初世に於ける海外の形勢 | …… | 五八 |
| 第二節 | 露國の本邦に對する窺竄 | …… | 六一 |
| 第三節 | 英人の本邦に對する行動 | …… | 七一 |
| 第四節 | 米人の本邦に對する行動 | …… | 八二 |
| 第五節 | 列國の琉球及小笠原島に對する行動 | …… | 八八 |

第四章 幕府の對外政策の變遷と海防論……………九五

第一節 所謂鎖國主義の真相……………九五

第二節 幕府の北境防備に關する施設……………一〇二

第三節 異船打拂令と和蘭の忠告……………一一二

第四節 鎖國政策の破綻……………一六

第五節 幕府の祖法維持に對する苦心……………一二〇

第六節 幕閣と水戸齊昭との關係……………一三一

第七節 齊昭の攘夷論と幕閣……………一三五

第八節 蘭學者の海防論……………一三九

第五章 米使ベリーの渡來……………一四六

第一節 米使渡來の趣旨和蘭の豫報……………一四六

第二節 琉球及小笠原島に於けるベリー……………一五四

第三節 浦賀灣頭の光景……………一五八

第四節 久里濱の會見及米艦の退去……………一六三

第五節 米國の要請に對する幕閣の態度と國論の歸趨……………一六八

第六章 露使プーチャチンの來航……………一八五

第一節 露國の野心……………一八五

第二節 露艦の入港及書翰の受取……………一八九

第三節 幕吏の西下……………一九三

第四節 露艦の出帆及再渡……………一九五

第五節 國境及和親の議……………一九八

第七章 和親條約の締結……………二〇八

第一節 米國の和親條約……………二〇八

第二節 英國との協約……………二二〇

第三節 露國和親條約の締結と國境談判……………二二三

第八章 幕府の覺醒……………二三四

第一節 國防完成軍備充實の計畫……………二三五

第二節 北境の防備……………二四七

第三節 庶政の釐革……………二五〇

第九章 政局の變轉……………二五四

| | | |
|------|---------------|-----|
| 第一節 | 攘夷論と幕閣 | 二五四 |
| 第二節 | 幕閣の動搖 | 二五八 |
| 第十章 | 米國總領事ハリスの來着 | 二六九 |
| 第一節 | 外國官吏商民在留許否の議 | 二六九 |
| 第二節 | ハリスの參府及び登城謁見 | 二七四 |
| 第三節 | 列侯の異論 | 二七九 |
| 第十一章 | 通商條約の締結 | 二八六 |
| 第一節 | 英船渡來の豫報と幕府の決心 | 二八七 |
| 第二節 | 和蘭及露西亞の追加條約 | 二九〇 |
| 第三節 | 米國通商條約の談判 | 二九三 |
| 第四節 | 諸侯の建論及幕使の上京 | 三〇八 |
| 第十一章 | 將軍繼嗣問題の發展 | 三一九 |
| 第一節 | 一橋黨の由來及其運動 | 三二一 |
| 第二節 | 南紀黨の由來及其運動 | 三三一 |
| 第十三章 | 朝幕の交渉 | 三三七 |

| | | |
|------|-------------------|-----|
| 第一節 | 嘉永安政の際朝廷に對する幕府の態度 | 三三八 |
| 第二節 | 米國通商條約勅許の奏請 | 三四五 |
| 第三節 | 一橋南紀兩黨の暗闘 | 三六三 |
| 第十四章 | 井伊直弼の執權 | 三七〇 |
| 第一節 | 井伊大老の就職と當時の形勢 | 三七一 |
| 第二節 | 米國通商條約の調印 | 三八〇 |
| 第三節 | 紀伊慶福の迎立と尾水越三侯の蟄居 | 三九二 |
| 第十五章 | 戊午の大獄 | 四〇〇 |
| 第一節 | 條約調印後京師及江戸の形勢 | 四〇一 |
| 第二節 | 藩士浪士の京師に於ける周旋 | 四〇九 |
| 第三節 | 間部下總守の上京 | 四一四 |
| 第四節 | 九條關白復職の周旋 | 四二三 |
| 第五節 | 條約勅許の奏請 | 四三〇 |
| 第六節 | 間部下總守の東歸と黨獄の決罰 | 四四一 |
| 第十六章 | 櫻田門外の變 | 四四八 |

六

第一節 別勅奉還の議……………四四九

第二節 長岡驛の屯集……………四五四

第三節 上巳の變……………四六八

第十七章 外交と内政との衝突……………四七六

第一節 諸國通商條約の締結と開港の準備……………四七六

第二節 外國貿易の開始と其我が經濟界に及ぼせる影響……………四八一

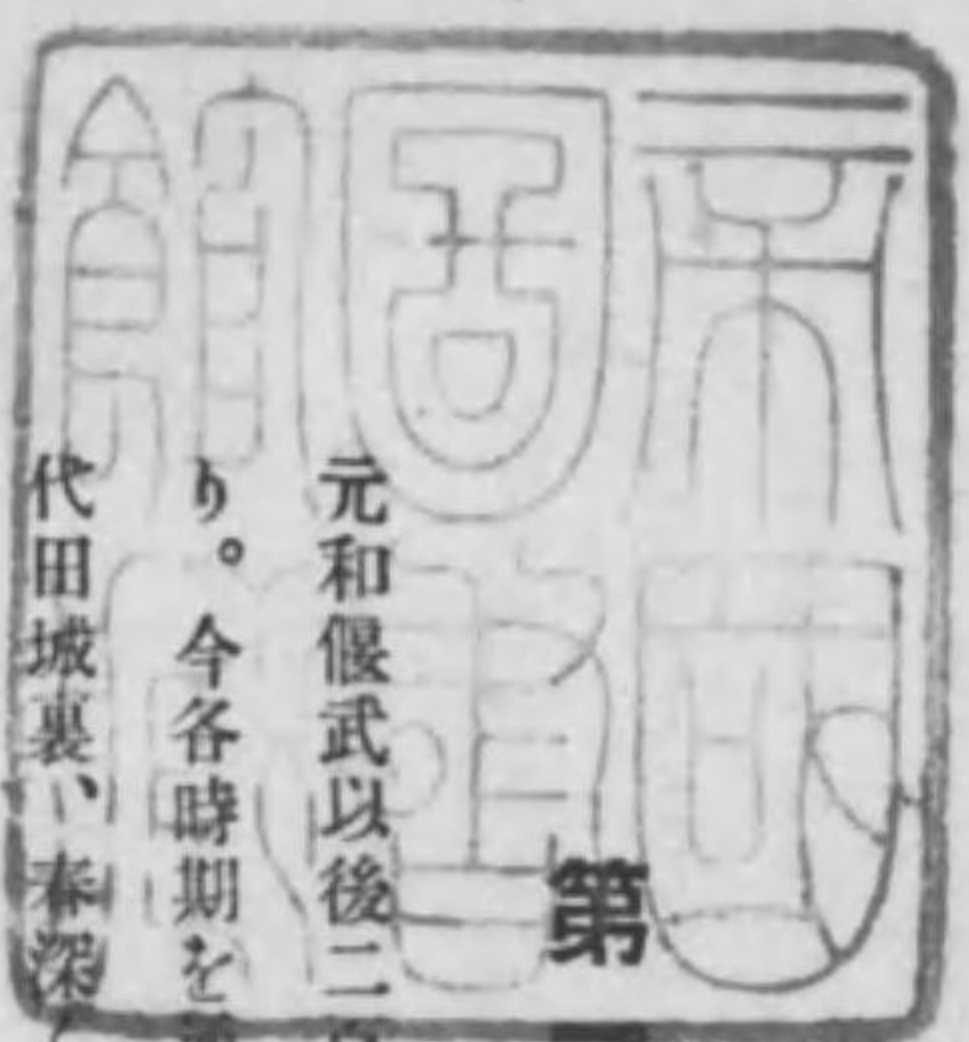
第三節 外人殺傷の頻發……………四九二

第十八章 結論……………五〇五

目次終

幕末史

文學士 小林庄次郎著



第一章 緒論

元和偃武以後二百五十年、四海波靜かにして時津風枝を鳴らさずとは、此の泰平の世を祝ぐ套語なり。今各時期を通じて、之を事象の表面より概観するに、恬熙の風は上下に満てりと云ふべし。千代田城裏、春深くして、將軍遊宴に長ずれど、御治世萬々歳の謳歌は絶えず、其の豊けさは山河草木に及び、國土富饒にして、四民鼓腹の樂を享け、復長へに悲風慘雨の至るを想はざるが如し。従つて文明の花燎爛として開き、さながら紅紫の研を競ふに似て、人口の増殖、生産の發達は言はずもあれ、世人の智能開發せられて、學問藝術の進歩となり、民衆の情趣は年月の陶冶を経て醇化せられ、爲に徳義と趣味とは向上せり。固より利を貪り、樂に荒むの弊害を伴ひしも、觀來れば孰れか風塵揚らざる事久しき太平の象に非ざらん。遮莫、一度其の末路を見よ。嘉永以後震盪僅かに十五

年、而して徳川幕府てふ巍然たる大厦は一朝にして土崩瓦解し、殆ど殘礎だも存せざるは何ぞや。夫れ將軍統を繼ぐ事十有餘代、其間紀綱の張弛はあり、治化の汗隆はあり、幕閣に立ちて政機を轉せし爲政者の能否も亦軒輊なきに非ずと雖も、安政以前、未だ三百諸侯中一人の悍然として上命を抗拒したる者あるを聞かず。幕府の奥表ウツシヤウ、時に無終の怨を懐くものあり、されど何人が嘗て「公方様」コウヘヤウ（將軍）に對して、前代に所謂「下尅上」ゲコウジョウ（下の上を凌ぐこと）を敢てせしものぞ。會、庶民の竹槍を執り、席旗を翻せるものなきに非ざるも、是れ只貪官汚吏の誅求を免かれんとするのみにして、勿論「天下様」を脅せんとする意志なし。されば幕府覆滅の時に至るまで、其政令尙全國に及び、遠境在任の幕吏が平然として常務に執掌せしは、足利氏の末葉、命令山城一國を出でざりしと距る事遠し。府庫は固より空竭せるも、義政の頃の如く、堂々たる政府にして、武器を典して、漸く一時の急に充つるが如きの甚しきに至らず。然るに「神君」以來累世の積威も、外艦渡來の一衝動を支ふるを得ずして、是より天下の政局變化し、幕府の運命は車を峻坂に下すが如く、急轉直下、忽ち崩落解體に至る。強弩の末力の魯縞を穿たざるは常の事ながら、其傾覆の速やかなる、時人意想の外にあり。由是觀之、表面の如何に拘らず、内實浸染腐蝕の案外甚しきものありしを察せざるべからず。此の腐蝕は如何にして生ぜしか、有司の失政によるか、財政の紊亂に基くか、風俗の頹廢因を爲すか、若しくは他に甚深なる原由存せざるか、吾人は其真相を闡明せざるべからざるなり。

史を讀む者、往々一國衰替の原由を求めて、之を一二爲政者の失策に歸せんとする傾あり、平清盛、北條高時、足利義政等、皆後世此の種の指斥を免かれず。徳川季世の政治に於ても容易に其失計を指摘するを得れど、之を以て直ちに其衰亡を説明せんとするは輕卒皮相の判斷たるを免かれず。思ふに善政惡政と云ふも、之を社會國家發展の大勢てふ潮流より見れば、共に水面に起伏する一波一瀾に過ぎずして、其の曲折は種々あれども、孰れも時代の氣勢を左右するの力なし。勿論善政は善果を齎らし、惡政は惡果を生むとは云ひながら、开は寧ろ一時の事にして、流風餘弊の千載の後に著見するものは蓋し稀なり、乃ち兩者の相距る事、五十歩百歩と云ふべきのみ。又凡そ廟堂に立ち天下の大政を料理する程の者、才の長短こそあれ、渾身私慾奸濫より成る者は鮮し。故に甲と乙と施設する所の異なるは、其見解と境遇との彼此一ならざるに由るものにして、策を建て、善政と稱せられ、惡政と誹らるゝ差あるに關せず、皆充分商量の結果、已むを得ざるに出でたる措置なるを見るべし。將又其企畫に成敗の分るゝは大勢に順應すると、逆行するとに因むを曉らざるべからず。儲當代の輿評の如きに至ては、各自己の利害より打算しての言のみ。如何なる政策も四民舉りての謳歌は望み難し、一に可なれば他に不可なり、右を揚ぐれば左を抑へざるべからず。且つ社會全般より見たる、其實際の效果の良否は、當時の人の知悉し得べき限に非ざるべし。これ利害に執着するより起る偏見の避け難きのみにあらずして、又麓に在りては山の全形を見得ざるの理によるなり。

隨て百年の後より見れば、毀譽褒貶の前後顛倒する事、其例に乏しからず。而して如上の理を了得するは、頓て史上の人物に對する同情の源泉にして、史を讀む者の最も心すべき所の一なり。要するに史家の眼に映する個人は、如何に偉大なりとも、其勢力を過大視するを得ざるなり。前述の如きは有識者には殆んど自明の事にして、無用の辯に似たれども、余は幕末政治家に對する、世上の紛々たる毀譽の、頗る其當を失せるもの多きに感ずる所ありて、爰に數言を費せし所以なり。

管見を以てするに、社會國家の發展は、本來一定進化の理法に支配せらるゝものなり。その詳細の論は今悉くす能はざれども、要を撮めば、一國の畛域に於ける人類生活の物資の分量と、之に因りて増減する人間の數量との間には、動かすべからざる關係あり。之を數學的に説明するには困難なれども、周圍の事情にして妨げずんば、人口は不斷に増殖して止まる所なかるべく、人口増殖すれば、現當社會の經濟狀態は變化を蒙らざるを得ず、隨て社會各部の政治的關係に動搖を來たすは自然の數なり。此の如くして、人類の生存競争は瞬刻も絶ゆる事なく、適者生存の大法は此處にも働きて、氏族、家門乃至個人の盛衰興亡を見るなり。然るに人間社會は其本性として、原始的時代より、無秩序の集團にあらずして、進歩の度合に隨ひて、一定の組織を有す。換言すれば、部族、氏族、家族、個人等、時代により社會組織の單位を異にす。併しこは必ず當時の生活資源と、含める人口の量とに適應せざるべからざるが故に、前述の如く、周圍の事情の許す限り、人口は日々増殖

して、經濟關係も亦常に變動するものとすれば、組織にも絶えず沿革を生ずるの理なり、余は之を社會組織の進化と稱す。而して其の歷程には一定の順序あり、形式あり、又他民族の侵入混淆によりて、著しき變化を來たさざるを得ず。學者の當に研究すべき所ならずや。

社會には種々の統制機關あり、其主要なるものを國家と云ふ、是れ人類社會自然の約束なり。而して國家の制度は社會の組織に准據するものなれば、其組織の異なるに隨て、國家も亦其制度を變革せざるべからず。然るに進歩したる社會に於ては、國家の制度は、自然の發達によるもの、外、人間の立案、若くは他の模倣に成る部分あり。且つ其の社會を箱束する權威も、主として元首の威力を須ちて生ずるものなるが故に、勢ひ其性質不變的保守的となりて、常に社會の發達に伴はず、社會は間斷なく變轉して、制度は次第に後退す。是に於て、上に沈滯固結の弊あり、下に爛熟腐敗の害を生ずるも、舊文故法は之を濟ふに由なきのみならず、之を墨守する時は、却つて舟に刻して劍を求むるの陋を免かれず。此くて社會と國家との間隔は、日に大にして、遂に一大鴻溝を穿つに及びては、到底補填の道なきに至る。古來史上中興の英主なるものあり、其施設する所を見るに、全く右の懸隔の救ふべからざるに至るに先ち、綱繆を試みたるに過ぎず。其効果は久しからずして消失し、再び弊竇百出して、拾收すべからず、遂に國家の大革新を馴致するは、其常なるが如し。所謂勢窮まれば變ずるものにして、云はゞ國家の舊制度は社會に對する適應の力を失し、統制の效な

きが故に、之を打破して、更に適切なる新制度を樹立するなり。此の打破を革新の變亂と云ひ、樹立を一新更始の政と呼ぶなり。今如上の推論を以て、之を幕末維新の史實に照らせよ。幕府の顛覆は、其祖法として墨守せし國家制度の、二百五十年餘を経て、全く社會の進化に後れ果てし結果に外ならず、故に其衰滅の責任は誰人にも歸すべきにあらず。加之右は社會國家の進化上必至の現象にして、多少の遲速こそあれ、徳川氏の到底免かる能はざる運命なりし事も了解するを得べし、區區たる政策の當否、大勢を動かすに足らずと云ふは此の故なり。學者或は幕府の覆滅、王政の復古を説明するに外艦の渡來と、尊王斥朝の思想勃興の結果となすものあり。是れ史上必至の勢なるを知らずして、偶然の原因に歸するものに非ずや。外艦の渡來は世界史の上より見れば兎も角、本邦に取りては、偶然の事實なり。之れなかりしとて、徳川幕府は永久政權の把握者たるを得ざりし事上述の如し。勿論外艦渡來は史上の重要事實にして、國家の前途に幾多の波瀾を捲き起し、終に澎湃として、滔天の勢をなさしめたるも、實は社會變革の導火となりしに過ぎざる事、具眼者の夙に知る所ならん。王霸の論の如きは、其淵源する所深しと雖、畢竟當時の人心を刺激興奮せしめ、若くは一部の姦雄に活動の口實を與へたるのみ。勿論無視すべからざる勢力なれど、之のみにて國家の大變革を醸生する底力あるものに非ざるなり。元來革新の氣運其物は自發的必然的にして、外艦渡來の如き外來の勢力によりて、初めて動きしにあらざるを知る事必要なり。

變革後に於ける新制度の樹立には、例せば、明治に於ける立憲政體の採用の如く、外國の故轍を踏む場合多きは、他國民によりて爲されたる發明と、經驗とを利用せんとするによれり。由來一國の文明なるものは、物質的にもせよ、精神的にもせよ、多くは受用模倣に成りて、自發性のもとは稀なり。即ち比隣の優勢なる文明を輸入して、之を吸収同化せしもの甚多きに居る。蓋し文明の成因なる發明と經驗とは、個人若くは社會の長き努力の成果にあらずんば、僥倖に享有したる天恵にして、普く何人によりても、取得せられ得べき性質のものならねばなるべし。されば、原始的文明はともあれ、稍進歩したるものは、一優勝國を中心として、次第に四方に傳播するを常とす。故に本邦とても此の例に洩れず、他國に學びて、立憲政體の制を立てたり。然れども、立憲制を受用するには、之に先ちて、夫れだけ進歩したる社會の組織を有せざるべからず。(こは階級の打破せられたる個人制度の社會に限りてのみ、其統制機關たるを得るものなるに似たり) 此の進化は決して外人將來の賜にあらずして、本邦二千有餘年の複雑なる歴史の結果なり。是れ唯一例に過ぎざれども、社會組織と國家制度との關係は此の如きものあるなり、然るに、人此の關係を誤認して、變革後に現はれたる社會の新組織を以て、採用せられたる新制度に因りて生ぜしものとなすは、本末を顛倒せるものと云ふべし。

是よりして、余は幕末維新の變革を醸成せし根本的原因と認むる、徳川時代に於ける社會組織變動

の傾向を述べて、後本編の叙述に入らんとす。

徳川幕府創立の時にあたりて、本邦社會の組織は家族制度なりき。是れ元弘建武より、元龜天正まで、上下二百五十年間に亘りし劇烈なる武家の生存競争の結果、漸く確立せし所なり。されば先づ大名に於て、徳川氏の三御家門と其支藩、越前家の諸流、又外様譜代の諸大名と、其末家との間に於ける關係を見るに、前代氏族制度の遺物なる本末の名を存すれども、家臣に列せし者を除きては、社會的並に政治的地位に於て、相統屬するの實なく、一度將軍より朱印を賜りて分知を許され、一家を成せし以上、一個獨立の諸侯たり。是れ徳川氏と鎌倉足利兩時代とを比照する時、何人も否み難き相違點なるべし。又幕府の旗本諸大名の家來にても、徳川中世以前、分知の例極めて多し。然るに本末の關係は大名の場合と同じく、親族の情誼はともあれ、實際生活の上に於ては知行の多少の外、多く相讓る所なし。又下りて百姓（其地主の多數は、前代衰替せる小地頭、小名主の餘流なるが如し）の中にも、本家新屋の別あれ共、あらゆる權利義務に異なる點なし。但し大名武士に、將軍主家の公認を経ざる内分の分知ある如く、百姓にも分附百姓あり。是等は皆獨立の資格を享受するを得ざれども、何等かの理由ありて、未だ表面公許の手續を了せざるに因るのみにして、其社會生活の實際には大差なきなり。且つ夫の町人職人に至りては、本來此の階級の成立、市井の小民の集合なれば、本末相率うる如き族制を傳ふるものは少し。會々三井氏の如き富商大賈の、儼とし

て一種特別の家憲を有するものあれども、元來其出自他と異なる所あるのみならず、假令舊時代の氏族制度の面影を存する觀あるにもせよ、こは寧ろ例外にして、格別の研究を要するものなるべし。故に多數に隨て云へば、商工の階級に於ける本末の關係も、他の階級に於けると異なるを見ざるなり。

右の如く確立したる家族制度も、人口の増殖に隨ひ、無限に永續すべき運命を有せざる事は自然の數なり。されど此の制度の下に立てる民衆に、略生活上の満足を得る間は、壞敗せらるべき原因なき筈なり。そも家族制度確立の世に於て、家人に對する家長の權力は、殆んど絶對にして犯すべからず。子弟妻妾は勿論之に隸屬して、其使令に服すべきなり。加之幕府の法制は、行政并に司法上、家長の籍を離れて、子弟の存在を認めず、彼等は全く家長の恩惠の下に立てるなり。而して家督繼承者の選擇は士庶の別なく、父の意見に委ねられて、法律上必ずしも絶對に長子に相續權を與へず。即ち長子にして罪疾あるか、若くは父の意に協はざる時は、相當の手續を経て、二三男を立つるを得べし。されど原則としては、一般に長子の相續權を認め、又實際世上の慣行も、多くの場合に於て之に外ならざりしなり。然れども、父の遺産にして、家督を相續せし長子の外、二三男に分配せらるゝ間は、庶子と雖も、甚しく生活上の不滿を感ずる事なく、分知分家によりて、附庸の地位を離れて、別に獨立の一家を成すを得べし。分知分家の制は、幕府并に諸藩の法制の許す所

にして、幕制にては、徳川氏一代を通じて、公然禁絶せられたるを見ず。又實際徳川初世より中世に至る迄は、大名旗本并藩士に、分知の例甚だ多し。是れ勿論父子恩愛自然の情に出づと雖も、亦社會切實の要求なりしなり。さりながら、分知なるものは、小身の家にありては、初めより不可能の事にして、大身といへども、限りある封地采邑は、永久に此の慣行の繼續するを許さず。若し世間一般に檢束なく行はる時は、各家共小封小祿となり了りて、競争劇甚なる當世に立ち、其存立を危くするの恐なしとせず。故に徳川中葉以後は、各家此の弊害を自覺したるにや、又事實不能となりしにや、分知の例漸々減少するに至れり。或は諸侯の中には、之を禁絶せし者もあり、次に幕府若くは諸藩にありても、士人に給する封祿に限ありて、「新規被三召出」の餘地少なければ、二三男の者も、此の如き出身は、容易に望み得べからざる事なり。尤も文學武術等藝能拔群なるものは、出仕目見を許さる、例なれ共、此の「業前場所」への出頭も稀有の事に屬し、他の役儀に至ては、一層望少なし。既に分知も不能に、「新規被三召出」も困難なりとすれば、彼等が唯一の活路は、同姓又は他姓の家に、男子なくして嗣絶えんとする時、幸に選ばれて其養子となり、家督を繼承せし場合にあるのみ。されど養子の採用には幕府并に諸藩に於て、最も嚴密なる法度存し、初世にては、殆んど同姓に限られ、さなくとも、由緒なき他姓よりの養子は、容易に許されず。又各藩割據の常情として、他藩よりの養子を禁じたるもの多く、既に慶長の武家法度には、國內に他國の者を交雜せ

しむるの禁あり。中世以後此の制大に弛み、他姓養子の事専ら行はれしと雖も、尙必ず同姓を先とすべかりしを以て、自から其人選の範圍狭少に、機會稀有なりし事知るべきのみ。加ふるに、幕府の紀綱弛廢してより、養子採擇の間に言ふべからざる弊害を醸生し、持參金の多寡を以て選定の標準とするが故に、貧窮微祿の家に生まれし者に於ては、他姓養子の禁は解けながら、他家へ入嗣の事殆んど絶望せざるを得ず。却て此の罅隙に乘じ、窮殘の武家を奇貨とし、浪人若くは農商の輩の奸詐を逞うし、士籍に潛入するものあり。されば貧苦言語に絶する武士の多き中世以後、彼等の庶子の境遇如何に慘憺たるものありしかは、殆んど想像に餘あり。是に於てか、厄介の名を以て呼ばれたる武家の二三男を如何に處置せんかの問題起り來る。故に幕府に於ても、此の處置に腐心せし跡少ならず。享保元文の間には、或は同族中に養子とすべきものなくば、直參の士の次三男の中を選ぶべしと令し、或は陪臣(藩士)浪人は妻の一族なりとも、養子とすべからずと命じ、明らかに「畢竟御直參之次男三男等片付之爲」なりと告白せり。此の他渡部屋住として、多くは大祿の士の庶子にして、部屋住ながら、戸主の家内に於て別に一房を成し、妻子を有するものあり。彼等は從來養子を許されざりしが、享保十七年此の禁を解き、養子、贅養子等願に任かす事となれり。(但し家長より願出るものとす)是れ全く幾分にても、庶子の苦境を脱する機會を多からしめんとせしなり。諸藩に於ても、此の點に着目して施設せしものも少なからず。就中米澤藩の如きは、享保九年中、諸

士の二三男の他家奉公を許せしのみならず、寛政四年には其の郷村に土着して、歸農（但し士格を失はず）することを奨励せしが如きは、當時の社會にありては非常の英斷なりと謂はざるべからず。されど滔々たる時弊は、二三法令の能く遏絶し得る所ならねば、右等爲政者折角の盛意も效を成し難く、一世を経る毎に、其患害は愈甚しきに至れり。されば貧窶骨に徹する幕末の武家に取ては、厄介の多きばかり家の邪魔なるはなく、皆策の出る所を知らず。固より苟も士籍に在る者の賈人商夫の群に入るは、法度の嚴禁する所なれば、彼等をして自營の道を立てしむるを得ず。勢ひ身體健全にして、中には才能の非凡なるものもあるべき庶子をして、何の爲す事も無く、一生を孤獨の中に終らしめ、人間の性情をも遂げしむる能はざるもの比々皆然り。隨て彼等も無事閑暇に堪へず、不知不識の間、若しくは自暴自棄して、不良無慚の徒となり、一生を誤るのみならず、累を父兄に及ぼすもの少なからず。況して是等絶望的地位にあるものをして、智能の開發研磨に力めしめん事は望むべくもあらず、却て相率ひて墮落の淵に陥るに委す。其幸に窮して濫に及ばざるものも、空しく孤苦零丁の境に甘んじ、千里の才を懐きながら、槽檻（オウケイ）の間に駢死するの已むなきに至りしは、惜むべきの極なり。^{（十三）}

上述の事情は、又士商の階級の混化を導く所以となれり。即ち武家の二三男中には、此くても生活の貧苦索漠（オウガク）に堪へず、法禁を犯して、商夫の群に入る者少なからず、仍て「松平魚屋」なるものを生せし事さへあり。或は知合の町人を請人に依頼して、奉公の身となり、中には寺院の食客となりて、其實下郎に等しき境界を送るものあり。^{（十四）}此くして往々事發露して、罪辟に罹る者も稀ならず、其情最も憫むべし。要するに是等全く國家の制度の社會の進運に伴ふ能はざる結果、其間に缺陷の生ぜしに因るものにして、幕末の百般制度の弛廢風俗の頹廢も職（シヨク）として之に由る、又時運と云ふべきか。以上は主として武士の階級に於ける現象なれども、農民の間にも、略同様なり。百姓の所有する田地も、數百年以來、諸子に分配する慣行ありし爲め、假令沽却、質入、讓渡等により、時に持主を變じ、往々盛に兼併を行へる大地主を生せしも、概言すれば、徳川代に入りては、小高の百姓多く、最早此上分配の餘地なきに至れり。故に幕府にても、早く法制を設けて、高十石、反別一町より以下の田地を有する百姓の、之を子弟に配分するを禁せしかど、尙密に之に背く者ありし爲め、享保七年更に之を申令し、以來十石一町歩外の剩田のみを分配せしめたり。右は終に幕府の定制となりて、剩へ後には、分配高并殘高共、十石一町歩より減ずるを許さず。結局高廿石、地面二町以下を有する百姓には、田地の配分不能となり、現に五人組前書の條目中に掲記せられたり。^{（十五）}只逃亡の百姓の跡株のみは、事情により、二石三石宛分有するを許したり。^{（十六）}又諸大名の中にも、例へば岡山藩の如く、明暦の頃、既に大法として百姓の世帯分を禁せしものさへあり。^{（十七）}是等皆極端なる田地配分に因りて、百姓の凋弊するを防ぐの策なり。

右の嚴制は自から百姓の二三男の地位に、至大の影響を及ぼせり。彼等は他家の養子入贅いづかとなるに非ずば、多くは兄甥の厄介として、耕耘の勞作に服し、以て一生を終らざるべからざるに至れり。幸に妻子を有するものも、幕制にて、百姓の濫りに新規家作を爲すを禁じたれば、已むを得ず本家の宅地に小屋長屋を構へ、若しくは仕切、差懸けをなして、不自由不愉快の生活に甘んせり。且つ百姓の商業を營み、又は他業に轉ずるは法令の許さざる所なれば、郷村に在りては、其生計の途も甚だ狭く、若し彼等にして、厄介たるを好まずば、武家町家等に仕ふるの外なし。されど之とて、其範圍は局限せられたるものなり。只居村の三郡等に近きものは、是等大都會に出で、奉公するの便宜あるが故に、中世以後百姓の鋤犁を捨て、都會に集るもの漸く多く、隨て地方の凋弊、都市の膨脹を來たすの一因をなせり。かくて二三男を長養するも、安樂に其生を遂げしむる事能はざるを以て、都鄙を通じて、所謂洗子(俗言マビク)墮胎并に捨子の惡風を長じ、爲めに生せし戸口の減少、田畠の荒廢は、當時識者の最も憂ふる所となれり。以上は、即ち時弊の農民の階級にも浸潤せし一例として見るべし。只商工のみは、稍趣を異にす、こは後に詳述せん。

前來述べ來りし所を通觀すれば、徳川季世の社會の大部分は最早家族制度を以て、其統紀となすを得ず、又之によりては、健全なる發達を望む能はざる事明らかなるべし。余は之を以て、社會的動亂の氣運と認め、又政治的革新の主因となすものなり。而して此の形勢が、如何に發展し、遂に明

治維新てふ史上の一新紀元を生み來りしかは、此より叙述せんとする本編の目的なり。

參 考

- (一) 正徳六年閏二月廿七日、分家より本家を相續致候時之定(徳川禁令考卷三十七)。
- (二) 同上。
- 分附と云は、祖父、親の代、田畑を二男三男孫などへ譲り、其後檢地を入たる時、總領式の名を肩書に誰分として當主の名誰と記す、是を分附と云(地方凡例錄七下、分附家抱百姓之事條)
- (三) 寶永七年四月十五日、武家法度(禁令考卷三)。新式目(同上卷五十一)。海南政典卷八。五人組帳前書條目(地方凡例錄七下)。
- (四) 寬永十九年十二月十五日、跡目之儀被_レ仰出(禁令考卷三十七)。海南政典卷八。
- (五) 寬永十九年十二月十五日、跡目之儀被_レ仰出。徳川實紀。銀臺遺事。
- (六) 文久二年十一月五日、無足部屋住撰舉心得方達(禁令考卷十八)。銀臺遺事。海南政典。
- (七) 寬永十九年十二月十日、養子跡職之事(禁令考卷三十七)。天和三年七月廿五日、武家法度(同上卷三)。寶永七年四月十五日、武家法度。寶永七年七月、親類を差置、他人を掣養子に願候事(同上卷三十七)。享保四年三月廿五日、同姓を差置、他人を掣養子に致候時之事(同上)。
- (八) 慶長二十年七月、武家法度(禁令考卷三)。寬永十九年七月七日令(備藩典刑卷一)。
- (九) 享保十二年三月、不埒之養子致候者御仕置之事(禁令考卷三十七)。嘉永六年七月廿一日、養子取組之儀に付御觸書(同上)。文恭院實紀、寬政元年十月二日條。世事見聞錄初編(文化十三年、武陽隱士著)。中井竹山、草茅危言卷二、武門養子の事の條。

(十)享保十二年三月、不埒之養子致候者御仕置之事。元文元年九月廿五日觸(禁令考卷三十七)。

(十一)享保十七年三月廿三日、部屋住之者養子願之事(同上)。

(十二)杉原謙著花戸太華翁卷六、樹人建議の條。

(十三)諸士の家に二三男と養れ候ては、妻子さかえ可申様無之、去ばとて、他家の奉公も成がたく、下々へ縁邊養子も成がたく、所謂脚かちりと云ものにて、生涯を空く送候もの多有之、人と生れ候甲斐なく、不便の事に御座候……(花戸太華、樹人建議)。

上下困窮なる故、弟妹次男三男などの厄介片付兼、べん／＼と年月を過す中に、厄介共身の暇に倦て、様々狂ひ出して、一生を誤る者多くあり……依て當世、其身は實正に有ながら、厄介等が家の邪魔をなして、種々の凶事を引出し、大勢の難儀となり、剩へ其身も過失ある者の如く、宜しからざる世間の取沙汰を受け、一生埋る、人多く、又厄介等も、健やかなる身を以て何の所業もなく、殊に下賤の町人、遊民等にも若かざるすぎわひを致し、常に不自由成を忍び兼、殊に身を堅固に持たる連も、報ひも來ねば、退屈を生して、當世風の惡業に狂ひ出すも尤のことなり、爰に於て、小身なる者に、厄介の制度如何致して宜しきか、追々考ふべきことなり(世事見聞録初編)。

(十四)文恭院實記、寛政三年九月十一日條。世事見聞録初編。川路聖謨之生涯。幕朝故事談(溫知叢書第二編所收)。

(十五)享保七年十一月、百姓新規家作並新規商賣停止其外之儀御書付(禁令考卷四十四)。五人組帳前書條目(地方凡例錄七下)。

(十六)地方凡例錄七下。

(十七)明曆二年八月八日令(備藩典刑卷一)。

(十八)同上。享保七年十一月、百姓新規家作并新規商賣停止其外之儀御書付。

(十九)同上。

(二十)天明八年十二月、奉公稼之儀に付御觸(禁令考卷四十四) 夢語(日本文庫第八編所收)。橘南谿、西遊記卷四、奴僕の條。

(廿一)明和四年十月十五日觸(禁令考卷四十四) 草茅危言卷四、窮民の事條。花戸太華、樹人建議。佐藤信淵、薩藩經緯記。安井息軒、救急或問。

第二章 徳川幕府季世の衰態

徳川氏第十一代の將軍家齊、中興の英主吉宗の曾孫を以て、一橋家より入りて、大統を承け、親ら天下に臨みし事正に五十一年、職を子家慶に譲りて後、大御所様と崇められ、西城に在りて政を視し事尙三年なり。其間征夷將軍の閫職を辱うせしのみならず、數次朝獎を蒙りて、終に從一位太政大臣に進み、武將在世の中、則闕の官に任せられし嚆矢と稱せらる。後人此の世を呼んで、大御所時代と云へり。余は今所謂「大御所様」一身の榮貴を説くの邊を有せざるも、讀者若し彼の位人臣を極めしのみならず、子女を有せし事實に五十一人、(其中三十餘人は夭折せり)之を生みし所の姬妾も一腹に二三生あるは稀なれば、其の數やがて四十に上るべしと聞かば、彼が日常生活の如何に奢侈放逸に長じ、起居飲食の間に、其性情を縦にせしかを想察するに餘あるべし。今試に將軍後閣の粉華盛麗を以て、當代社會の下層に沈淪せる貧士窮民の衣食給せずして、一人の所生をだに擧ぐるに堪へず、爲めに都鄙を通じて、洗子墮胎の惡俗を長じたりし窮態に比照すれば、其最も驚くべき對稱なるを知るに足らん。さては徳川氏末造漸衰のさまも、此の中にはの見ゆとも云ふべし。古語に四海困窮すれば、天祿永く終ると云ふもの此の謂か。

家齊の子家慶、父に繼いで將軍たりし事十七年、顯貴榮華父に及ばすと雖も、同じく太平の中に長して、治世の主となり、悠閑の氣象を以て、天下を粉飾せしに過ぎずして、やがて又太平の中に世を辭せんとせしが、あはれ其最後の年、千代田城の海門なる浦賀の灣頭、倏忽として現出せる巨鯨の奔馳に、四方の海波一時に立ち騒ぎて、正に乾旋坤轉の大波瀾を捲き起さんとせり。不幸にして將軍は此の未曾有の國患の中に病を得て、復起たず、彼れが最期の一念の那邊に住せしか、今思ひ遣るだに、多少の感なきを得ざるなり。

此の後天下震撼の歴史は姑く之を擱き、此の前期たる家齊家慶を通じて、六十有七年間、蕩平の世態は如何ありしか、之を曲盡するは本章の目的とする所にあらざるも、余は此の間に著見せる幕府漸衰の形勢を、節を分ちて概説し、以て前の怡安と後の沸亂と相映發せしめん事を望む。

第一節 諸侯の窮乏

徳川氏中世以後の史に於て、最も著大の現象にして、當代にも痛切に感知せられ、又幕府列藩共に歴世の君臣之れが救済に腐心せしは、實に武家の窮乏なりとす。されど、并は天下の通患にして、一地方一局部に偏せる事にあらず、上は將軍の府庫を初として、諸侯のそれに及び、大名、小名、旗本、家人及家老、組士の別なく、悉く疲弊を訴へざるなし。されば之れが原因を求むるに當りても、個人の不檢束、不謹慎に歸すべくもあらず。東西一般の事なれば、東西に通ずる原因を尋ねざるべ

からず、今先づ諸侯に就いて之を探らん。

徳川創業の初、列侯統御の爲め、嚴に參勤交代の制を立て、年次を以て、江戸の參勤の禮を執らしめ、加ふるに、二三の邸第を府内に賜うて、妻子家臣を此處に置き、陰に質たらしめて、其の忠誠を強ひしは、全く前代大番役の遺風、若くは戰國の餘習なれども、其大小名駕馭の策としては殆んど間然する所なきが如し。次に賞罰黜陟の意を寓して、屢々諸侯の轉封を行ひ、幕閣の意に忤ひし七小名をして、一藩を携へて、東西數百里に彷徨せしめしも、亦幕權を張るに於て遺憾なきに似たり。遮莫此の參勤交代、在府及び轉封の三こそ、相須ちて諸侯財政の窮迫を來し、結局武家の衰微を早くするの因となり、運りて幕府の上に還り來りて、家國の覆滅を招くに至りし者なれとは、施設の初、夢想だもせざりし所ならん。夫れ列侯の數十里の遠きを蹈んで、隔年毎に參勤するの洪費と勞苦は非常なり。交通不便に、運輸の機關の備はらざる時に於て、單身旅途に上るさへ、今日吾人の經驗するが如き手軽きものに非ず、況んや提封幾萬石と呼ぶる、侯伯が、數十百の人馬を従へ、長刀、毛槍、先挾箱の儀衛を整へて上下するに於てをや。其の財を糜する事の夥しきのみならず、從士の長途の旅次に病を得て、靜養の途なく、遙に故山を望んで、異郷に客死する者少なからざりしと云へば、其諸侯の君臣にとりて、無上の痛苦なりし事知るべし。殊に戰國時代の往來に、一身の防護に必要なりし人數は、太平の世に入りて無用となりしも、頓て實用は流れて儀禮となる習に

て、一身一家の面目上、俄かに其數を減するを得ず、皆其耗費の大なるを自覺しつゝ、猶必要以上の大數の從士を伴うて、威容を張るの風あり。家格、家風てふもの此間に生じて、牢として抜き難く、一層の困弊を増すの因となれり。されば徳川初世の武家法度に、屢々參勤交代の節の從者の數を減省すべきを令せりと雖も、流弊容易に止み難かりしなるべし。中世以後に至りては、皆窮乏の極、右の如き巨費を支ふる能はず、已むを得ずして、上下往來の途中にては、甚其數を減少せしが如し。されど參勤の制は徳川代を通じて厲行せられ、幕府の認めて、紀綱を張り、覇權を持するに缺くべからざる緊要事となせしのみならず、諸侯も多くは免かるゝに由なき自然の運命と諦らめしなり。時には具眼の士あり、往々此の制を寛にして、其上下の度數を減じ、以て諸侯の困憊を救はんとせり。例へば熊澤蕃山、荻生徂徠の如き、皆試に策を建てしも、實際行はれず。將軍吉宗の如き、徂徠の建策を聽納するに傾きながら、尙ほ其祖宗の嚴制にして繋る所の頗る大なるを思ひ、好機を待つべしとて、決行の勇なかりき。寛政に松平定信、中井竹山あり、安政文久に松平春嶽、横井小楠あり。又頻に此の問題に就いて云爲せしも、無用の辯となりたりて、終に幕末に及べり。されど幕府の之を弛廢するを難りしも、建業の性質已むを得ざる所にして、之れなくんば、諸侯此の如く衰微せざりしにもせよ、幕威の依て立つ所を失ひし事明らかなり。思ふに當時爲政者の胸中、幕府對列藩あるを知て、日本對外邦あるを想はず。早く國家的統合は行はれたれども、鎖國の祖法に安

んじて、經綸の眼を國家全體の休戚てふ大處に着くる能はざりしは、時世の罪にして、固より尤むるに足らず。而して右の如き幕府と諸侯との暗闘は、影響の及ぶ所頗ぶる大にして、商賈の輩をして獨り漁夫の利を受けしめ、以て時勢の大變を馴致せり。即ち參勤交代の制は、之を經濟上の見地より見れば、主に分配を事とせし商賈が、偏に消費者たりし武家の弊に乗じて、財利を貪るの機會を作りしものと云ふを得べし。

大小名年を定めて、交互在府するは、右の制度に伴ひし所にして、其間城門の警衛、幕府祖廟の防護、防火等諸種の公役に服するの務あり。隨て多數の士卒を府邸に止むるが故に、其費用の莫大なりし事、到底在國の年の比に非ず。されど之れが爲めに、「天下の御膝下」たる江戸の膨脹の速力は非常にして、年と共に、諸國の士商農工益々幅濶し、所謂邸第雲の如く、樓閣星の如く、富商温戸甕を連ねて、繁榮限なし。千門萬戸をのがじ、都下の殷盛に寄與しつゝ、人家は櫛比して、江戸八百八町の稱空しからず。戸口は天明七年、既に百三十萬を數へて、享保の頃に二倍せりと云ふ。しかもこは、江戸在籍者の人別なれば、此の上に大名屋敷の士卒、并に籍外の浮浪を積算すれば、當時都門に生を送りし者の全數の至大なりし事推知すべし。さて其初め武家の遺財を拾はんとして、諸國より集まり來りし商工は、次第に富を積んで、鉅萬に至り、豪華風に士流を壓せり。此の間物質的文明の進歩は駭々として止まらず、且つ彼等は財力豊かなるまゝ、其意に隨うて欲望を満たす

が故に、自から彼等より成れる江戸の中流社會には、往昔儉素の風地を拂つて、奢侈の俗世上に瀾漫し、旋て武家に及びしは自然の勢なり。加之由來江戸は生産足らずして、消費多きが故に、萬品の支給之を大阪其他の地方に仰ぐを以て、運輸轉漕の費の爲めに、物價は彌騰貴す。而して其利を受くるものは只工商の輩にして、數百の人士を擁して、此る多費なる都門の生活を遂げし諸侯の、愈々困弊に赴きしは當然ならずや。當時朝野有識の人、時弊を默視するに忍はざりし徒、皆武家の窮乏を以て、其の奢侈に歸し、力を極めて之を制抑せんとせしも、奢侈は或る程度迄は、物質的文明の進歩、生活程度の高上に伴ふ現象にして、一二者の力を以て、之を壓止し得べき限ならず。况して己れより社會的地位の遙に低く、殆ど齒するを耻ぢし町人輩の、己れより遠く勝つて贅澤なる生活を送ぐるを見ては、武家の階級のみ、いかで往古の樸素に甘んずるを得ん。此くて諸侯は毎年財を封地より齎らして、之を江戸に散せざるを得ざる運命を有し、結局邑里の凋弊を招きて、都門の過昌を致せしなり。

中井竹山其著逸史に於て、大名轉封の制を誹り、これ權時の法にして、以て永制となすべからずと云へり。思ふに此の制は其の説くが如く、戰國疆土日に啓け、舊疆割盡して、新壤餘ある時、臣下を黜陟せし際に成りし習俗にして、因襲の久しき、人にて賞罰の意を寓する良制として怪まざるに至りしも、之が爲め、諸侯の財を耗費せる事大なり。其立制の本旨の、果して侯國の富厚累世、民

心固結して、將來尾大掉はざるを致す事、唐季藩鎮の如くならんを慮りしに在るや否やを知らざれども、其結果自から右の所期ありしを推想せしむるものあり。勿論國持の大藩は、常に風馬牛相聞せざるが如き實ありしも、外様譜代トヤツの中小諸侯の此の弊を受けし事尠なからざるべし。又も轉封の際に、削封を受けしものは云ふにも及ばず、表面同一の石高の地に移されしものも、其實封に非常の差異あるもの少なからず。又土地の肥瘠、農商の貧富、戸口の疎密皆一ならずして、東西轉遷の際の宏費は姑く措くも、入部後忽ち感せらるゝ國情の相違は、萬般の施設の上に非常の煩勞を來せしものあらん。されば假令祖宗以來銳意治を圖り、民庶の撫育に力めしとするも、轉封の命下らば、積善の餘慶一朝にして淪亡リンボウし、他人弊政の後を承け、全く己れの熟せざる民意を付度ツクダテして治化を布くの困難は坦々たる熟道を去て、荆棘の中に没するの思ありしなるべし。此の如き事情の下にある諸侯藩國の富強の道を失せしは、少しも怪しむに足らざるなり。

以上の三は徳川立國の大本なれども、其勢力の源泉なる武家の階級の弊にして、己が脚下に壓抑せんとせし商工の利とする所なりし點に於て、同一の結果を齎らせり。此の外大名に課せられし築城、治水其他臨時の土木助成の公役、又は將軍後閣の吉凶慶弔、歲末年始、參府賜暇等に要する獻貢及腐敗せる有司に對する賂遺の、彼等にとり容易ならざる負擔にして、等しく商工に射利の機會を供し、其富の集積を助けし事勿論也。要するに、右は幕府の立制自然の結果にして、何人にも其責を歸

すべきならねど、此の如く武家窮乏し、町人獨り富むてふ社會の病的現象は、天下形勢の變動を促がせり。即ち此の時勢推移の間、如何なる事象を胚胎タイブイし來りしかは、最も注目し値する所なるべし。諸侯の財用困乏の因を考ふるに於て、尙看過すべからざる事實あり。熊澤蕃山曾て論じて曰く、近年豐作なるが故に士民共に困窮す、士民窮すれば工商利を得るの途なく、浪人も、其日過の小民も皆然り、是れ米の產出過多なる故なりと。此の説一見奇異なるも然らず。そも我邦古來、農を以て立國の基礎となし、就中米は五穀の主要なるもの、又生活に必須のものとして、百般貨物價格高下の標準たり。殊に徳川代諸侯の財源は全く領内の租米なるが故に、九州、中國、關西の藩國は、之を大阪に、關東、東北諸侯は江戸に搬出し、其他便宜賣却して、金錢に代ふるを常とせり。(大坂藏屋敷の設けあるは此の爲めなり)されど天下承平の化を受くる事久しかりしと共に、耕田の新に開發墾闢せられし者少なからず。又耕耘の術の進歩も著しきが故に、米の産額の増加せる事大なるべし。是れ一は人口の増殖によりて、自から催進せられしならんも、牧畜、林業、鑛山等其他の利源開發の業の甚だ幼稚なる爲め、農民の全力を擧げて米の生産を盡さしめし結果なるべし。且つ各藩割據して、運輸轉送の道開けず、又鎖國の習固くして、米粟の海外輸出は嚴禁せられたれば、假令國內の人口繁殖せしとは云へ、之に比して、米の產出の過多なりしを察するに足る。故に年凶荒にして米穀コメ登らずんば、各藩有無相救ふの便なく、又倉廩に儲穀乏しきが故に忽ち饑民を生じ、餓殍ガコウ道に横はるの慘狀を呈

せしに拘らず、五風十雨の宜きを得、墾畝^{ウツカ}油々たる豊年に際しても、尙米の産額需用に餘ある爲め、之を錢に代ふるに當り、賣價の低落を免かれず^(十)。されば租米は多少増加せしとは云へ、豫算の如き歳入を得る能はずして、財政の逼迫を來たせし事屢々なるが如し。右の如き形勢は、既に中世以前に成りしも、幕府諸藩共季世に至るまで、専ら米作を重んじて、其の産額を制限する事をなさざりしのみならず、益々新田を開墾して之を増さんとし、又頻に他の作物、例へば煙草、甘蔗等を以て耕田を占むるを禁せり^(十一)。こは歳入を増さんとする當然の政策なりしならんも、米の價格は天下一般、殊に江戸大阪に於ける市價に因るものなれば、生産益々過多にして、價格愈々低下せし事疑なし。但し惡貨の濫鑄其他の原因の爲め、錢の價に古今の差異あれば、米の市價の呼聲の古より高かりしは右の反證となすに足らずして、只他の物品の價格と比較して、上の事實を察すべきのみ。右は全く外國輸出の途なき米を以て、唯一の財源とせし結果にして、即ち國家經濟の上より觀察すれば、米以外何等かの生産を盛んにするにあらずんば、國庫の充實を見る能はざりしなり。されば諸藩の中、終に米作の富をなす能ざるを知りて、他の生産に従事せしものありて、功を成せしものも少からず。されど尙多くは米穀のみに眷戀して、専ら新田の開墾、古田の改良に力め、自から妄りに惡水溜の池沼を埋めて、豪雨の際氾濫^{ハツク}の災を深くせしものあり。或は當時山師と呼ばれし奸民に誑^{ウツク}かされて、大費を徒消せしものもありと云ふ^(十二)。此の米作偏重の習は今尙東北に残りて、往々饑饉の慘

禍を招くの事實あり、以て往事を推すべきなり。

以上述べし所は、余が諸侯窮乏の主因と認めし者にして、畢竟幕府の制度、若くは國家生産の發達に伴ふ自然の弊害なれば、當代如何なる偉人出るも、其の禍を脱するを得ざりしものなり。之より、余をして右の諸因の齎^{ウツク}らせし諸侯の窮態を語らしめよ。

諸侯の領民に課し得る貢租には限あり、如何に府庫の虚耗を告ぐるも、之を補ふに、悉く民に取る能はざれば、富商豪民に膝を屈して、借債をなすの外なし。而して多くは江戸大阪の豪富の金錢の貸借を以て業とするものあるを便とし、之に依りて、一時の用に充つるの習を生ぜり^(十三)。されど社會的地位の卑くして、自己の權利の枉屈せらるゝ事多き彼等富商に取りては、此事利殖の好方便なれども、又返済を得ざる場合、甚だしき損失を蒙るの危険あるが故に、勢其利息は高からざるを得ず。然るに借受の財を以て不生産的費用に充つる大名の側に於ては、此の高利は非常に困難なる負擔として、元金の返辨をして益澁艱ならしむるなり。從て中世以後、諸藩勘定奉行、勘定方等と稱して財政に干與する諸役人の主務は、債主たる商民に對する折衝應接^{セツセツ}にして、舊債の整理、新債の借入等に全力を傾注するの趣あり^(十四)。故に勘定奉行等の忠功の有無は、借財の能否による事となり、自から利口便佞の小人財用の局に當り、入るを量りて出るを爲すてふ財政の根本義を没却し、専ら目前の苦を救ふに急にして、國家百年の大計をなすものは極めて寥寥たり。此くて自から媚を商買に納

る、の弊を生じ、富豪の鼻息を窺ふの陋態あり。彼等の金を借らんとして、富室温戸を訪ふや、一藩高祿重任の士として従者數十人、儀衛儼として犯すべからざるものあるも、苞苴を重くし、金主に接して、之を敬重する事王侯貴人の如く、其僕従たる手代輩の顔色を伺ひ、其一顰一笑に喜憂するの醜態傍觀するに堪へざりしと云ふ。さては又銀主付合と稱して、酒食淫蕩の間に金主の好意を求め、僥倖を希ふものもありて、士風の墮敗を馴致するに與つて力あり。

此の如く有司借財の術を盡くして、一時の安を偷むも、頓ては其の返済を迫られて、若し之を否まらんか、今後融通の道盡き果つるの恐あり。已むを得ずして、領内の賦斂を重くし、往々七公三民に及ぶ許の過當の租米を請求するのみならず、農民に迫りて、翌年又翌年の貢を前納せしむるあり。或は商賈をして諸種の運上を納めしめ、課役の色目を増して、錙銖の利を盡くし、若くは多額の用金を賣の取りて、下民の凋衰を省みざる者あり。甚しきは百姓に命じ、其所有の田畠を典當として、連判して他領の金穀を借りて、之を府庫に納めしめ、後日償ふ能はずして、債主より公訴に及び、終に無辜の下民をして、流離困頓せしむるものありしと云ふ。而して其の累の及ぶ所は、常に農商に止まらず、家臣たる士流に至りても御借上と稱して、其實永久に知行扶持を削減せられ、三割減又は半減、尙其上にも及び、終には面扶持とて、格式の尊卑任職の高下をも問はず、只家口の數を標準として、扶持米を給して、彼等の妻子をして饑寒に泣かしむるに至りては殆んど言ふ所を知らず。然れども

こは天下の通患にして、諸藩其の揆を一にし、何れに於ても、家臣に本高の封祿を給するものなかりしなり。

そも政財の紊亂は諸般制度解弛の因たり。凡そ封建時代に於ては、士流と農商との區別森嚴なるを要するも、府庫の空乏を救はんとして、不時の用金を庶民に命ずるの習一轉して、之を誘ふに苗字帯刀、乘馬紋服の許可、士分の格式知行扶持の授與を以てし、沿習して賣官に類する惡風を生じ、果ては何の格式何の名號は、幾何額以上の献金を要すと云ふが如く、賣官の價格を定めし地方もあり。或は只口辯世才に長せる詭譎の商民を登庸して、勘定所添役とし、専ら金銀借入の周旋をなさしむるものあり。此くの如くして、市井の小民をして、一藩の財政に干與せしむるに至りては、階級制の壊敗を兆せりと云ふべきか。尙此の外に財用の空渇に伴ふ弊政少なしとせず。家臣の減知、用金の誅求、租米の過當、前納さては借銀を以て尙必用を充たす能はざるが故に、更に銀札米札と稱する紙鈔を濫發し、通用の便なるまゝに、他領まで流入すれども、正貨の準備乏しければ、やがて引替滞り、隨て價格低落し、財界を攪亂するのみならず、隣藩の奸民此の機に乗じて來り、紙鈔を廉價に購ひ去り、轉じて藩の公署に赴き、正貨に交換を強要するものあるも、他領の者なれば、強ちに官威を以て抑へ難く、自國の弊を忍んで、他藩の奸民を肥すの結果を呈せり。又世に惣益講と稱するもの行はる、一種の搖會(無盡)なれども、其實隱瞞して利を得るの術にして、

長く講中の禍を爲す。文政の頃諸侯に此の法を行ふものあり。就中藤堂、佐竹二家の如き、其最も甚しきものなりしと云ふ。夫の水戸藩にも此事ありしが、流石に義に背き國體を失ふを愧ぢ、之を禁絶したりと云ふ。^(廿一)以上皆當時に著見せし藩國の窮狀なりとす。

参 考

- (一) 大諸侯大勢の供廻りにて、歸國はいつも夏の旅行なれば、別して病人多し。年々道中にて渴死の人、さだまりて數人あり。又病人大阪邸中に留り、保養を加へ、終に客土の遊魂と成もの、定まりて數人也と聞く(草茅危言卷之一、參動交代の事の條)。
- (二) 慶長、寛永、天和、寶永の武家法度(徳川禁令考卷三)。
- (三) 余嘗て、舊伊豫宇和島藩家老松根氏所藏の書類を見しに、中に年代は知れざれども、徳川季世のものと思はる一文章あり、午年參府、未年歸國の參動交代の費用の概算書なるが、藩主は六人掛りの通駕に乗れども、從士は上下僅かに十人に過ぎずして、外に貸人四人、貸馬一疋あるのみ。同藩は大廣間席の十萬石高なれども、尙右の如し。されど、當時播磨路東海道を通じて、宿料は一泊一人銀二十目、關東第一の要害と云はれし大井川々越人足賃、一人三匁五分てふ物價、勞銀の割合なるに拘らず、貸人手當、夫銀馬代他種々の雜費嵩みて、兩年一往來に費す所四貫三百九十二匁に上るのみならず、之を外にして、從士に免除の役米川捨の米、豆、臨時の扶持方等、全く參動するが爲めに支出する米二百八十七俵餘、大豆十五俵餘ありと云へば、窮乏せる大名に取りては、容易ならざる負擔と云ふべし。
- (四) 松平定信諫鼓烏(樂翁公遺書上所收)。草茅危言卷之一、參動交代の事の條。

(五) 昨夢記事第二卷、二月晦日の條の建白。小楠遺稿、幕府に建言七條。

(六) 昇平夜話(寛政八年著)上篇卷之一、本務當務の部。

(七) 草茅危言卷之一、參動交代の事の條。

(八) 諫鼓烏。

(九) 大學或問、富有大業の條。

(十) 昌平夜話下篇卷之一、風俗の部。

(十一) 寛文七年閏二月十九日、元祿十五年十二月、寛政三年九月十三日、文政元年十二月、天保五年等の觸(禁令考卷四十三)。

(十二) 近年は山師と云もの有て、古田の障り、水澄の災杯には構なく、少しの空地池沼も新田に見立、金元を付、金子を出させ、自らは口先計りにて働き、金澤山に遣ひ、飲食杯心儘にして世渡りの營とし、若し不埒なれば其所をかけ逃し、他國へ行、又新田を見立、願を取組、其間物澤山に遣するを業とし、其向き懸り役人杯へは重き贈り物杯して取り入、辯舌に任せ、色々むまみ有様に云なす故、目前の小利に眼暗み、山師の辯舌に誑さる、事多し(昇平夜話上篇、卷之二、政事の部)。

(十三) 夢語、(日本文庫第八編所收)。草茅危言卷之一、諸侯大借之事の條。破れ家のつ、くり話上。

(十四) 破れ家のつ、くり話上。

(十五) 酒田の本間尾關が我等か墨跡を請候由、就ては應對之趣曲に被申聞、家國の爲に用立候者のこと、認て遣可申旨令承知候。成程金主といへは唯々財利に走る小人の様にて、金銀の用を足すか喜敷連、墨跡を贈るとは耻しきことの様に候得共、此用立候金銀は何の爲なると申に、皆國家、社稷、四民の爲に用候金銀、其

金銀を用立候金主は別國家、社稷、四民の安る政の用を助候者ども、況此度、中老の四民の爲に頼れ候忠誠に感服して、其頼の趣を宜敷聞届候者、義を知りたる人、四民の思ふ人に候得は、何拒ことも有まじく候得ば、被_レ申聞_レ候通、絹地に幅認、中老手許まで、近々可_レ遣_レ之候。(寛政五年九月廿五日、上杉鷹山公より、其老臣荏戸太華に與へたる書翰の一節、荏戸太華翁巻頭所收)。

(十六)破れ家のつ、くり話上。

(十七)松平定信、國本論卷二、(樂翁公遺書上所收)。

(十八)草茅危言卷之一、諸國大借之事。

(十九)昇平夜話上篇、卷之一、武備の部。破れ家のつ、くり話上。横井小楠、嘉永年間遊歴聞見書(遺稿所收)。

(廿)破れ家のつ、くり話上。世事見聞録初編。

(廿一)佐藤信淵、薩藩經緯記の序。

第二節 士流の疲弊

諸侯窮乏の状態前節に述ぶるが如く、又其是に至りし所以のもの此の如しとすれば、彼等と共に武家の階級を組成せる幕士及び藩士も、亦同様の窮境に陥りし事、略推知すべし。今先づ將軍の直參たる旗本家人(ハコトノカミ)に就て、其の疲弊の一斑を述べん。

所謂大御所家齊の世、文化の比に當り、私に當代武家の窮態を録せる書あり、其中に曰く、今の十萬石の人は昔の五萬石にも及ばず、萬石の人は昔の五千石に及ばず、千石の人は昔の五百石よりも

手薄なりと_(二)。是れ一時の漫語に過ぎざるも、武家生活の難易に於ける古今の變、凡そ此の如きものありしに似たり。前既に述べたる如く、武家として、分外の奢侈に耽りしとの誹はあれども、是れ又物質的文明の進歩に伴ふ餘弊にして、諸種の不可抗力は其の身邊に纏へるなり。彼等の祖宗槍先の功名の餘澤に浴して、食祿を世々にせし事、一面より見れば無上の幸福なれども、开は之に依りて、優に世途を遂げ得らるゝ間にこそさもあれ、若し限りある祿米のみにては衣食足らず、歡樂求め難くして、他に一粒一錢の入るべき途なく、又之を得んとするも、却て制禁密なりとすれば、前に渴仰せる世祿は忽ち身を縛する桎梏となりて、其重に苦むべし_(三)。此の如き幕士の窮態は、早く中世以前に初まり_(四)、夫の元祿放逸の世を経て著しく、此の後年々歳々世の下ると共に愈々甚し。七代吉宗の世、非常の壓力を用ひて武士の儉素を強制せしも、其易費(ユキツ)と共に、反動の勢は尙烈しく、須臾にして田沼時代の混濁を生じ、殆んど武家を擧げて、之に浸染して、漸く救ふべからざるに至れり。此くて松平定信、水野忠邦等をして、辣手腕を振ふの已むを得ざるに及ばしめし、其後の狀況は如何なりしか。是より先き、寶曆の比、一代の奇士平賀鳩溪が世俗の華美を譏れる中に、今旗本の武具質屋の藏に朽つるもの夥しと_(五)。當時の武士とて、固より其生命とも云ふべき刀劍、甲冑を典賣するは、好むべき事ならぬを知れども、衣食給せずして、目前に妻子の饑寒に泣くを見るに忍びず、太平の世の難有さに、無くとも日々勤に事缺かぬ武具の類を先づ人手に渡して、一時の急を凌

ぎしは、已むを得ざる處置なるべし。右の如きは尙可なり、寛政後に至りては、番士等の番に當りて登城するに、衣類に事缺き、質屋より偽りて取寄せ、着用して、歸宅の時直に之を返すの類少なからず。僕隸の徒嘲りて、「上げ下げの上下を着て、御番の上り下りをなす」と云へりとは好笑話なれども、其の窮状寧ろ驚くべく憫むべし。

窮乏の武士の最も倚頼する所は借財なり。商人への買掛けの延滞は勿論、或は高利金、座頭金、日濟錢など、過當の利子を貪らるゝも厭はずして、之を借り入れ、益々困乏の極に至るなり。是れ彼等元來信を商賈の間に失するが故に、筋立ちたる融通極めて困難なるに因るなり。そも幕士の町人に負へる負債は、元祿の令までは、訴ふる者あらば、尙其頭支配にて吟味すべしとあれども、享保には、金銀出入の公事を取り上げすと令せし爲め、大名小名以下債務を果さず、之を訴ふる者あるも、「切金」となりて貸主の損失に終れり。故に夫の浪人山下幸内なる者、吉宗に書を上りて、時弊を指斥せし時、之を衆人批難の隨一に數へたり。尙寶曆にも、亦組支配にて取合はざる様命せり。かくて詭譎の徒尙財利を貪り、武家の需用に應せん爲め、終に一計を案出して、世に名目銀なるものを生ぜり。蓋し債の滯るを慮り、高貴權門の威を假りて、之を收めん爲めに、預め其名目を籍りて之を表面の金主とするなり。又「御貸附金」と稱せらるゝもあり、是等東叡、三縁の兩山等より出でしものにして文化の比最も世に行はれたり。

幕士の世祿に二種あり、一は知行取とて、采邑を領せし者にして、比較的上流の士なれども、窮困の餘には、百姓に迫りて、來年來々年の租米を先納せしめ、又は臨時金子を納めしめて、時ならぬ收納の證文を與ふるもあり、是最も民を苦しむ所なり。二を切米取と云ふ。即ち廩米を給せらるゝの士にして、もと小身の輩多し。季世に至りては、知行取も、水旱等の天災の爲め、收租の確ならざるが故に、請うて廩米に改められしもの多し。是等皆藏宿札差と稱せられし商賈の誅求に會うて最も窮状を暴露せり。藏宿はもと、幕士の祿米を抵當として、金を貸すを業とせしも、其窮困に赴くに從ひ、其求に任かせ、次第に次季の廩祿を典當として、豫め金錢を貸付くるに至れり。然るに、彼等は少なからぬ利米を貪るが故に、後には祿米の半高をも元利の辨濟に失うて、幕士の困窮は益々甚しきに至れり。是に於てか、松平定信寛政の弃捐の令あり、其詳細は今述べざれど、此る英斷を以て、兎も角一時武家の疲憊を救ひ、札差輩を抑うるに非ずば、幕府勢力の源泉たる武士を涸らすを以てなり。然れども、此の政策の武士に與へし利益は一時の事にして、且つ之が爲めに、札差等をして、武士への貸出の危険を感せしめし事甚しきが故に、一般武士の家計に、逼迫の度を加へたるが如し。幕府は弃捐令を發すると共に、藏宿に嚴命して、今後の貸出を自由にし、武士の融通の求に差支なからしめ、又別に貸附會所を設けて、之に公金を下附して、藏宿等へ貸與し、幕士への貸出に便せしめたりと雖も、商賈は將來再度弃捐の痛苦を嘗めん事を恐れて容易に其の求に應ぜ

ず、金子不廻の口實の下に貸出を謝絶し、若しくは事を貸附會所に託して、之れよりの貸下を待ちて其望みに従はんとするが故に、抵當を提供するも尙應するものなく、結局新債を起さざるを得ざる輩に對しては、以前に増したる困難を感せしめし事知るべし。爲めに彼等の中に、潜に有司を動かして、弃捐の令を取消さしめんとするものもありしと云ふ。定信も亦右の處置に苦心し、再三藏宿に嚴令して、貸出さしめんとせしも、一度弃捐の令によりて招きたる金融界の恐慌は、幕威を以てするも如何ともする能はざりしが如し。此くて窮餘の武士は、策に盡き果て、浪人又は藏宿師と稱せられたる不良の徒を使喚して、藏宿に借財の強談を試ましめ、若し肯んせざれば、暴力を加へしむる輩を生せり。右の如き武家對藏宿の關係も、年月を経るに隨ひ、漸次融和せしならんも、武士の容易に金を借り得るも、亦同じく其窮を増す所以となり、此勢改まる事なくして、天保十四年に及び、夫の水越改革後に、藏宿師をして、苦き經驗を再びせしめたり。此の前年、幕府は旗本を救はん爲め、猿屋町會所に若干の公金を下附し、之を年七分の利子、二十五箇年据置、二十六年目弃捐の法を以て大借を有する旗本等に貸し與へ、之を以て、藏宿の借財を拂はしめんとせしも下附の公金に限りて、周く貸與する能はず、其他にも支障ありて永く實行するを得ず。翌年遂に之を止め、改めて札差借金主法替を命じて、貸金新古の別なく、無利足年賦濟となさしめ、しかも向後の貸方は、舊來の如く差支なからしめよと令せしも、誰か應ずるものあらんや。藏宿等に便する爲

めとて、會所の金を年五分の利足を以て貸下げたれども、利に敏なる彼等、如何で此の利足附の金を借りて、更に償却の見込確かならざる武家に對し放資すべき。實際に於て、武家の疲弊を補ふ處なく、却て世の怨府となれり。

右に述ぶるが如き、武士の窮狀に伴ふ弊害は勝げて言ふべからず。人馬武具有無の詮索は遠く論ずるにも及ばず。堂々たる武士にして、一僕一婢をも置かず、自から薪水の勞を取るもあり。或は手技の小工を内職として、僅少の賃錢に家計を補ふもあり。屋漏り、軒傾ふけれども、修葺の費無ければ、座するに疊なく、草履を穿ちて室内を行くあり。甚しきは、己が屋敷にも住み兼ねて、貧賤の庶民と共に窮巷に雜居し、其風采武士とは見えす、只時々帶刀して、隣人をして呆然たらしむる者ありしとも云ふ。されば文武の修業に、思を潜むる者の極めて稀なるは、言を須たす。勤役なき者は、何の爲す所もなく、世祿を食むのみにして、醉生夢死するか、さなくば、博奕等によりて奇利を得んとし、武家屋敷は安全なる賭場たるの觀をなせり。而して之に伴生せし弊害の最も甚しきは、家人株の賣買と渡り者の跋扈なり。

そも幕府家人の厄介は、彼等に取りて、無上の困惑となりし事は緒論に述べたり、是れ其窮をして更に窮ならしめし原因なり。さて其中にも言及せし如く、養子の選擇に際して、自家の貧苦を救はん爲め、養子の人物素性よりも財貨を重んずるの弊、一轉して、養子の素性人物を選ばず。陪臣、浪

人、町人、百姓に論なく、只持參金を欲求して、養子の約を成し、血族中に適當の人物あるにも拘はらず、幕府を給きて公許を得、彼輩をして直參の旗本家人に列せしむるに至り。中には直家督とて養子となすと共に、直ちに家を譲るを約し、幾分の隱居米を得て、自己の一生を終へ、事實に於て祖先の祀を絶つもあり。或は身生きながら死せりと偽はり、家を右の如き養子に明け渡して、己れは奉公の身となり、他家の用人等に住み込む輩もありしと云ふ。是れ實際には家人株の賣買なり。右の惡風は享保以前既に存せしも、吉宗の時嚴に禁斷して、一時之を免除せしも、後再び起りて、末には常の事となり、怪む者もなきに至り、是に庶人をして士流に潛入せしむるの機會を作れり。彼等にして、一度與力徒士の如き卑き家人の株を買うても、季世には「譜代場」と「抱場」の限界寬縱なるが故に才力のあるまゝに累進して、堂々たる旗本に列せし者も少なからず。水野忠邦老中たりし時の有力者たりし久須佐渡守祐明の如き、全く信濃より出で、買株により出身し、終に勘定奉行に列し、其子祐雋も亦佐渡守と稱して、幕末大阪町奉行に任せられたるが如き、右の一例なり。故に幕人と云へば、多く三河武士の後裔と思はしむれども、其實に於ては、上の如き混化を受けしなり。如上の現象は、武士と庶民との階級の早晚撤去せらるべきを示すものに非ずや。而して其基く所は、武士窮困して其家を持する能はず、自己も亦武士たるの修養に乏しくして、庶民と能不顛倒せしによる。僭て此く買株によりて俄に武士となりし輩には、後榮進するもあれど、中には奢侈に

耽りて、又家を持する能はず、再び他人に株を賣渡して、己れは元の如く、庶民の群に混入して、町人職人となり、甚だしきは賣女屋、船宿、遊藝者等の賤業を營みて、昨は武士として登城せし者、今日は右の如き下種となる類も少なからざりしなり。

凡そ相當の身分ある旗本は、本來譜代の家來を有すべきなれども、家計の豊かならざる爲、之を養ふ能はず。後には一季半季の渡り者を雇うて、總ての用務を委すに至れり。故に此る渡り者として、素行修まらず、奸猾の風に長せる輕薄小才の徒、武士の家庭に入りて財用を掌るが故に、貧窮の主人を奇貨として、私を營むを常とし、中には閨閣を紊して大事を引起す輩もあり。又「仕送用人」とて、若干の金子を用立つる約束にて、家來となり、之より領分知行の仕置を初め、公私用務の全權を握りて、盛に私福を擅にし、放縱にして、生命を用ゐざるもの少なからざしと云ふ。是れ亦武士の庶民に制せらるゝ一現象なり。以上幕士の生活状態の一斑なり。

諸藩の家臣に至りては、諸侯の窮乏の餘弊を蒙り、知行は減せられて、多くは半知宛行となり、且つ他資の收むべきものなく、厄介は多くして衣食給せず。武士とは云ひながら、其實庶民に劣れること數等なる生活を送るもの多かりし事情は幕士に等しく、殊に江戸詰の者の窮狀は、之に劣らざりしなり。會々其主より助成の爲め、貸下金等あるも、往々利金を徴せらるゝものありて、救濟の實なし。幕末諸藩に於ける儉約令の如き、此る家臣の窮乏を補はんとせしものにして、皆衣食品質

の微に至るまで干渉せり。彼等の腐敗は假令幕士の如きに至らざりしと雖も、其の貧苦を暴露しては、自から奴婢其他の侮蔑を買ひ、幕士と同じく、庶民に壓倒せらるゝの状を呈せり。(三十一)

参 考

- (一) 世事見聞録初編。
- (二) 昇平夜話下篇卷之三、俸祿の部。
- (三) 寶永四年十月の令(禁令考三十七、知行の部)。
- (四) 頃日文耕録卷八。
- (五) 昇平夜話下篇卷之二、武備の部。
- (六) 世事見聞録初編。
- (七) 元祿八年令(禁令考三十七、借金銀の部)。夢語。山下幸内上書。
- (八) 寶曆九年七月借金銀之儀に付御觸書(禁令考同上)。
- (九) 松平定信庶有編(樂翁公遺書上)。
- (十) (十一) 世事見聞録初編。寶永四年十月の令。
- (十二) (十三) 寛政元年九月十六日、同十一月六日、二年二月十七日等の藏宿に關する觸(禁令考卷三十七、借金銀の部)。
- (十四) 文政八年十一月藏宿借金談方之儀に付御觸書(同上)。
- (十五) 天保十三年八月三日、同八月八日、十四年十二月十四日、同廿一日等の札差に關する令(同上)。
- (十六) 森山孝盛蟹の燒藻(温知叢書十一編所收)。

(十七)(十八)(十九) 川路聖謨の生涯。世事見聞録初編。

(二十) 渡り風とは放逸無頼にして、一寸遣り、一日暮しの遣放し、卒忽に喧嘩を仕懸け、博奕、爭論、賭物、酒食、淫色を好み、耻を知らず、義理を辨せず、無理の強み立をし、氣魄之我儘云計り無者也(昇平夜話上篇卷之三、風俗部)。夢語。

(二十一) 飯米を年中四十俵も食する家内にては、年中の諸雜用凡三四十俵入もの也。然ば家内八九口なれば飯米諸雜用凡七八十俵也。七八十俵より以下賜る士は、耕に易ふに足らずと云べし。耕に易ふに足らざれば士と云へ共常の心を存し難し(同上下篇、卷之三、俸祿の部)。

第三節 農民の凋衰

武家の困窮の度の加はると共に、彼等の領地に住める農民の誅求を蒙りし事尋常に非ず、五公五民は租賦の中庸を得たるものなれども、七公三民の横歛を敢てするものあるに至ては、農民たる者何とて堪ふるを得ん。年貢の先納も常の事にして、不時の用金を命せらるゝも珍らしからず。彼等にして之を調達する能はずば、其所有の田畠を典當として他領より金穀を借り入れて、之を上納せしむる事、前既に述べたり。其暴を極むるものに至りては、百姓の之に應せざればとて、手鎖の刑に處するあり。(三十二) 明達の賢相松平定信嘗て農民の疾苦を論じて曰く、宮室の安、妻妾の奉、衣服飲食の美は皆人の欲する所なれども、民の居る所は膝を容るゝに足らず。妻妾の奉を欲すれども、不幸にし

て終身妻を得ざるものあり。又之を得るも、納租に窮しては之を鬻ぐ、且つ食は糲飯腹に満たず、服は弊衣肌を掩はず、時に木皮草根を食ひ、露身風霜の寒を侵すと。徳川季世の農民の凋弊を語るものとしては必ずしも誇大に失すと云ふべからず。彼等は豊年にも凶年にも同じく苦むなり。豊年には米價狼戾し、且つ責逋急なれば、米粟盡きて尙償ふ能はざるなり。凶年の慘は今更言ふに及ばざるべく、殆んど骨を削て食とする許なり。是に於て百姓の耕作に望を絶ちて、他に生業を求めんとし、故里を逃亡して、三都等へ集り来る者頗る多し。彼等後には離散したる妻孥を見捨て、前は寄邊なる都門に向ふ其情最も憐むべし。故に松平定信の算する所に據るに、天明五年より六年に至る一年間に農民の數を減ぜし事、實に百四十萬に及ぶと云ふ。此の結果として、地方の耕田荒廢して、都會の遊民増加せり。乃ち幕府は屢々令を下して、百姓の奉公の爲と稱して、濫りに都會に出るを禁じ、名主等に命じて、村内の田畠の耕作に缺くべからざる人數を取調べしめて、若し餘ある時のみ、百姓の他國に赴くを許せり。此の如き窮困に伴うて、夫の洗子、墮胎の惡俗を助長したり。當時天下を通じて各地方概ね此の風ありしも、就中東國には常陸下總甚しく、西國には美作日向等其最たりしと云ふ。領主の苛政の外に農民を苦しめしは浪人の横行なり。彼等浪人は、罪ありて、若くは其主の困窮なる爲め世祿に離れし徒にして、容易に己に適する生業の得難きまゝ、諸方の邑里を横行して、無力の百姓に對し、金錢止宿を強求し、之に應せざれば危害を加へ、又黨類を結び

て群行し、地頭領主も之を制する能はざるあり。良民の之に苦みし狀想察するに足る。百姓の結黨して亂を起し、若くは居村を逃散して領主を苦め、或は江戸に集りて、其の屋敷の門前に強訴する類は、天明以後屢々見る所にして其是に至りし所以は、皆領主代官の虐政に堪へず、多數の力に訴へて其苦惱を免かれんとしたるなり。幕府諸藩共に之を處分する事嚴厲を極め、峻刑酷罰を用ひて假借せず。其主謀從犯を併せて殛罰するを常とせり。是れ武威を墜さざらん爲めなれども、是が爲め人心益武家を離るゝに至れり。

參 考

- (一) 地頭に對し強訴、其上致徒黨逃散之百姓御仕置之事の中、元文四年四月、青山丹後守家來安東茂右衛門への申渡(徳川禁令考後集卷十三)。
- (二) 松平定信國本論卷之二(樂翁公遺書上)。
- (三) 同物價論(同上)。
- (四) 安永六年五月二十六日奉公稼之儀に付御觸、天明八年十二月の同觸(禁令考卷四十四)。
- (五) 明和四年十月十五日觸(同上)。草茅危言卷之四、窮民の事條。
- (六) 明和六年六月、文化九年六月廿四日、天保十四年七月十四日等の浪人に就ての觸(禁令考同上)。
- (七) 寛延三年正月、明和四年閏九月十一日、同八年五月廿三日、安永六年九月、天明三年十一月等の百姓徒黨強訴に就ての觸(同上)。

(八)此る中に、出羽莊内藩こそ稀有の例なれ。天保十一年藩主西井家に轉封の令下りしも、領内の百姓等之を悲しみ、同氏入部以前は、非常の濕地にて、洪水の憂も絶えざりしを、同家の丹誠にて、諸種の土工を起して、良田を作り、終に夫の天明の大饑饉にも、一人の飢民をも出さざりし程の富饒とならしめ、民の其慶に頼る事喻ふるに物なしとて、幕府に嘆訴して、永々在城を請ひしに、幕府も民心の歸服に敵しかね、十二年七月、思召あればとて、轉封の事沙汰止となれり(古今百代草叢書卷の十六、庄内領農民治平訴狀)。

第四節 町人勢力の増進

上來述ぶる如く、諸侯窮乏、武士疲憊し、農民も亦凋弊を免かれざりし幕末の社會に於て、町人即ち商賈の階級のみ獨り富み榮ゆる姿を呈せり。其是に至りし理由は、第一節中にも言及せり。畢竟足利季世より、徐々に富を蓄積しつゝありし商賈は、徳川代に入りて、二百年餘の打續きたる太平の恩澤に浴し、何時にても、其經營を妨げらるゝの患なく、他の階級の需用する貨物の搬出、賣却の間に利を占め、諸侯武士等の窮困するは即ち彼等の繁榮する所以となりて、其富力の増進を來たせり。随つて屢々儉約の嚴令あるに拘らず、富裕なる生活を遂ぐるもの多し。是彼等の社會的地位の上進せし因由にして、徳川中世以後に至りては、金銀貸借の關係より、諸侯武士は全く商賈の輩の恩惠の下に立つ姿となり、後來此の階級の政治圏内に躍出する前兆をなせり。然れども、彼等の政治に參與し得る迄には、國家制度の上に一大革新を要するのみならず、彼等自身に於ても、之に

必要なる修養の甚だ乏しかりし爲め、尙多くの年月を経ざるべからざりしも、其經濟的勢力は、中世以後充分蓄積せられたり。此の如く、商賈の地位の上進は即ち健全なる中流の成立する所以にして、將來國家社會の發展に至大の寄與をなせし事疑ふべからず。今中世以後、武家と町人との關係を見るに、財力は即ち勢力にして、夫の山下幸内の上書中にも見ゆる如く、歴々の武士にても、稍々富める町人に對しては、書狀を往復するにも「様付」應對の口上も互に「殿付」にして、武士町人階級の差別は更に見えず、「何とやらん、町人の蔭にて、武士立候様に覺え」られしなり。是れ武士の階級の沈淪を示すにあらずや。世を下ると共に、武家益々困乏し、町人愈々富昌なるを以て、右の關係は益甚しく、終には武士は町人に阿媚して、其好意を求めんとし、町人は其眞意を洞見して、心中に侮蔑の念の生ずるを禁する能はず。中には冷笑を唇頭に上げして、面前に武士を揶揄弄弄する者さへあるに至れり。或は町人への買掛りを支拂ふ能はず、手を下げて哀を乞ふの狀をなすあり。會々商夫の不敬を罵り、「無禮咎」をなす輩ありて、町奉行等に訴へ出るも、益々其冷嘲を買ふに過ぎず。若し又武威を恃みて、商人の理ある要求をも壓倒すれば、即ち怨の積もる因となりて、其弊は何時か武士の身に還り來り、忽ち信を失して、其困弊を増すのみなり。さては市井の小民の所謂「男伊達」の如く、俠名を街ふ輩に至りては、武士を蔑如するを以て勇となし、道に遇ふとも、寸歩も避くる事なく、又馬方、牛飼、車引の類は、武家の婦女等に逢ふ時は、惡口雜言を吐きて之を弄

び、其伴ふ所の家來も、却て災を大にせんを恐れて、怒を忍ぶ類もありしと云ふ^(二)。商民の生活状態の、武士よりも勝れて富裕なりしは、前に云ひしが如し。故に其起居飲食の風尚も、奢侈を喜ぶ大名等の家庭に及び、之等の流行、商民を中心として上下に傳播せり。又市民等も其飲食等に奢れる事、到底武士の及ばざる底のもの多く、武士には自ら商工の生活は贅澤なりとの感を與へ、隨て之に習うて分外の奢に耽り、家計愈困難に陥りしもの少なからず。されば享保、寛政、天保等の改革に當り、爲政者の武士の困弊を救ふの手段として、等しく彼等の奢侈を戒むると共に、商民の之れが先容をなすを嚴禁せり。世祿の外餘資なく、其世祿も亦甚だしく減少せられし當時の武士の窮態を救ふには、彼等をして非常の儉素を守らしむる外に策なかりしなるべし。隨て此の儉約令を商民にまで及すは、其流弊の源を絶つ所以と考へしに似たり。當時武士を中心とせる政府としては、無理ならぬ事なれども、是れやがて商賈の不平怨懣を聞く原因なり。天保水越の改革の如き其最も甚だしきものにして、當時頹瀾を既倒に回さんとして、武士の儉約を厲行し之を其必要を感知せざる商工の階級に強ひし爲め、人の知るが如き一世の怨府となりしなり、此の關係は當時の民情を察するに足る資料の「ちよほくれ」等に著見する所にして、今其一節を節末に録して、參考に供すべし^(三)。以上は正しく武士商賈兩階級の利害の相反するを示すものにして、當時の有司の専ら武士の利害を主とせる施設の、濟世の實效を收むるを得ざりし主因と云ふべし。

町人は其富力を以て、往々地位を得るものある事は、前數節に述べたり。即ち金を以て官職を買ひ、士格、士祿を買ひ、牙籌を事とせし身を以て、其才力に隨ひ、弓馬の功を立てし者の子孫の上に位するに至りしは、非常の世變と云ふべし。又財貨を以て當路の有司に賂ひ、自己の營利に役し、私福を増すの道と爲すもの多し。是れ政治の腐敗する所以なれども、やがて彼等の勢力を増進する手段なり。又武家の中には、窮乏の極、手を措く所なく、已むを得ず、理財に長せる町人に依頼して、家政を委任し、其宛行^(イ)を受けて、年月を送る事行はる、夫の二宮尊徳の如きは是なり。要するに、當時の商賈は、其全力を以て武士を壓倒せり。是即ち兩階級の政治的關係の上に革新を促せし所以にして、武家政治たる舊政府の永續せざりし理由昭々たり。終りに商工の社會組織に一考を費すを要す。抑々武士農民の厄介なるもの、眞に憐むべき境遇に在りて、體力才能を用ふる所なからしめしは、其階級の困弊を増せし一原因なる事は、前既に述べたり。商工の階級は頗る之と趣を異にす。彼等の子弟は、二男三男なりとも、自由に何等かの職業を求め、己が才力を振ひ、欲するまゝに、世途を遂ぐるを得たり。故に武士農民の如く、父兄の厄介となりて、缺乏に甘んずるの必要なし、是彼等の職業選擇の範圍の廣かりし爲めにして、天下到る處に、營利の道を見出し得しなり。此の事情は、單に彼等の社會の財力を集積するに至大の影響ありしのみならず、生計の餘裕あるまゝに、才能を助長するの機會多く、其階級の地位を進め、勢力を

大ならしめしに與て力ありし事を推知すべし。此の一點より觀察するも、武士は到底町人の敵に非ざりしを曉るを得ん。武士の帶する双刀は、太平の世には用ゐ難くして、牙籌の力に及ばざる事遠し、豈時勢の大變にあらずや。以上は武士農民を比較して、町人の勢力の増進せし現象の一斑なり。

参 考

(一) 夢語。世事見聞録初編。昇平夜話。

(二) ヤレ、皆さん、こんど、とふん、飢饉と成たるいわれ、いん縁、聞てもくんねひ。尤お米も不出來と申せど、二年や三年出來ぬといつても、喰ふやくわすに、まごつくやうなる、其日暮しの世界ぢやござらぬ。(是レ商民ノ氣焔ナリ)……諸色の直段はやつぱりさがらず、嚴しい御觸で、一文二文の直下けはすれ共、品は三文四文も少なく、油一升五百に成ても、切れてと名付て、賣り人は御座らぬ。水なら直段の安いもあれども、酒のよふなはやつぱり五百さ、御世話の有程、直の増計で、食れも吞れもせぬ物賣やす。廣い世界を、おさい心で、味噌摺用人仕送りするよふな働き振して……(是レ水越ノ時町奉行鳥居甲斐守ノ爲ス所ヲ誹リシナリ)……そこで町家が、いよ／＼見くびり、金さへ遣へば、こつちが旦那と、金の替で、馬にも乗たり、能や鷹野と、大名氣取て、奢ていれ共、御武家は元より、ひつてん、てれつく、くやしい紛れに、用金なんぞで敵は取れども(是レ商民獨リ富メルヲ云ヘリ)……夫についても、諸色は當分安くは成まい。御武家苦しむ様子を見ながら、町家もかて飯食ふせつなそふなる間似はすれども、内證は福々、錢賣商人猶々仕合、御武家は日増にぐ／＼つまりて、あけくの果にはつまらぬものだよ……(見聞雜録九)

第五節 幕府財政の紊亂

前數節に述べしが如く、社會の各階級各其利害を殊にし、生活状態を同じうせざる時に際し、之等を調和し、相互の間に穿たれたる鴻溝を填補すべき任務を有せし當時の幕府は、如何なる状態に在りしか、特に萬般施設の根本をなす財政は出入相償ふを得しか、余は今之を概説して、本章を結ばんとす。

世に傳へて曰く、徳川氏の領國八百萬石と、こは幕府の歳入となるべき地の石高の實數とすれば、虚稱に過ぎざれども、旗下家人數萬家の知行をも合算するものとすれば略當れり。即ち公領の石高を検するに、享保元年より同十年迄の平均四百十二萬石餘、天明六年より寛政七年迄の平均四百三十九萬石餘、天保三年より同十二年の平均四百十九萬石餘となるが故に、之に旗本知行の石高三百餘萬石を加ふれば、八百萬石の概稱に遠からざるを見るべし。而して幕府の右の領地より得る所の租米は、享保より天保の間、年額常に百四十萬石内外にありしもの、如く(固より上の數は、金納の分をも、米の相場によりて、石數に換算せしものとす)、之を以て、幕府表奥の諸用度、旗本家人等の切米以下の經常費を支辨せざるべからず。かくて其財政は決して餘裕ありしものに非ず。若し非常の事に逢ひ、支出激増すれば、忽ち金穀の不足を感せりと傳ふるは信すべきに似たり。

今家齊以後の歳計を見るに、文化の初年迄は、諸種の歳入合して凡百萬兩にて、略諸般の用度を辨じ得しも、此の頃より、世俗益々奢侈の弊を長じ、従て幕府の費用の増加を來たし、殊に世子家慶西城に在りて、之に要する所少なからざりしが故に、上記の金額にては不足を感じ、財政漸く困難を加へしと云ふ。下て文政の比に及びては、窮迫愈々甚しく、歳計も次第に膨脹し、天保に至りては、年額百五十萬兩を超え、尙年と共に増加し、同七年既に殆二百萬兩を要し、正に文化の初年に二倍せり。八年九年最も甚しく、共に二百五十萬兩を出入せるは、特別の費用ありし故なり。此の後稍減せしも、十三年百九十六萬兩を計上せり(委細は下に掲ぐる表を見るべし)。以て天保以後歳計の激増を徴すべく、勿論國家社會の發達の結果、已むを得ざるものなるべしと雖も、上述の如く、租米の入るものは却つて往時よりも減少の傾あるに參すれば、財政の歳と共に逼迫を加ふるを知るを得べし。此くの如くして安政以後國事多端の際に向ふ其運命知るべきのみ。

然らば有司の財用の局に當りしものは、如何にして右の難局に處せしか、一見不可能の感あり。此の時代に在りては、租米の増額は容易に行ふべからざる事と信せしが如く、又實際農民は、幕府の實收額を負擔せしみに非ずして、之に加ふるに、代官等の收入、役所の雜費、若しくは貪官汚吏への賂遣、饗應の費用等を併せて支辨するの實ありしが故に、其餘地多からざりしなり。諸種の運上^{ゼツク}上^{ゼツク}とて、其額に限あり、錙銖の利を悉くすも、到底年々激増する洪費を支ふるを得ざる事明らか

なり。然るに茲に中世以後幕府慣用の財政策ありて、是れありしが故に、民衆の疾苦は姑く措き、幕府のみは府庫の竭盡を免かるを得たり、并は他なし貨幣の改鑄之れなり。

今少しく徳川氏幣制の概略を述べんに、金貨は慶長の頃家康始めて後藤光次に命じて最上の純金を以て、小判^{コバン}一分判^{ブンパン}を鑄らしめしが、五代綱吉の世に及びては、所謂元祿期修廢の餘弊として、歳計に不足を生じ、初めて金位を劣^{オシ}して、通貨の改鑄^{カシユ}を行ひ、一時の急を凌げり。されど、之れが爲め物價騰貴して、民心穩かならざりしを以て、六代家宣正徳年中、此の弊を矯めんと欲し、金位を良くして、再び前代の惡貨を改鑄し、乾字金となせしも、量減じ形小なりしが故に、民尙ほ之を喜ばず。吉宗襲職の後、斷然金位を慶長度に等しくして良貨となし、民其慶に頼りしならんも、時已に遅し。幕府の府庫は、惡貨を回收して、良貨を鑄る補足の爲めに空竭して、如何ともすべからず。乃ち元文中、已むを得ず、再び改鑄を令して、文字小判、一分判を造れり。此品位慶長の物に及ばざるも、稍弊害を杜^{ツク}ぐを得たり。されど上に述べし如く、文政以後に至り、財用の不足を補はんとして、其弊害は知りながら、惡貨濫鑄の事再び始まり、改鑄を経る毎に一層金位を劣せり。即ち天保八年の保字金に及びては、品質甚劣惡と稱せらる。されど是等小判は尙忍ぶべし、當時鑄たる二朱金に至りては金位最も劣りて、到底判金と並び行はるべきものに非ざりしといふ。次に銀貨に至りては、惡貨濫鑄の弊殊に甚し。家康の時の慶長銀を初め、其後歴代の銀貨各優劣ありしが、安永の初年二

朱銀なるものを鑄て、所謂「以南錄八片換小判一兩」の制となせしが爲め、忽ち金銀の比價に、甚しき相違を生せり。古來銀六十目を以て金一兩に換ふるを定とす。然るに右の二朱銀即ち南錄の八片は金一兩に相當せしむるも、(二朱銀二片は一分にして、四分は一兩なり) 其八片の目方合して實際廿一匁六分に過ぎず。之を強ひて六十目に通用せしめんとす、其の財界に及ぼす害毒知るべきのみ。しかも濫惡は之に止まらず。文政の改鑄に、右の八片の目方減じて十六匁となり、更に一朱銀に改めて十六片の目方十二匁となり、天保には猶又一分銀に吹直し、四個合して、本來六十目あるべきもの、僅かに九匁二分と云ふに至りては、殆んど古今無比の惡貨なり。金銀の比價此の如く亂れては、金價格外に賤しく、銀價法外に貴く、品位如何に劣惡に赴きしとも、金貨の流通は望むべからず。故に天保の頃には、良貨は悉く富商の金庫に潜みて、世上に行はるゝものは、右の一分銀の惡幣のみとなり、小判一分金の如きは決して見るを得ざりしなり。尙此の頃世に行はれし別種の銀貨に保字銀なるものあり、銀貨と云へども、目方百目の中銀二十目、銅八十目なりしと云へば、殆ど厚く鍍銀せる銅貨のみ、幣制の紊亂も極れりと云ふべし。錢貨に至りても、其濫惡は之に等しく、家光の時初めて寛永通寶を鑄しが、明和安永以後には、諸國に於て夥しく、銑錢を鑄しが故に、多くは流通の間に碎破して用を爲さず。私鑄の贖物も相交り、爲めに其相場一倍の下落となり、物價踊躍し、下民の困難云ふべからざりしものありしが如し。

幕府の有司は、何が故に右に述ぶるが如き惡貨を濫鑄して、止まる所を知らざりしか、固より説明を須たすして明らかなる如く、府庫の空乏を補はん爲め、良貨を潰して、惡貨となす間に生ずる、所謂「出目」の利を得んが爲めと知るべし。此の利を貪るものは幕府に止まらず、改鑄に従事する金座銀座の諸人の如きも、此間に私利を營む事殆ど公然の秘密なり。故に天保年間水越改革に當り、當時の町奉行矢部駿河守の右の兩座及び札差に都合五十萬兩の上金を課するや、金座の後藤三右衛門家財を賣りて十萬兩を上納せざるを得ざりしも、翌年保字金改鑄に際し、其利を以て、優に此の損失を償ひ得たりと云ふ。此の如くして世上には少なからざる惡貨を流出して、良貨は、幕府其他汚吏の私する所となり、武士及び細民等獨り其弊を受けて、其疲憊を増せし事勿論なるべし。今天保三年以後十三年に至る幕府の歳計を表記して、讀者の參考に供すべし。之にて表面の出納に餘裕あるが如きも、其實改鑄の出目によりて、實際の不足を補ひしに過ぎざるべし。

自天保三年至同十三年 徳川幕府歳計表

| 年次 | 實ノ歳入歳 | 出實ノ不足 | 目 | 除又ハ不足 | 年次 | 實ノ歳入歳 | 出實ノ不足 | 目 | 除又ハ不足 |
|----|-----------|--------|--------|-------|----|------------|--------|--------|--------|
| 三 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 三 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 四 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 四 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 五 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 五 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 六 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 六 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 七 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 七 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 八 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 八 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 九 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 九 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 一〇 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 一〇 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 一一 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 一一 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 一二 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 一二 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 一三 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 一三 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 一四 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 一四 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 一五 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 一五 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 一六 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 一六 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 一七 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 一七 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 一八 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 一八 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 一九 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 一九 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 二〇 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 二〇 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 二一 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 二一 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 二二 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 二二 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 二三 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 二三 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 二四 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 二四 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 二五 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 二五 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 二六 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 二六 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 二七 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 二七 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 二八 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 二八 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 二九 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 二九 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 三〇 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 三〇 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 三一 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 三一 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 三二 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 三二 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 三三 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 三三 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 三四 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 三四 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 三五 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 三五 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 三六 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 三六 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 三七 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 三七 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 三八 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 三八 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 三九 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 三九 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 四〇 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 四〇 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 四一 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 四一 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 四二 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 四二 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 四三 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 四三 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 四四 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 四四 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 四五 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 四五 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 四六 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 四六 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 四七 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 四七 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 四八 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 四八 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 四九 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 四九 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |
| 五〇 | 三三、八〇二、五九 | 三七、五九八 | 三九、四〇〇 | 一、八三四 | 五〇 | 三三、四二二、三三四 | 四二、三五一 | 五四、〇〇〇 | 一一、六四〇 |

| | | | | | |
|-------------------|-----------------|---------------------------|-----------------|---------|---------|
| 九三〇、〇四三六、二五二、二六六 | 三二、〇三〇、一〇七、五九五〇 | 七六、五七〇、一七〇、六四五二、二八、〇九三 | 四七、四四七〇 | 六九、四七四五 | 三二、〇一七五 |
| 十二四二、四八七二〇〇、一九五八 | 五七、九四七二 | 四一、七五九二、二〇九、〇五九〇、一九六、二六八四 | 八七、二〇九四、一五、五〇〇〇 | 二八、二九〇六 | |
| 十三二二五、九七〇、二九六、三九二 | 七〇、四一九一 | 五〇、一四四五 | 二〇、二七六四 | | |

右の表を一見すれば、何人も幕府財政の逼迫の如何に甚しかりしかを領會し得べし。一年として實際の出納相償ひし事なく、惡貨鑄造によりて得たる出目によりて、漸く缺を補ひ、尙不足を生せし年もあり。當時幕府の財政策としては、此る手段を採るも已むを得ざりし所ならんも、十年間の出目の累計七百五十五萬八千〇四十三兩は、通貨の實價と極印相場の差額にして、是丈物價の騰貴を來たし、士民の窮苦を増せし理にて其實民財を奪ひしに等し。

天保十二三年の比は、水野越前守局に當りて、大に弊政の改革を企てし時にして最も意を經濟に注ぎしも、全く上述の如き財政上の危機を濟はんとせしなりき。十三年には出目を以ても、尙歲入の不足を補ふ能はず、且つ出目も亦此の上多くを求むべからずとすれば、財用の局に當るもの、晏然として座視するを得んや。彼の江戸大阪最寄其他私領たる膏腴の地の上知を命じ、公領の租米一反に三升を加課し、或は金銀座及藏宿に五十萬兩の上金を課し、又印幡沼の開墾を企てしも、全く右の焦眉の急に應せんとせし彼が最後の術策なりき。しかも彼一世の怨府となり、功成らずして身退

けらる、單に彼の爲めに悲しむべきのみならず、幕府の當局其人を代へたりと雖も、右の類勢は容易に挽回すべくもあらず、終に其覆滅を早くするに至れり。以上は徳川氏季世財政の状況の一斑なりとす。

以上余の本章に於て記述せし所は、専ら經濟の方面より觀察したる幕府季世の衰態の概略なり。而して當代の面目を曲盡して、遺憾なからしめんとするには、尙當時の現象として疑ふべからざる幕府諸藩行政の腐敗、武備の解弛、さては士風の頹廢、民俗の奢侈、其の他の叙述に十數頁を費さるべからず。されどこは本篇の目的とする所に非るを以て、後章に於て便宜言及するの機會あらん事を豫想して之を擱き、只此等政治上社會上諸般の弊實は、多く上述の經濟上の現象に伴生せし所なるを云ふに止めん。漢士先哲の所謂衣食足て禮節を知るの一語を味へば、此の理を領會するに難からざるべし。且つ特に讀者の注意を喚起せんとするは、右の事實も余の記述の際言明せし如く、全く史上必至の勢に出でたる者にして、決して偶發的のものに非ず、假令如何なる人其局に當るも此の結果を馴致するの外なかりしと云ふ點にあり。尙一步を進めて論ずれば、こは社會の舊組織の上に建てられたる國家舊制度の、時々修正を経るに拘らず、社會の變化に遅れて、其實際の要求に叶はず、換言すれば舊制度と離るべからざる利害を有せし當時の爲政者が、他迄之に執着して、極力維

持せんとせしに因るものにして、政治上の紛亂、經濟上の困迫も、此の缺陷に基きしとするに非ずんば、充分其發生の因を説明するを得ざるべし（緒論參看）。遮莫此の形勢の發展は、之に止まらず、其弊をして益々甚しからしめ、遂に根本的革新の已むを得ざるに至りし迄には、尙他の一大勢力の加はりしを認む、是れ洋人渡來てふ外部の衝動なり。次章以下之を叙せん。

參 考

- (一) 吹塵錄五、徳川家領國の高の條、及二十五、徳川氏領國八百萬石、旗下八萬騎の説の條（勝安芳編）。
- (二) 後藤三右衛門上書、御綜合向之事の條（同上十、貨幣の部）。貨幣秘録、御勝手御綜合之事の條（遺知叢書第五編所收）。
- (三) 卯九月、後藤三右衛門上書（吹塵錄十、貨幣の部）。
- (四) 卯閏九月、後藤三右衛門、乍恐此節差向御必用之儀内密奉言上候書付（同上）。
- (五) 貨幣秘録、御勝手御綜合之事の條。

第三章 海外形勢の變化と海警

將軍家齊、家慶の世に於ける國內の状態、前章に述ぶるが如し。今眼を轉じて、國外四圍の形勢に注視せよ、將來尙鎖國の舊習に安んじて、兄弟牆に閤ぐの陋態を繰り返すを許すや否や。邦人の國家的統合を成せしや既に久し、然らば一個の國家としての世界に於ける地位は如何。殊に東亞に於ける國際關係は如何に變せんとしつゝあるか。是等の問題は當時の爲政者の容易に想到せざりし所なれども、後世史を論ずる者は、假令本編の如く、國家發展の徑路を辿るを主とする場合に當りても、外來の勢力が一國に及す影響の頗る大なるを認むる限り、右に對して、充分の考究を費さざるべからず。只注意すべきは、國民の發展を主とする吾人の見地と、列國の國際的關係の變遷の叙述を目的とする所謂世界史家、若くは東洋史家の見地との間には、自ら相違ある事なり。吾人の外來の勢力を取扱ふや、夫の天災と一般、本邦社會外に生起せる偶發の事象として、其本邦國家社會に及ぼせる影響を考究すべきものなりと信するが故に、彼の西力東侵の歴史、若しくは洋人の側より見たる日本開國の歴史とは、自ら其觀察の眼點を異にするを知らざるべからず。遮莫外人渡來に對する當時の國民の感觸を領會するには、之と同時に本邦の世界的地位、並に渡來の趣意を明らかにして、兩者の間の感念の相違が、邦人の誤解となり、猜疑となり、不安となり、

隨て攘斥若しくは畏縮讓歩の念を醸せし所以を説明し、如何に紛糾錯綜したる史實を生み來りしかを述べざるべからず。

第一節 家齊の初世に於ける海外の形勢

西班牙、葡萄牙及び和蘭人等の商業上、宗教上、若しくは政治上の目的を懷いて、本邦の門戸を叩きし歴史は姑く措く。此等衰運に傾ける國民を別にして、英佛露米等歐米に於ける新興國の勢力東方に延び、上の三國に代らんとせしは、主として西紀十七世紀後半以後に繋る。就中露國のウラル山を越へ、西伯利亞の荒原を過ぎて、終に黒龍江邊の侵略を始めしは、正に一六四九年(慶安二年)にあり。此後東侵南下の勢止まらずして、漸く千島並に樺太の兩方面に於て、邦人と接觸を始めしが、邊警頻りに至り、甚しく本邦中央政府の耳目を聳動せしは、實に我が寛政五年(一七九三年)露將ラツクスマンの蝦夷に來りし時に在るが如く、又英佛米船の渡來も之に次ぐが故に、余は先づ寛政即ち家齊の初世に時期を畫して、此の時に於ける東亞の形勢を見んとす。

寛政の初年、即ち西紀十八世紀の末に於ける本邦四圍の國土の、如何なる状態にありしかを見るに先づ支那は危然たる疆域を守りて、尙中華を以て自ら居り、四方の異族を蔑視する自尊の夢醒めず、殊に西洋人を目するに洋鬼、蠻鬼を以てし、國家として海外に對し、何等の活動をもなさざる代り

に、又彼等の國內に入るをも許さず、唯澳門を葡人の占居に委し、廣東の一港を開いて、所謂洋夷の出入を許せし事、恰も本邦の出島を蘭人に與へ、長崎の一港を外人に開きしとさも似たり。但し北疆に於ては、一六八九年(元祿二年、清の康熙二十八年)のネルチンスク條約、及び一七二七年(享保十二年、雍正五年)の恰克圖條約とによりて、露國との境界を定め、以て其南下を防ぎ得たりと考へしが如し。且つ西洋列國の其開港を促すの運動は、主として十九世紀の前半に在りし事も、亦本邦に於けると等し。故に西力東侵の歴史として考ふるに於ては、支那の開港も本邦の開國も、同種の勢力の二方面に働きしものと見るべきに似たり、此事は尙後ちに云ふべし。

此の時に當り、支那の東藩と考へられし朝鮮、及び其南疆を以て目せられし安南、其他後印度の諸國も、既に歐人の指を染むる所となれり。只朝鮮に於ては、前二年即ち一七九一年(寛政三年)に、葡人の入國を試みしものありしも、志を達せずして止みたるに過ぎざれども、安南に於ては、一七八七年(天明七年)内亂の際、國王は其信賴せし、一佛國宣教師の勸めに従ひ、人を佛王ルイ十四世の許に遣はし、援兵を求めし爲め、其疆土の一部を割かざるを得ざるに至り、同年ベルサイユに於て調印せられし兩國の條約に於て、後年抜くべからざる禍根を植ゑたり。

次に本邦に於て、天竺と稱せられ、佛陀の本國として、國民に記憶せられ居りし印度は如何。こは何人も知る如く、クライブ、ヘスチング兩雄の努力によりて、此より先き、既に英國東印度會社の

勢力確立せられ、牢として動かすべからず、漸く英領と化するの狀景を呈せり。

眼を我が東北方に轉ずれば、此所に一大強國の蟠據するを見る、即ち露國は夫のネルチンスク條約により、外興安嶺(スタノボイ山脈)以北の領有を確實にせしに甘んぜず、更に手足を延し、我が北境と千島群島によりて連接する甘察加(カムサツカ)を獲得せしは、已に一七〇七年(寛永四年)にあり。之に連接する千島の其南下の衝に當りしは、即ち我と接觸するに至りし所以なり。只此の時に當り、露は尙日本海の對岸地方を奪取するを得ず、此の方面に於ては、少くとも地圖上に於て、其の領土は尙黒龍江南に延びずして、直ちに我が北西岸を彼れの侵掠に暴露する事なからしめしは、本邦の幸運とすべきが如きも、此の頃其の手は已に唐太(カフアト)に延びて、殆んど其の北半を占めんとせしを忘るべからず。且つ西伯利亞とベーリング海峡を距てし北米のアラスカも、此時已に露人の領有する所となりて、一七九七年(寛政九年)より、其の亞米利加毛皮會社の確立せられし事實は、我が北海に於ける露米の漁業の我に及ぼせし影響を考ふるに當り、注意に値するものなりとす。

要するに、家齊の初世は、恰かも東亞に於て、英佛露各競うて、領土若しくは貿易場の樹立に力め、利源開發の爪牙を磨きつゝ、ありし最中に當り、支那、朝鮮及び本邦の三國のみ、未だ其禍中に入らず、桃源裏の樂に耽り居りしのみ。されど形勢の變化は、永く之を許さずして、列國は支那及び日本の開國に銳鋒を向け來り、世紀の改まると共に、益其勢を逞うせし狀勢の概路は、次節以下に於

て説かんとす。

第二節 露國の本邦に對する窺察

露國の領土、黒龍江北に於て、オホーツク海に臨み、太平洋の海波に洗はるゝに至りしは、已に十七世紀にあり。而して十八世紀の劈頭、一七〇七年に於て、甘察加(カムサツカ)を自己の領土と宣言せしは、直ちに本邦千島の北邊に接疆せし所以にして、其國史に及ぼせし影響尠ならず。露の千島侵掠史の詳細は茲に述ぶるの暇なきも、其概略を云へば、一七一三年(正徳三年)に於て、既にコシエレスキ(Косиеревский)なるコサツク國(カシコフ)後島に達し、尋て一七三六年(元文元年)露人の爲に働けるスバーゲンブルグ(Spangenburg)なる丁抹人(デンマク)南千島を極め、蝦夷に來り、更に陸奥の東岸に達せしが如く、此の後尙本邦の北邊に對する探究を怠らざるのみならず、得撫(ウルズフ)以北の千島諸島は、次第に其占奪するに委したり。隨て露船の本邦近海に來りし事の我が史に傳へらるも、元文年間に始まり、我が民の彼れの領土に漂到せし事も、元祿年間(一六九〇年代)より以後屢々見えたり。然れども露國政府の命を以て、公然我に使聘を通せしは、實に寛政五年露將アダムス、ラツクスマン(Adams Taxman)の蝦夷に來りしを始とす。是より先き天明二年、(一七八二年)伊勢の漁民幸太夫磯吉等の乗船、オホーツク海に於て難風に遇ひしが、幸に露人に救はれて、イルクーツクに伴はれ、其地に住する事

十年を経たり。時に露の女帝カザリン二世は、其政治上及び商業上の目的を以て、我と通交を求むるの意ありしを以て、此の漂民を送還するを機として、西伯利亞の總督に命じ、彼れより一使を出して、右の二人に伴はしめたり。一七九二年(寛政四年)の秋「カザリン」號を艦して、オホーツクを發し、同年冬根室に達し、通信互市を求むるの意を通せり。されど我が幕府は此の報を得て、石川將監(忠房)村上大學(義禮)二人を松前に遣はし、ラツクスマンを此地に招き、書を與へて、我の外人を待つ常法を説き、速に歸り去りて、再び長崎以外の海港に來らざらん事を求め、又漂民を送還せし好意は謝する所なれども、我は必ずしも彼を殘し置かん事を欲せざるが故に、伴ひ還ると否とは其意に任すべしと云ひ、且つ互市の件に至りては、長崎に來りて改めて乞ふべしとて、信牌を給し、物品を賜ひて、之を慰勞したり。是に於て、ラツクスマンは已むを得ず、其の志を達せずして、空しく西伯利亞に歸り去れり。而して露帝カザリン二世の我に對する行動は之に止まりしも、イルクーツクなる航海學校に於て、時々其手中に入りし我が漂民をして、自國人に日本語を教授せしめしは、其の本邦に對する遠圖を暗示するに似たり。

ラツクスマン歸帆の後、幕府は露國の我が言に従ひ、更に一使を出して、長崎に來らしむるを豫想し、沿海の諸侯を警戒せしむる所あり。露も亦容易に素志を捨つるものに非れども、正に佛國革命亂、波蘭分割等に關聯して、國事多端なれば、カザリンの孫アレキサンダー帝の時に及ぶまで、稍

東方經路の手を弛めしが如し。されど甘察加、アラスカ等の邊境に在住せる露の官民の我が北疆に對する壓迫は次第に加はり、一七九五年(寛政七年)には、六十人餘を載せたる一露船、甘察加を發して、得撫島に來り、ワニナウに上陸して、永住の計を成せり。此時に當り、我が風化は未だ此の境に及ばず、只擇捉島のアイヌ等、臘虎獵の爲め、毎年往來するあるのみ。故に露人は力めて夷人を懷柔せんとし、飲食器財を與へて、之を招誘せり。仍て擇捉及厚岸等近傍の夷會往いて之に歸し往々冠帽衣服等悉く彼れの制に循ひ、又姓名を改むるものあるに至れり。然るに、露人も其の風土に苦みしにや、渡來の年三人死し、翌年には二十八人歸國し、其翌年更に十四人去り、一七九八年(寛政十年)我が幕府の注意を惹きし時には、漸く十七人を餘せり。遮莫右の如く、露人の北島に對する不斷の經營は、勿論邦人の猜疑を免かるゝ能はず。露は我が領土を蠶食しつゝ、ありとの警報は、鋭く朝野人士の耳朵に響きて、終に海防論の唱導となり、國防上の施設となりし事情は、後節に於て之を述べん。

一七九八年露帝アレキサンダー即位す、其後四年、有司議して、前に我のラツクスマンに信牌を與へたる好意に報じ、十年間等閑に附せし疎略を謝し、改めて通信交易の許可を得んとて、特使レザノフ(Resanoff)を派して、我が長崎に向はしむるに決せり。是れ一には先帝カザリンの遺志を繼ぎしなれども、實はアラスカに設立せられ、毛皮の貿易に従事せし露米商會の主唱せし所にして、其

目的は我が北海の港灣に出入して、薪水食糧の給與を受け、以て其近海に於ける海獸の獵獲に便せんとするに在り。而して之を機とし、一七九六年(寛政八年)アレウト諸島に漂着せし邦人四名を送還する事は、彼れの渡來に適切なる口實を與へたり。此くて、一八〇三年(享和三年)レザノフはクルーセンステルン(Kruzenstern)の指揮せる一艦に乗じ、八月七日クロンスタットを發し、大西洋に出で、南下して、南亞米利加の南端ホルン岬を廻り、太平洋に浮かびて、一八〇四年(文化元年)七月十五日(我六月二十一日)甘察加に達す。此の地に於て、甘察加總督より、使節レザノフの陪卒として、兵士八人を借り、八月三十日(我八月八日)ペテルバウルスクを出で、本邦の東北海を航して、次第に西南に行き、長崎に向ふ。我が文化元年九月四日其艦影肥後天草の沖に顯はれてより、邊警頻りに傳へられぬ。勿論露使本國出發の報は、此時既にパタビヤ及出島滞在の和蘭人に依りて、我に傳へられしが、是に至り事實となり六日長崎港に投錨せり。レザノフ既に一年有餘の長月日を險難なる航海に送りしが、此の後長崎に在る事亦半歳を超ゆるの運命を有せり。

レザノフ本邦近海を航するに際しても、心して邦民に無用の累を及ぼさざらん力めしが、其の長崎に於ける態度も、亦終始禮容を失はず、是れ其目的を達せん事を欲する餘に出でしも、一は疑心深く、且つ容易に威力に屈せざる我が國民の氣質を熟知せしに因る。勿論彼は到着後、二ヶ月半を経るまで、公然上陸を許されざりしと雖も、こは我が國法と、長崎奉行の權限の狭きとに基くものに

して、動もすれば後人の非難せんとせし如く、其舉措の穩かならずして、我が有司の怒を招きしを以てにあらず。彼は着港の翌日(七日)我が命に甘んじて、武器彈藥を差出せり。其齎らし來れる信牌の如きをも、之と共に我が屬吏に渡して、躊躇する所なし。其他本邦現在の史料の示す所にては、邦人の彼れの不遜を怒りし趣見えす。されど其參府及通信、交易の求は、我が有司の熟議を要し、殆んど六月餘を過ぎて後、始めて幕使遠山金四郎(景晋)右に對する返答を齎らしぬ。

レザノフは之に由りて斷然たる拒絶の報を受けしに過ぎざりしも、此の結果は、彼の渡來てふ事既に之を豫想せしむるなり。嚮きにラツクスマンの來りし時、之に長崎渡來の信牌を與へしは、我の之を峻拒するを憚りしと、一は其の我に對する意圖を試みん爲めなり。其後十年を過ぎしと雖も、我が有司は露使の再來に因りて、愈其本邦に對して、或る遠圖を包藏するを確むるを得たりと思惟せり。且つ前述の如く、其の邊將の得撫島に對する經營は、我をして恰も國防に着手せしめし所以なれば、レザノフの態度の如何なりしにせよ、始めより我の拒絶を豫期すべかりしなり。レザノフは其帝王よりの贈物をも受納せられず、ラツクスマンの得たる信牌をも失ひ、一も使命を全うせずして、文化二年三月二十日(一八〇五年)遂に長崎を去れり。クルーセンステルン其の紀行に述べて曰く、「日本人と俄羅斯人(露西)との交りは、此以後日本人變革あるに非れば、永く絶ぬべき事にぞ成けり」と、其失望ふべし。

レザノフ等は、長崎を發して後、對馬の東岸を経て、日本海を航し、行々我が北境の形勢を探り、露曆五月十日(我四月二十四日)蝦夷地宗谷灣内に泊する事二日、此所を去りて、又唐太アニワ灣に入り、我が北邊の防備の極めて薄弱なるを看破するの機會を得たり。

クルーセンスタルンの之に因りて、其の紀行中に吐露せる唐太奪取に關する意見は、後來露國の我に對する政策に影響せし事少なからざるべし。又其後文政九年、高橋作左衛門及び青地林宗によりて、邦語に譯され、奉使日本紀行として、邦人の目に觸れしより、有識の士をして、愈露國に對して、臍を固めしむる所ありしに似たり。右は能く露の武力の我が北疆に對する關係を明らかにするものなれば、之を左に摘録して當時の形勢を示さん。

アニワ(コルサコフ地方を指す)を取て、之に據らん事は、少しも難き事あるべからず。此處の日本人は兵器の用意もなく、防守の慮もなしと見えればなり。又此處を人に奪はれたりとも、日本政治家之を取返す手配は、容易に仕難かるべし。何となれば、彼之を取返すに必勝の計を施し難き事あり、若返而戰負る時は、其國の威光をおとし、其國民に危懼の心を生じ、管内の騷動を起すべければ、政治家に於てはたとひ全く蝦夷を失ふよりも、大なる危難を、此の一舉に生ずるあるべし。若又必ず是を取返さんとして、大事を起さんも、軍艦の備なく、砲煩なく、海軍の備なきなれば、たとひ防備の法なきアインなり共、之を拒げば、其一寸の地をも、彼に取得べきに非ず。

若十六口の砲を備ふるコツテルス(船名)二艘に、兵卒六十を載せ、風に乗じて之を打たしめば、日本大船許多に一萬の兵を備へたりとも、一旦にして打崩すべきなり。如此アニワを取らんは、何よりも易かるべし。予之を計るに、之を取るに一滴の血を費すにも及ばず、又之を守るにも、少しも危難あることなかるべし。蝦夷の北邊には、元より日本の兵士なく、唯其南側に少しの兵ありと見ゆ。然れども、此島は多分曠荒にして、人居なく、且雪山相連り、南北相阻絶す。故に松前より一隊の軍を此北邊に送る、其艱難甚しきを知るべし。若其國主の勢にて、其艱難を憚からずして、此に致すも、是其軍兵をアニワの贊とするにて、其兵器糧用は盡く海に沈むべし。何となれば、歐羅巴の一小軍艦にて、日本の大軍を殲にするに足れり。又陸には、唯十二門の銃臺に、銃士百人を備へば、彼兵のアニワに上陸する者を破るに足るべし。曰く如此横しまに此地を奪ふとも、反て後難を起ことあらずや、サガリン人は、他一二の歐羅巴人に於てよりも、能日本人に服従せるや、此難は然りとす。此地を取るは、サガリン本土人に與ふることなく、主として、アインを服せしむるにあり。予も又意に此變革に於て、アインが服従すべきや否を疑へり。予思ふに、日本人のアインを遇する、甚仁愛を以て扱ふと見ゆ。是故に此地を治むるは、アインに恩を施し、彼をして地主の變革せるを愁訴せしめぬやうにし、恩愛も政法も、常に怠りなくして治むべきなり。

レザノフは五月十六日(我四月晦日)アニワ灣を去り、六月五日夕甘察加ベテルパウルクに歸着せしが、後アレウト諸島及露領北亞米利加なるシトカ地方に航し、翌年四月二十五日(我文化三年三月十九日)再びベロトパウルクに歸れり。然るに、彼れは此の間に於て、我邦に對する示威的運動を企畫せしが如し。蓋し彼れの長崎に在るや、表面從順を裝ひしも、其實邦人に對し、少なからざる憤恨の情を懷きしが如く、一は此の怨を報せん爲め、一は邦人に對し、其武力の強大なるを示さん爲めに、何等かの報復的手段を採らん事を希ひしなり。

是れより先き、我が文化二年(一八〇五年)、十四人より成れる一隊の露商擇捉に來りしが、當時幕吏は既に此地に留まりて、北門の鎖鑰を固うせんとしつゝあり。加之當時國防の任に當りし有司の考ふる所にては、嚮きに得撫に占居の露人をさへも、説諭して歸國せしめんとし、若し聽かずんば、拿捕拘置するをも憚らずとなせしが故に、此く一層南下して、擇捉に來りし露人は、直ちに幕吏の手中に落ちて、繫獄の身となれり。是れ正にレザノフの長崎に向ひし年なり。然るに翌年五月に至り、如何にしけん、彼等は間を得て逃れ出で、一舟を奪うて海に浮びしが、會其國人の我が漂民六人を送り來る者に海上に遇ひ、具に幕吏に囚禁せられし始末を語りしが、遂に乘り來りし日本船に漂民を移して、之を海に放ち、彼等は相携へて歸國せり。

レザノフは右の事實を知りしや否やは知らず、されど彼の二一八〇六年甘察加に歸りし時、其の二將

は命によりて、我が北島に侵掠を試みん爲め、方に船艦を繕しつゝあり。其初めは千島諸島を侵さんとせしが、其後方面を變じ、先づ唐太クシユコタン(後のコルサコフ)に占住せる我が漁場を襲ひ邦人四名を捕へ、米酒鹽等の物資を奪ひ、番所に火を放ちて去りぬ。時に文化三年九月二十三日なり。此時露人の殘せる銅札の文を見れば、明らかに長崎に於ける我が冷遇に報ゆる爲めなるを公言し、其武力の盛大を誇示せり。

彼れの侵掠は之に止まらず、翌年四月又擇捉を襲ひ、始めて兩國の間に流血を見たり。されど我が薄弱なる防備は、到底彼れの砲煩に敵するを得ずして、寛政十二年以來の經營は、此一舉に破壊せられたり。而して此の時露人は、千島諸島は本來其屬島にして、却て邦人の擇捉に於ける施設を侵掠的行爲なりと主張し、又前年漂民を拘留せし不法を詰りしと云ふ。此外尙唐太國後等に寇し、爲めに江戸幕府及函館に於ける上下の騷擾大方ならず、邦人の露人に對する不信は、正しく此時より、牢として抜くべからざるに至りぬ。

右の露人の劫掠の結果として、南千島の沿岸を測量しつゝありし露艦長ゴローニン等の文化八年國後に於て邦人に拘禁せられし事實、並に更に之に報いんとして、露人リコルドの我幕府の定雇船頭なる高田屋嘉兵衛を捕へて、甘察加に伴ひ歸りたる事蹟及び十年松前に於て、兩囚の交換に至る迄の事歴は、今一切略して述べず。要は露の我が北邊に對する窺察の念の益深く、其侵掠の一層甚だ

しきを示すものなり。

露國の本邦と好を通せんとして來るや、始めは通信交易を求めて、其目的全く商業に在るが如し。されど後年本邦開港後に至りても、露國の函館に在留せしものすら、英米人に比すれば、其數甚少なく、又彼れの未だ商業的國民として、世界に雄飛するに至らざる事實に思合すれば、其交通貿易の利を求め、或は薪水食糧の給與を仰がんとする中に、疆土擴張の計圖を包める事明らかなり。故に温顔以て事を成し難きを見れば、直ちに假面を脱し、本性を露はし來る。レザノフの取りし手段は、恐らく彼れ一個の私計に非るべく、領土經略の國是を暗示するものなるべし。

終りにレザノフ彼れ自身は、本邦北島侵掠の命を下せし後、自ら歸國の途に就きしがオホーツクよりの路上、馬より落ち、遂にクラノヤルスク(Kranofarsk)に至りて、命を殞せし事實を記して、讀者の一粲に供せん。

レザノフの派遣失敗に終りし後、嘉永六年亞米利加の本邦開港を試みし時迄、露國は再び公然我が門戸を叩く事なく、只徐に時の來るを待てり。

參 考

(一) 本節に述ぶる所は、概ね讀者の熟知せる事實なるも、余は主として、左の諸書を參考せり。通航一覽、奉使日本紀行。

Langsdorf: "Voyages and travels in various parts of the world" (ノフに隨ひ來りし醫師)

Hawk: "Narrative of the expedition of an American squadron to the China seas and Japan."

Hildreth: "Japan as it was and is"

第三節 英人の本邦に對する行動

元和七年(一六二二年)平戸に在りし英人、商利なしとの理由を以て、本邦との貿易を辭し、商館を閉ぢて退去せしより以前の歴史は今述べず。英人一度去てより五十年、延寶元年五月(一六七三年)に至り、其東印度會社は、我との通商關係を復舊せん事を欲して、月の二十五日、一船舶レターン(Return)をして長崎に入港せしめたり。蓋し是に先だつ數十年は國家の内亂に際して、手足を海外に延すの時にあらざりしが、此の頃に及び、東印度會社の印度に於ける勢力著しく増大せられ、其貿易場もスラット、マドラス、ボンベイの三要地を有してより、遂に和蘭の商勢に拮抗し、將來東洋貿易の覇者たらんとする基礎を置かんとせり。右の本邦との通商を恢復せんとの志望も、此の一端に外ならず。然るに彼れに取りて不幸と云ふべきは、其再來の年は、恰かも幕府の政策として、和蘭及清國との貿易にさへも、一層の制限を加へし年なりし故なりき。加之幕府の信任を得て、出島に根據を有し、己れに利ありと信すれば、歐洲に生起せる事件を、我に傳ふるに躊躇せざりし蘭人

は下に述ぶる如く、英人と諧和し難き商敵なるが故に、其貿易の擴大を喜ぶの理なく、却て極力妨害を試みし事知るべし。されば此時、英王チャールズ二世が葡萄牙王家ブラガンザの一公主と婚を結びしとの事實も、一早く蘭人によりて傳告せられ、又英の使節に問うて、確かめられしを以て、我の葡人を嫉惡する積年の情は、施て英人の企圖に對する猜疑となり、終に其の請願を拒絶せしむるに至りき。此くて、英船は七月二十六日空しく歸帆するの已むなきに至りぬ。

此の後一世紀を経て、我が寛政三、四年（一七九一、二年）の頃、北亞米利加にて毛皮の貿易に従事せし一英船アルゴナウト(Argonaut)の本邦の一港（恐らく紀伊熊野浦）に來り、海上貿易を試みんとして多くの番船に包圍せられ、僅かに薪水を得て歸り去りしあり。尋で同八、九年（一七九六、七年）英の測量船が我が太平洋沿岸の地形を探り、海底の淺深を測りつゝ、遠江より陸奥及び蝦夷に至る一帯の洋上に出沒し、屢々邦人を驚かせし事あり。又後數年享和三年（一八〇三年）商船フレデリック、印度カルカッタを發し、貨物を積載して、本邦の一港に入らんとして峻拒せらる。以上皆英船の側に於て、不穩の舉動はなかりしと雖も、其渡來の眞意を知るに苦みし邦人は、一に外人の異圖と見做し、一貫したる政策の結果と考へしが故に、其の來る毎に、層一層我が海門の鎖鑰を固くするの趣あり。此くて文化五年（一八〇八年）長崎港内に一大事變を生じてより、鎖國の思想益固結せり。

余は今此の事實を叙するに先ち、出島の蘭人の英人に對する態度と、其邦人に與へたる影響を注意するの必要を認む。此の時に當りて、英國は印度に於て、非常の成功を遂げ、其東洋に於ける根據は動かすべからざるものとなれり。而して之に壓倒せられて、回復すべからざる損失を蒙りしは、實に蘭人に外ならず。英の豪傑クライブ及ワーレン、ヘスチングスの努力は、彼をして印度に對する希望を、全然擲たしむるに至れり。蘭人の此の怨は、何れの處にか報せんとせしも宜なり。而して其の我が出島に在りし者は、勿論印度に於ける、英の行動を、我に通知するを怠らざりしなるべく、尙機に乗じて、邦人の彼れに對する不信の念を長せしめんと力めし形跡あり。現に文化三、四年露人の北島を侵掠するや、甲比丹ゾーフ(Doch)は、長崎奉行所の屬吏の間に答へて、露の暴擧の主動者若くは教唆者は英人なるべしと云へり。是れ固より根據あるの言に非ずして、寧ろ故意の讒誣なり。幕府は容易に斯る誣言を信せず、長崎奉行に命じて、蘭人に就て、其爾く信する理由を問訊せしめて、終に其浮言に過ぎざるを確めしと雖も、此の如く、蘭人の時々注入したる英人の惡評は、本邦の識者をして耳を傾けしめし事尠なからざるべし。さればにや、此の頃に成れる書籍の中に、英人を目して、常に洋中に漂泊して、海賊を業とするものとせるあり。或は露西亞同盟の國にして、北海に寇掠を逞うせし異賊と通謀すと考ふるものあり。其武技に精練し、航海操船の術に巧に、兵威強大にして、水軍を以て他邦を占奪する事少なからずとの評判（固より事實たるを失はず）は、遂

に邦人をして、是れ最も戒愼すべき國にして、後天下の患を成さんものは、必ずこの「諸厄利亞」なりと云はしむるに至れり。此の狀勢は、英人の本邦との通交を復せんとする素望に對し、非常の障害たりしや論なし。且又英人は事實に於て、斯る惡聲の材料を供しつゝありしなり。下に叙する如きは其最なるものとす。

一八〇八年(文化五年)と云へば、歐洲の天地は、ナポレオンの大飛躍の爲めに震撼しつゝありし時なり。而して二年以前(一八〇六年)ルイ、ボナパルトの和蘭王と爲りしを注意すべし。即ち此の時から暫らく和蘭なる國名は、世界の獨立國の名簿より除かれ、佛蘭西の一屬邦となりしを忘るべからず。此の歐洲諸國に於ける戰亂の波動は、固より其東洋に於ける植民地に及びしが故に、佛は蘭本國と共に、其東洋に於ける諸植民地を併せたり。然らば是れ正しく、其の敵手にして、強大なる海軍を有する英國の爪牙に委せられたる好餌に外ならざるなり。

此の年英の水師提督ドルリー(Drury)は、一艦隊を率ゐて、東洋の海面を游弋す、而して其主なる目的は、和蘭の商船を捕獲するにあり、故に又其バタビヤと長崎との通商を阻害せんが爲め、八九月の比より、部下ペリユー(Fleetwood Pellew)に命じ。フライゲート、フェートン號(Phaeton)に座して、其商船を日本近海に搜索せしめぬ。蓋し此頃は恰かも定期の商船の出島に來航すべき時なればなるべし。然るにペリユーは一月餘游弋の後、其の所在を知る能はざりしが故に、そは既に長

崎に到着せしならんと考へ、且つ薪水の缺乏を感じたるを以て、長崎に入泊して事を計らんと欲し、我八月十五日和蘭國旗を掲げて、港外に現はれたり。和蘭商館の甲比丹ゾーフ之を聞いて、本年入港すべしと期待せし商船の來着せしならんと信じ、旗合の爲め、部下二名をして長崎奉行の屬吏と共に新來の船に赴かしめしが、焉ぞ知らん、是れ敵船の詭謀を懷きて、侵入し來りしならんとは。此くて二名の蘭人は立ちに敵手に落ちて、船中に囚禁せられ、我が吏人は惶惑の餘り、任務を忘れて逃れ歸れり。此の報を得たる長崎奉行松平圖書頭(康英)の驚愕と憤怒は名狀すべくもあらず。彼れは直ちに蘭人を奪回せん爲め、當年警衛の任を有して同地に屯在せし肥前の兵を動かさんとせしが、豈圖らんや、港内の無事に忤れたる佐賀藩は、經費を厭ふの結果、私に守兵を減じ、規定の數を備へず、しかも隊長の不在なるを發見せり。事固より藩吏の怠慢に出づと雖も、其監視の任を有する奉行は、責を免るゝ能はず。されど目前の措置を奈何せん。堂々攻め撃たんには、兵足らずして力及び難し。已むを得ずして、奉行はゾーフと計りて、英艦を抑留すべき種々の詭計を運らしぬ。されども英艦は空しく滯泊するものに非ず、拘置したる蘭人を鞫問して、バタビヤよりの商船の未着なるを知り、又扁舟を港内に入らしめて、實際其在らざるを確かめ、且つ蘭人を質として、ゾーフを恐嚇し、其の盡力により、思ふまゝに薪水を得たり。此くて奉行の焦心燃頭して、賊船の燻沈を企てし間に、一朝順風吹き起るや、滿帆の風に乘じて、悠悠港外に出で去りぬ。其後には憐むべ

し、圖書頭國體を傷けし責を引き、屠腹して罪を謝せり。
此の事件の、我が邦と英國との關係に及ぼせし影響知るべきのみ。さらぬだに蘭人の傳播せる海賊、猪虜の惡聲は、疑ふべからざる事實となりて、將來の外交史上に幾多の紛糾を生ずるの因を成せり。されど其實英蘭兩國の交戦に基けるものにして、歐洲の戰亂の極東に及ぼせる餘波と見るべきものなるべし。

此の後五年、文化十年(一八一三年)に至り、尙復歐洲の戰局の極東に及ぼせる影響として見るべき、興味ある一事件長崎港内に起れり。是より先き、文化六年(一八〇九年)に至る迄は、出島に於ける蘭人は、毎年バタビアよりの商船の來着によりて、物資の供給を受けたり。然るに同年以後三年間は、一隻の着船も無く、又何等の消息にも接せず、如何なる仔細ありとも知るに由なく、全く本國より隔絶せられて、果ては日用品の缺乏にさへ苦しみつゝ、年毎に空しく船の來るを待てり。此の如くバタビアより出島への音信の絶えしは、其理由如何。是れ全く一八一〇年に、和蘭の佛帝國に合併せられしにより、敵手なる英國が屬領ジャバを奪ひて、其總督をバタビアに置きしが故なり。然るに文化十年(一八一三年)漸くにして二隻の商船長崎に來着せり。蘭の甲比丹カピタングーフは其の掲げたる國旗、及び豫て定め置きたる合圖によりて、其蘭船なるを疑はざりしが、港内に入るの後、意外にも其英船なるを發見せり。然るに怪しむべきは、船中に彼の前任者として出島にありしワール

デナール及び彼の後任者として來りしカツサの在る事なり。グーフは事情を問訊して、初めて此の船はジャバ及其屬島に於ける英國總督ラッフルス(Sir Stamford Raffles)より、出島の蘭館及び其商權をも英の手に收めんが爲めに發せしグーフに對する命令書を齎らせしを知れり。是に於てかグーフは和蘭の佛國に併せられしを信するを欲せず。又假令其事ありとするも、日本出島はジャバの屬領にあらずとの理由を以て、斷然此の如き敵國の命令に服従するを拒めり。且つ又慧敏なるグーフは徒らに自己の困厄を救ひ得る機會を逸するものにあらず。彼は事實を明らさまに日本官憲に告げ、内港に在りて、且つ武装せざる英船を燻沈し、其の乗員を塵殺し得るを知れり。實にフェートン號の暴行以來、邦人の英船に對する嫉惡の念は、其頂點に達し居りしを以て、若し長崎奉行にして、此の事實を知らば、直ちに何等かの報復手段を採るを猶豫せざりしなるべし。グーフは此の形勢を利用して、ワールデナール等を脅かし、遂に例年の如く、積載の貨物を賣却し、又歸航に際し相當の荷積を爲さしむると共に、今後尙グーフの甲比丹カピタンとして出島に在留し、又彼の前三、四年間に、邦人に負ひし債務を果たすを許すてふ條件を以て、全く邦人未知の間に、萬事を了して、出帆せしめたり。即ち長崎に於ける吏人等をば、此の船は、從前にも其例ありたる如く、バタビアにて雇はれたる米船にして(彼等は船員の英語を操れるを知り居ればなり)、ワールデナール等の船中に在りしは其蘭人の仕出せし證なりと欺きて、事無きを得たりしが、若しグーフにして、此の思慮なく、ラ

ツフルスの命に従は、此處に重大なる事變の生起せしを推知し得べかりしなり。パタピアに在りし英國官憲の出島に對する計畫は、之に止まらず、翌年又一商船を遣し、前年來りしカツサをして、ゾーフに代らんと試ましめしが、ゾーフの應せざりし爲め、再び空しく歸り去りぬ。かくて此の時に當り、蘭の三色旗の掲げられしは、世界中に於て、只我が出島のみなりしなり。而して其和蘭商館として、本國と消息を通じ得しは、後年和蘭のオレンヂ王家の復せられし後なりき。

此の後英船の長崎に来る事暫く絶えしが、其商船若くは捕鯨船の我が太平洋岸に出沒して、邦人を驚かせし事少なからず。即ち文化十四年九月（一八一七年）に伊豆安房の海上に漂泊せるあり。文政元年（一八一八年）五月、露領オホツクに赴きて、交易に従事せる一商船がゴノドンの指揮の下に、相摸浦賀に入港し、通商を求めて、拒絶せらるゝあり。又同五年四月（一八二二年）には、一捕鯨船浦賀に入りて薪水を乞へり。其度毎に沿海諸侯をして警備に勞せしめし事甚しく、無數の兵船一小異船を圍繞して、不時を戒むる狀、殆ど滑稽に近しと雖も、當時の邦人に取りては、一大重事にして、益々其猜疑の念を深くせり。後二年文政七年（一八二四年）、一隊の捕鯨船の常陸の海上五十里餘の所に漂泊するものあり。我が漁民の此の附近を航する者、次第に之に親しみて、彼れより種々の珍品奇物を得るを喜びしが、後には海邊の小民の利を趁ふもの、進んで之に赴き、私に紙、木綿、

絹、反物等を以て彼等に對し、些少なる交易を試みしものあり。爲めに次第に、見慣れざる洋品の水戸領内に散見するに至りて、終に藩吏の怪む所と爲り、事忽ち發露して、獄に下さるゝもの三百餘人。加之同年五月には、此等捕鯨船の乗員なりと思はるゝ英人十二人の常陸大津濱に上陸して、我が吏の捕ふる所と爲りしあり。間もなく其の薪水食糧を求むる外他意なきを明らかにして、釋放せられしが、此の時領主中山備前守、其本藩なる水戸、及び隣領なる平、棚倉諸藩の兵を動かせしのみならず、幕吏の江戸より急行せし者あり。僅か數人の外人なれども、邦人は其渡來の旨意を疑ひし爲めに、恰かも外敵の侵入せしが如く、驚き危みて、深く警戒せしは、當時の國情已むを得ざる所なりとす。

然れども、此等捕鯨船の中に不良の徒あり、同七年八月薩摩寶島に來りしものゝ如き、牛を得んとして、島民の之を拒みし爲め、無法にも銃器を携へて上陸し、妄りに牛を射殺し、其肉を奪うて歸らんとせしが故に、島民との間に鬭亂を起し、双方共に死傷を出せり。是等全く匪徒の一時の暴擧なれども、其影響の及ぶ所少なからずして、此の事件は實に、翌八年二月に出でし異船打拂の令の直接動機たりしなり。

異船打拂の令とは、勿論人の熟知する如く、如何なる外船にもせよ、若し本邦沿海に近づき來るものあらば、其事情を顧慮するに及ばず、直ちに打拂ふべしとの嚴令なり。事固より不仁に似たれど

も、我は寧ろ彼等に上陸の機會を與へて、往々其侵暴を逞うせしむるに堪へずとなせしなり。されど、此の後天保の初年（一八三一、二年頃）、英船サイブラス（Cypria）の如き、オーストラリアへの航程中、海上に漂泊する事五ヶ月、薪水の缺乏に苦み、之を得んとして、本邦の海岸に接近せしに、（何處の海岸なりしやを詳にせず）直ちに砲撃に會ひ、目的を達するを得ずして、退去せしめられたるは、正しく嚮に同國人の寶島にて行ひし横暴の影響を蒙りしなり。

以上述べし所を總括するに、従前英船の渡來は、皆東印度會社等に屬する商船の私に來りて商利を得んとせしか、若しくは捕鯨船の薪水食糧を得んとして、上陸を試みし類にして、未だ英國政府の東亞に對する政策の發動として認むべきものなし、然るに一八四〇年に及びては、其東洋に於ける地位以前と趣を異にせり。そも本世紀の初、歐洲の内亂稍治まると共に、英佛等新興の諸國の注目は、自から東亞に及び、各競うて殖民地の開拓、利源の開發に勢力を傾注するに至れり。先づ本邦の地理的關係よりして、其事變の餘響を蒙り易き支那大陸の形勢を見るに、今迄は、同國も、我と同じく、鎖國の舊習を守り、僅かに廣東の一港を開きて、外人の互市を許せしのみなりしが、一八三九年（天保十年）より起りし鴉片戰爭の結果として、一八四二年（天保十三年）には、固陋なる清國も、流石に南京條約を結び、廣東以下の五港を開きて、外人の通商入國を許さざるを得ざりしのみならず、香港の一島を英國に割讓して、極東史に一新紀元を造り出せり。之によりて、英國の贏ち

得たる所は尠少ならず。即ち香港てふ海軍並に商業の根據地を得しのみならず、實に其支那開國の運動に一大轉歩をなせり。隨て其影響の及ぶ所、英國のみならず、又他の諸國をして、新天地を求め、利源を開發せんとする希望を強めしめ、延て本邦及朝鮮、安南暹羅等に對する開國運動を導けり。而して英自身の本邦に對する第一着手と見るべきものは、一八四五年（弘化二年）にあり。

同年英の軍艦（フライゲート）サラマング號（Sarramang）長崎に來る。こは本邦沿海測量の目的を有するものなるが、其渡來は、既に蘭人によりて長崎官憲に豫告せられたり。彼等は此の時、僅かに天界の測量を行ひ得しのみにて退帆せしが、其去るや、所要の薪水食糧を給せらる。こは前年天保十三年、幕府當局の宇内の形勢に顧る所ありて、稍異船打拂の禁を弛めしが故なり。

嘉永二年四月（一八四九年）五月二十九日、英の測量船マリナー（Mariner）提督マゼン（Matheson）に率ゐられて、復浦賀に來る。固より上陸を峻拒されしも、彼は沿海の實測を終り、更に下田灣に入り、五日間を此所の測量に費せり。此の時本邦吏人の往來頻りにして、彼等の苦慮大方ならざりしが、マリナーは遂に食糧を給せられて歸航しぬ。是米國の彼理來航前に於ける英船最後の渡來なりとす。

要するに英の我に對する運動は、其初め専ら商船、捕鯨船の渡來にして、後沿海測量の擧となり、未だ公然開國の要求を試みるに及ばずして、米國の先んずる所と爲りしに似たり。是れ蓋し、當時

専ら支那の開國と、其地に於ける商權の扶植に力を傾け、未だ我に向ふの餘裕、寧ろ必要なかりし故なるべし。而して米の我に對する關係は、亦大に之と趣を異にす、次節之を述べん。

参 考

(一) 俄羅斯人應接申上書所載、已六月、和蘭通詞石橋助左衛門の去ル寅年蝦夷地に渡來仕候異船之儀に付、御尋之趣御答奉申上候書付、及已九月、和蘭通詞石橋助左衛門、本木庄左衛門の於江府被爲成御尋候魯西亞之儀に付かひたん問答之趣奉申上候書付。

(二) 通航一覽、諸厄利亞國部卷首。

(三) 本節も亦前節の終に引ける如く、通航一覽、ホーク及ヒルドレス等を參考せり。

第四節 米人の本邦に對する行動

米國と本邦との關係は甚だ古からず、寛政十年(一七八九年)、蘭領バタビアに住める米人スチュワルト蘭人と稱して長崎に來り、出島の者に路うて、其貨物を賣却せし事あり。其後享和三年七月(一八〇三年)又一米船長崎に來り、唐船と同じく、海産物を得ん事を望みしも、許されずして歸れり。此の時スチュワルトも亦乗組み居りしと云ふ。尋で文化四年四月(一八〇七年)其貿易船の廣東より歸るもの、薪水食物を得んとして寄港す。されど是等は皆詳記するに足るべき影響を残さざりき。只天保八年(一八三七年)六月モリソン(Morrison)の浦賀に來りしは、頗る注意すべき事件なり。

是より先き天保二年(一八三一年)、我が一船の太平洋上にて暴風に會ひ、生存せし者三名、亞米利加之西北岸なるクキーンシャーロット島に漂到せるものあり。土人(亞米利加インヂアン)の爲めに捕へられしが、幸にコロンビヤ河口に於ける英國毛皮會社員の爲めに贖はれ、英國を経て澳門に送られしに、彼等は此處にて、更にフヒリツピン諸島附近にて難船せし我が漂民四人と會せり。

澳門なる一米商館は、此の漂民を本邦に送還して、新に通商を開く機會を得んとせり。乃ち一八三七年、モリソン船を醸して我に向はしめ、モリソンは同六月(彼の七月二十七日)浦賀に達せしが、其渡來の目的の和平なるを示さん爲め、凡ての武装を解除して來りしが故に、邦人の侮蔑を招くを免れず。邦人は、嚮きに文政八年に發せられし異船打拂の令の命する所により、直ちに彼に向て發砲せり。其射撃拙劣なりしも、モリソンは危險を避けて退帆せざるを得ざりき。布片に漢字を以て漂民を送還し薪水を求むる外他意なきを記して海面に浮べ、我が吏に拾ひ上げられしも、尙省せられず、遂に如上の不満足なる結果を以て浦賀を去れり。

モリソン浦賀を去るの後、彼の八月二十日復た鹿兒島に入れり。間情の爲め、藩吏の來るに會ひて、藩主への一書を出せしも、後其上司なる者より受理を拒まれたるのみならず、頓て海岸に戰争的防備の施され、砲撃の準備の整へらるゝを見て、彼は邦人と平和なる通交の望み難きを知り、匆惶退帆して空しく澳門に歸れり。只憐むべきは船中なる漂民なり、將さに姻戚故舊と再會の喜を得んと

せしが、此の狀を見て、全く絶望し、中には薙髮したるものもありきと云ふ。

右のモリソン船渡來の件は、翌天保九年即ち事後に至りて、和蘭甲必丹カピタンニーマンの差出せし風説書に記載せられて、幕府の注意する所となりしが、此の事端なく民間に洩れて、夫の高野長英、渡邊華山等の疑獄を引起せり。右の蘭人の風説書には、米船モリソンを誤りて、英船と認めありしが、華山等は更に此の船名を人名と誤解して、當時支那に在留せし有名なる東洋學者ロバートモリソンとなせしなり。故に英國の此の領學を派して、我に通交を求むるに當り、強て舊法に拘泥して、左右なく砲撃するは、國家の禍端を開くの恐ありとて、憂國の至情に驅られ、稍詭秘の辯をなせしが如し。此くて遂に酷吏の糾弾する所と爲りて罪を得き。然るに焉ぞ知らん、其モリソン船は、既に天保八年に渡來して、上述の如き困厄に會うて歸帆せしを。運命の人を弄する事甚だしと云ふべし。後數年、弘化二年(一八四五年)、米の捕鯨船メルカトル(Mercator)我が北海に於て十數人の漂民を救ひ、之を送りて浦賀に來りしが、忽ち數百艘の兵船に取圍まれ、且つ總ての武器を取上げられたり。後數日江戸よりの命令あり、曰く、清蘭二國の船に非ずして、漂民を送り來るものあるも、之を受取らざるを國法とすれども、此度は特例を以て之を許すと。仍てメルカトルは更に今後を警められ、薪水食糧の給與を得て退帆せり。

此の比に至り、米國政府は、東亞に來住せる國民の利益擁護の爲めに、有力なる一艦隊を支那に遊弋せしむる事となせしが、此の時我が日本の港灣の外船に開放せらるゝの望あるや否やを確かむるは、其提督ビッドル(Biddle)の受けたる訓令の一條なりき。故にビッドルは之を試みんが爲めに、嘉永元年六月二十日(千八百四十八年七月二十日)コロンブス(Columbus)及ビンセン(Vincennes)の二船を率ゐて浦賀に來りぬ。其の未だ投錨せざる以前、我が一小吏は、和蘭通詞オランダ通詞を隨へて其船に上り、渡來の目的を質せり。提督は日本も亦支那の如く開港せしや否やを知り、若し許さるれば、通商條約を締結せん事を希ふ旨を告げしに、吏人は之を書面に認めん事を求め、且つ薪水食糧は求に任せて與へんも、海岸に上陸し、若しくは小舟を以て、海上を横行するは許す能はずと云ひて去りぬ。斯る間に、多數の兵船は、例の如く來りて二船を圍繞し、又多數の邦人は自由に船中觀覽を許されたり。是れビッドルの好意と、武力を示さんと欲せしとに因るなり。翌日我が一吏又上船して、國法に従ひ、武器を差出すべきを提言せしが、ビッドルは商船はいざ知らず、軍艦は斯る要求に應ずる能はずと云ひて之を拒みぬ。此の時往年英佛米各國の支那と結びし條約の支那文の寫を與へんとせしが、吏人は容易に之を受取るを肯んせず、只政府の命令を得るまで、數日待つべきを云へり。此くて二船は灣内を測量しつゝ返答を待てり。

二十八日に至り、幕吏は一篇の諭告を齎らしぬ。其述ぶる所は、要するに、外國との通商は祖法の嚴禁する所にして、今迄既に諸國の請求を拒めり、今に至り、何ぞ獨り米に許すを得んや。故に斯

る要求幾度反覆せらるゝとも、畢竟徒勞に歸すべし、故に吾は直ちに其船の退帆して再び來らざらん事を求めざるを得ずと云ふにあり。此の如くして米國の本邦開港運動の第一着は失敗に終りしなり。

邦人は米船に向ひ、其再び來らざらん事を求めしが、當時東亞に於ける利權の擴張に銳意せる米人は、右の一擧に屈するものにあらず。翌年三月二十五日(彼の四月十七日提督グリーン(Green)の率うるプレブル(Prelle)號は又長崎に入り來りぬ。されども此の時は、通商を求めんとせしに非ずして、前年本邦近海にて、暗礁に觸れて摧破せられし捕鯨船ラドガ(Ladoga)の船員十五名の松前より長崎に送られ來りしものありしを蘭人を経て、廣東なる米國官吏の聞く所となりしが故に、プレブルは之を受取らんが爲めに長崎に派遣せられしなり。

余は此の時に於ける米艦の態度を記述するの必要を認む。前年ビツドルの浦賀に來るや、方めて米國政府の我に對する好意と和平とを示さん爲め、前述せる如く、多數の邦人の船に上るをも許し、又水兵をして上陸を試ましむる事なかりき。加之幕吏よりの諱書を齎らすに際し、其の要求に隨ひ、我が官船に來りて、之を受けんとせしが、ビツドルの將さに舷端に觸れんとするや、船中の一邦人は彼れを排擠して入らしめざりき。是れ固より一國軍艦の主將に對して、大なる侮辱たるを免かれずと雖も、ビツドルは其一小吏の誤解に基けるものにして、政府の故意の命令に出でしにあらざる

を明らかにし得て満足したりき。是れ勿論彼れの本國を發するに當り、政府より得たる訓令の、邦人の敵意若しくは不信の念を惹起するが如き一切の行爲を禁じたるに基くものなり。然るに右の事件は、邦人をして米國艦船に對し、多少侮慢の念を懷かしめしが如く、甚しく誇張潤色せられて、諸方に傳播せられ、米人恐るゝに足らずと云ふものあるに至れり。故に本年グリーンの長崎に來らんとして、先づ琉球に至るや、彼れは其地に在住せる英の宣教師ベツトルハイム(Bettelheim)によりて之を傳へられ、且つ琉球人にまでも惡影響を及ぼせりと聞きぬ。こは恐らくは外人の推測に過ぎざるべきも、此る風聞は、グリーンをして、長崎碇泊の際、頗る強硬なる態度を取らしむるの因となりしなり。彼は我が吏の示せる碇泊場所に就くを肯んせせずして、自から其の所を選ばんと云へり。又我の薪水食糧を外船に給するや、決して其代價を受取らず、是れ官府の施與と賣買との別を立てんとするが爲なり。されどもグリーンは、代價を納むるに非ずんば、給與を受け難しと主張せり。彼は尚例の如く、番船の群集するに對し、異議を申し込み、且つ急速に漂民を受取らん事を強求せり。此の態度は、前年ビツドルの執りし所と正反對にして、其邦人の米國に對する感觸に影響せし事蓋し少なからざるべく、且つ後章に述ぶる彼理の浦賀に於ける態度と比較すれば一層の興味を感ずべきなり。

四月四日(彼れの二十六日)グリーンは、長崎奉行の獨斷を以て、江戸に稟申するを須たすして、漂民

を受取り得て歸航せり。此くて此の次に來るものは、提督彼理の渡來なり、是れ幕末史の一時期を畫する大事件なれば、章を改めて之を叙せんとす。

參 考

(一) 渡邊華山、嶺機論(日本文庫第二編所收)。

(二) 本節の參考書も前節と同じ。

第五節 列國の琉球及小笠原島に對する行動

我が薩南諸島に連り、事實に於て、島津氏の屬領なりし琉球群島、及文祿年中小笠原貞頼によりて發見され、仍て其名を得たる小笠原島は、支那海及太平洋中に於ける地位よりして、夙に列國の注意する所なりしが、一八四二年(天保十三年)鴉片戰爭の結果として、支那の五港の開放せらるゝや、勢ひ歐米諸國の船舶の東亞の海面を游弋するもの多く、隨つて此二島に於て、薪水食糧の缺乏を補ひ、貯炭所を求めんとするものあるに至れり。而して當時本邦沿岸は、未だ外船の接近するを許さざるが故に、列國は殊に右に依頼せしものゝ如し。加之此の事實は、恰かも本邦の早晚外人に對して、開放せられざるべからざりし運命を豫示せしものにして、當時の鎖攘を固執せんとせし一派の論客の見地よりすれば、正に唇亡びて齒寒しの感ありと云ふを得べし。

天保十四年(一八四三年)、即ち支那開港條約の締結せられし翌年十月十日、英艦一隻琉球八重山島に來り、上陸せしのみならず、山野海邊を測量して、近傍の小嶼に及び、滯泊五十日にして去りしが、十二月朔日に至り、又一船の宮古島に來るものあり、是亦測量を遂げて、半月の後出帆せり。此の時琉人は力を盡して、其上陸測量を拒みたるも、固より省みられず、邊境の小島之を奈何ともする能はざりしなり。翌弘化元年(一八四四年)三月十一日、琉球那覇港へ佛艦一隻投錨す。其言ふ所に據れば、支那廣東を發せし後、颶風に會し、船具に損傷を蒙りしを以て、之を修補し、又食糧を求めん爲め渡來せしものにして、琉人は其要求に應じ、船具修補用の木材、及牛豚野菜を給せり。然るに佛人は更に皇帝の命ありと稱して、爾後永く和親通商の約を結ばん事を望みしが、琉人は島内産物乏少の故を以て、之を辭せしも肯せず、漸くにして單に通交のみを要請する事と爲し、且つ通商の議の如きは、彼國の水師提督の來着を待ちて、之を定めんと云へり。琉人又本島は清國の藩屏にして、又日本と好を通ずるが故に、恣に外國と交通する能はずとて之を辭せり。此くて十九日同船の出帆するに先ち、佛人一名、清人一名をして上陸せしめ、提督の來着に際し、通辭たらしめんとする旨を託言して去れり。蓋し此の佛人は即ち宣教師にして、基督の福音を傳へて、島民を教化せんが爲めに、唯獨り殘留せしなり。後數日、琉人に語りて曰く、英國の琉球に垂涎する事久しく、將に軍船を派せんとす。今若し佛人と和交を通せば、永く其の吞噬を免れんと。蓋し當時英佛

兩國は、各東亞に於て勢力を張らんとして、私かに雄を爭ひし結果、其爭衡の琉球にまで及びしものにして、其の併呑を免れて、今日に存するは、全く諸國勢力の均衡に因りしものと云ふべし。弘化二年（一八四五年）七月二日、一隻の英船、食糧を求めんとして、八重山島に來りしものあり、碇泊數日にして去りしが、其の如何なる船なりしやを詳にせず。翌三年（一八四六年）、復英船一艘廣東を發して、四月五日那覇に來る。船中に醫師一人あり、妻子及び從者たる清人を合して五人上陸して、本國皇帝の命を以て渡來し、地を購うて永住せんとする旨を告げ、又望に隨て、島民の病を療せんと云ふ。蓋し前年佛國宣教師の在留して、教化に従事せるに對抗し、専ら仁術を以て、人心を得んとするものなり。英船に後る、事一日、六日佛艦また同國讀谷山間切沖に現はれ、翌日那覇港に入る。廣東よりせしものにして、碇泊して提督の來着を待つと云ふなり。同船は五月六日に至り、那覇より運天港に廻航せしが、十一日一艦復同港に來りて投錨す。翌日一大艦那覇に來着し、前年來在留の佛人を乗せて去り、翌日運天に入りぬ。是れ即ち佛の印度支那水軍の提督セシル(Cecil)の坐乗せるフライグート、クレオパトラ(Cleopatra)にして、前二艘は即ちコルフット、サビン及びピクトリユウスなり。諸方測量の目的を以て、四月二十五日共に廣東を發し、相前後して來着せるなり。此くてセシルは、琉球總理大臣に面會を求めて、和好通商を議せんとす。後數日國頭按司總理大臣と稱して、クレオパトラ船上に赴く、乃ちセシルは盛に西洋諸國強盛の狀を語り、終に琉人の

爲めに佛國に親む利害を説き、前年清國と結びし和親交易の文書を示して、通商を約せん事を要求せしが、國頭按司は國主に啓して決答すべしとて歸れり。此の後琉人鳩首して議を凝らせし後、偏小の地國産乏しく、僅かに清及日本に通じて、日用を足すの窮情を切言して、之を拒みしも、セシル之を信するを欲せず、只尙本國皇帝に奏して、旨を請ふべしとて、前年殘し置きし佛人及清人を伴ひ歸り、之に代りて他の一人の佛人を止めて、琉球語を學ばしめたり。セシルは五月二十四日、三艦を率ゐて琉球を去り、我が長崎に向ふ。六月七日入港して、薪水を求め、且つ一書を長崎奉行に呈して、前二年佛の捕鯨船の難風を避けて本邦の一港に入らんとせしに、直ちに砲撃せられし殘暴を訴へ、是れ必ず政府の命に非ざるべしと云ひ、今後は右の如く危難に瀕せる自國の船舶を保護し、漂民は蘭船若しくは清船に託して送還せん事を請へり。是れ本邦開國前渡來せし唯一の佛國軍船なり。而してセシル自ら公言せし所に據れば、其目的は邦人をして、佛國も亦英の如く、大軍艦を有するを知らしめんとするに在りしと云ふ。されども、例の如く無數の小舟に包圍せられ、泊する事一晝夜にして退帆しぬ。

セシルは長崎出帆の後、朝鮮に航し、遂に清國寧波に至りて滯船し、更に其一艦をして再び琉球那覇に赴かしむ。七月二十五日那覇に着し、嚮に殘留せし佛人一人にては不便なればとて尙一人を殘し、八月十一日出帆して寧波に歸れり。此他尙時々外船の琉球沿岸に來るものありしも別に語るに

足るものなし。

伊豆の南方の海上に横はる小笠原諸島も、往々外國船舶の訪ふ所となり、之に對する行動は、稍注意するに足るものなしとせず。一八二七年(文政十年)英の船長ビーチエー(Beechey)測量船ブラツソム(Blossom)に乗じて、此所に寄泊し初めて之を發見したるが如く、己が欲するまゝに、之に命名せしのみならず、英王の名を以て占有を宣言せり。尤も其のベリー(Barley)と名けし島には、一八二三年(文政六年)にコフヒン(Coffin)の指揮したる捕鯨船碇泊し、初めて群島の存在を近世の西人に知らしめたりと云ふ。然るに焉ぞ知らん、本島は既に一五九三年(文祿二年)に、邦人に據りて發見せられ、爾來其存在は忘却せられし事無く、隨て後世其發見者の名に因みて、小笠原島と名けられしを。加之其後一六七五年(延寶三年)八丈島より漂流したる邦人は、再び此島に到着し、當時尙住民なかりしを以て、無人島と呼びし事實あり。かくて幕末に至るまで邦人一般に此の名を以て呼び、終に西人の間にも傳へられて、訛してボニン島(Bonin Islands)と稱せられしなり。されば英人は其發見者たるの名譽を有し得ざる事明らかなり。

本島最初の發見者の日本人なりし事は疑なきも、此の外風に西班牙人、葡萄牙人、和蘭人等の寄港せしものありしが如きも確實ならず。邦人も其空島なるを認めながら、進んで之に殖民する事もなかりしが、夫の英人ビーチエーの渡來せし時、銅札に發見時日と其命じたる島名を刻し、釘を以て

一樹に打ち附け置き、又國旗を掲揚したり。ビーチエー來着の翌年に至り、露國海軍の一船長ルトケ(Lutke)も又來り、ビーチエーと同じく、占領命名を試みたり。

一八三〇年(天保元年)に至り、歐米人の一團、初めて本島に殖民せり、其長をナサニールサボリー(Nathaniel Sovey)なる米人とす。外に尙一人の米人と、英吉利、丁抹、ゼノア人各一人宛、並に若干の南洋土人の男女あり、皆サンドウィッチ島より來航せしものなり。就中サボリーは本島に土着して、小農業を營み、時々來着する捕鯨船に、自製の飲料と僅少の食品を給して、終に數千弗を貯へしと云ふ。而して此の後時々來着せし漂流民ありて、一八五三年(嘉永六年)米の水師提督彼理の寄泊せし時には、三十一人の住民を見たりと傳ふ。此の外佛船の來着せし事もありしに似たり。

右に述べし所は、事些屑に似たれども然らず。本島は英米佛共に少なからざる捕鯨船を太平洋上に有せしが故に、本邦の海港に外人の入る能はざりし時代に於て、暴風の避難所又は薪水を得べき地として非常に貴重せられしなり。換言すれば、本島は本邦の開港に先きたつ數十年間、琉球と共に、西人の我が邦に求めんとせし所の一部を、不充分ながらも、彼等に給與しつゝありしなり。試に琉球小笠原二島の存在せざりし場合を假想せよ、太平洋上を頻繁に往來せし船舶の困難は、言ふべからざる者ありしならん。余は此の理由を以て、右二島に外人の去來せし事實は、列國の本邦開國の運動の前兆を爲せしと推斷せんと欲す。殊に米國は小笠原島に對して、特別の注意を拂へり。其支

那貿易の發達すると共に、早晚米の太平洋岸の諸洲と支那との間に、直接の汽船航路を開かざるべからず。此の時に於て、米人の或る者は、小笠原島及びサンドウィッチ島を以て、貯炭所を設け、薪水の供給を仰ぐべき中繼地とし、桑港と上海とを連結し、以て米國及歐洲諸國の東洋貿易を催進し郵便線路を短縮せんとの希望を有せしが如し。而して是れ固より本邦の開國と相須て其功を全うするものなり。要するに彼理渡來に先きだち、我が西南方に横はる二群島の、此の如く西人の指を染むる所たりしを注意するは、東亞及太平洋に於ける本邦の地位を理會するに欲く可からざる所なるべし。

參 考

- (一) Hildreth : Japan. 懷舊紀事(瀧野章吉編)。
- (二) 琉球に關する事は、開國起原(勝安芳著)及懷舊紀事に據れり。
- (三) 小笠原島に關する事は Hawks' "Japan expedition" に據れり。

第四章 幕府の對外政策の變遷と海防論

余は前章に於て、略徳川季世に於ける海外形勢の變化と、外人渡來の狀勢の大體を述べたり。然るに是等外來の衝動は、邦人によりて、如何に感受せられしか、幕府の對外政策、隨て國防制度に及ぼせる影響如何。將又社會の民心は、之に因りて如何の感觸を懷きしか、此の問題は、彼理渡來後に於ける政治上の紛紜を解釋するに當り、最も注意すべき點なり。

第一節 所謂鎖國主義の真相

織田豊臣氏の時代より、徳川氏の初世に及ぶまで、外國との交通往來の極めて自由且つ頻繁にして、當時の民心は、後世に見る如き、外人に對する嫌惡、偏執の念を有せざりし事は明らかなる事實なり。而して其之れ有るに至りしは、久しく其實を存せざりし國家的統合の、豊臣秀吉の力によりて、再び行はれ、征韓の役を経て、我よりも優勝なる文明及武力の壓迫を感せず。自から國民の自覺心を催起して、次第に一種の國民性を形成せし結果に出るものありと雖も、其主要なる原因は基督教及び其の教化を敢行せし宣教師等の本邦に對する態度に基きし事も、亦疑ふべからざる所なり。彼等の我が國土侵略に對する計畫の如何なる程度まで熟せしかは知らざれども、秀吉の九州統一の前

に於て、既に長崎に居りし所謂伴天連が、葡萄牙商船の入港を止むる事を以て、領主大村氏を脅し、遂に長崎浦上の兩村及び新立の長崎町をも、寺領として占有し、其の行政をも行ひし先例もあり。尙其嘗て南洋諸島に施せし所を見るも、後年和蘭人の徳川幕府に密告せる如く、何等かの非望を懷きしに似たり。加ふるに、外教の人心に浸染する弊害恐るべきものありて、其熱烈なる信仰は、國家の政刑をも恐れず、死に至るも辭せざるは、當時の爲政者の熟知せし所なれば、内政と外交の衝突の次第に甚しくなりしに従ひ、有司の切支丹排斥の念慮を蓄ふるに至りしは、獨立自尊の考強き國民に取りては、勿論當然の事なり。是に於てか、切支丹禁制の令あり、こは豊臣氏の時に初まり、徳川氏の世に及びて愈嚴となりしが、伴天連の渡來を禁じ、其本國に潜在するものを殲罰し、邦人の外教を信する者を刑して、改宗を強ふる等、種々の手段を用ひしも、一度播殖せられし異教の根種は、容易に絶滅するを得ず。慶長十九年には、高山右近太夫(長房)、内藤飛騨守(忠俊)等の有力なる教徒百餘人を澳門に放流せしが如き事ありしも、邦人の海外渡航の自由なる間は、他國に於て異教に浸染して歸るもの多く、其禍根拔くべからざるを曉りて、遂に之に對する制限を行へり。即ち從來朱印を賜りて渡航せしものにも、寛永八年以後、更に幕府より長崎奉行への奉書を添ふる事となれり。之を奉書船と云ふ。即ち渡航を望む者に對し、有司檢察の機會を與へしなり。十年に至り、更に令して奉書船の外なる船舶の渡航を嚴禁し、若密航を企つるものあらば、其罪死に當れ

り、且つ嚮に外國に赴きて、五年以上在住せしものは、悉く異教を信するものと認めて、若し歸朝するものあれば、特別の事情ある者を除き、他は悉く死罪に處せしむ。後二年寛永十二年五月には、兪夫の邦人渡海禁制の令を下し、三本橋の大船を造るを得ざらしめ、又九州諸港を鎖して只長崎に於てのみ貿易を許せり。其翌年には長崎に在留せる外人と邦人との雜種兒三百人を澳門に放ちぬ。是等皆外教禁壓の手段に外ならず。

右の如き幕府の政策に對する反動は直ちに來れり、寛永十四年島原亂是れなり。若し仔細に其亂原を尋ねれば、領主松倉氏の暴政、社會的生存の途を失ひし浪人の使噓等をも數ふべしと雖も、其爆發の直接の原因は、禁教に對する反抗にして、亂民の殆ど總ては教徒なり。故に亂平ぐや、幕府は其明年(寛永十六年)六月を以て、外教侵入の源泉たる葡萄牙人との交通を絶たんが爲めに、所謂黒船の渡來を嚴禁し、若し今後來るものあらば、其船を破却し、人を罪せんと令せり。されば翌十七年五月葡萄牙船一隻長崎に來りて、再び通商を許されん事を請ひし時、其禁を犯して渡來せしを咎め、七十四人中六十一人を殺し、船舶及荷物を燻沈し、僅に十三人の命を助け、論書を授けて歸帆せしめ、又全國に令し、爾後葡船何れの港に來るとも、上裁を待たずして、誅伐すべしと云へり。此の後數年、正保四年に葡船復長崎に來りしを以て、黒田細川等の諸藩主之を撃たんとして幕命を請ひしが、此の時幕府は、國王の嗣位を報するの使節船なればとて穆和の處置をなし、薪水糧

米を給し、爾後再來すべからざる旨を嚴諭して放ち歸せり。此後葡萄牙船又來る事なかりき。此の如く、幕府は葡萄牙船及耶蘇教に對し、緩和し難き憎惡の念を有せしも、外國貿易に對しては、初めより之を嫌厭するの念なく、却て家康の如き最も之を奨勵せしものなり。されど多くの場合に於て、外教と密接なる關係を有するが故に、之を禁壓せんが爲めに、他の利益を犠牲に供し、邦人の渡海と葡萄牙船の入港とを禁せしに過ぎずして、海外との貿易を杜絶するは、其欲する所にあらざりき。寛永十六年葡船を拒みし時、獨り清蘭人をして、依然交易を得せしめしは、此の二國民に私せしに非ず、共に幕府の最も恐れし外教特に天主教と相關する所なかりしに因るのみ。故に若し葡に平戸に在りし英商にして、當時尙在住せしならば恐らくは彼も亦蘭人と等しく、通商を許されしならん。要するに余は當時の幕府の對外政策としては、後人の想像する如く、必ずしも清蘭以外の總ての外人を謝絶すべしと確定せしにあらず、元來外教禁絶の爲めに採りし方策なれば、之と關係なき限りは、強ちに通交を拒むの意なかりしと信するものなり。勿論邦人の海外渡航は、異教徒に接するの恐あるが故に、之を嚴禁せしも、其外より來るものは、如何なる國人にもせよ、最初より當然排卻するの決心はなかりしが如し。故に延寶元年に英船の來りて、互市を請ひし時、長崎奉行の稟申を見るに、若し許容せらるれば云々とありて、必ずしも拒絶を豫期せざりしに似たり。直接外人と折衝の任に當るべき長崎奉行にして、尙此の如しとすれば、幕府の對外政策の尙絶對の鎖

國主義にはあらざりしを證するに足らん。而して此の時英人の願意の許されざりしは、其王家の葡萄牙王家と婚を結びしとの事を聞て、再び外教の侵入を恐れしに因る事、前章述ぶるが如し。此の他元祿二年に、安南との通交を謝せし事あるも、書辭不遜等特別の理由ありしを以てなり。

遮莫寛政度に露人の松前に來るや、之を拒むに、外人との通交は祖法の許さざる所なりと云へるは如何。蓋し寛永寛政の間に於て、有司は所謂祖法を誤解し、眞實の鎖國主義なるものを固結せしめしなり。詳言すれば、清蘭二國民を許し、葡人を拒みし時には、此の三國の外來るものなかりし事實を誤認して、右の二國にのみ通交を許し、其他を容れざるは、即ち動かすべからざる祖法となせしなり。祖先の實際に施せし主義を以て、其時代の實情より起り、其時代にのみ應用せらるべきものなるを知らずして、以て子孫後世百千年の爲めに、計を爲せりと考ふるは、舊法を墨守するを以て、施政の第一義となせし季世の幕府に於ては、毫も怪むに足らず。然れども右の鎖國主義を以て、悉く祖法の誤解と認むるは、恐らくは其實を得たるものに非ずして、尙他に當時實際の苦き經驗に教へられたる、甚深なる理由の存するなり。即ち外國貿易に對する嫌厭の情是れなり。

そも葡人の東洋貿易の覇權を握り、其商船の盛んに本邦に出入する時代に於て、其根據地なる臥亞に集積せられたる莫大なる富力は、主として本邦より流出したる金銀なりと稱せらる。新井白石の推算する所に據るに、徳川氏の世に及び海船互市の事始まりしより以來百餘年間に、本邦の寶貨の

海外に流出せしもの、金は産出額の四分の一、銀は四分の三に及び、しかもこは公に著れて、推量し得べき限にして、其餘知るを得ざるもの猶多しとあれば、當時金銀の流出は非常の額なりしなるべし。(慶安元年より寶永五年に至る凡六十年間に流出せし金二百三十九萬七千六百兩餘、銀三十七萬四千二百二十九貫目餘にして、銅は寛文三年より寶永四年迄、凡四十四年間に、一億一萬一千四百四十九萬八千七百斤餘を輸出せりと云ふ^(二))。而して此る莫大の正貨を以て購ひし所は、時人の珍奇玩好とせしもの、外、藥料香料の類にして、云はゞ國民の奢侈品多くを占めしなり。且つ國內殖産工業發達せず、生産の乏少なりし時代なれば、勿論實物交易を行つて、商利を占むるを得ず、即ち輸入のみにして、輸出更に無き貿易状態の、如何に國家經濟に害毒を及ばせしかは推知するに足る。若し自然の成行に放任して、外人の奪取に委せば國內の金銀は忽ち竭盡せん。幕府は勿論之を覺知せしが如く、貞享二年に唐蘭船の歳額を定め、(唐は銀六千貫目、蘭は金五萬兩)元祿元年には、嘗て二百隻にも及びし唐船の數を七十隻に限りたるは、幾分か正貨の流出を防がん爲なりしなり。同八年に及び、伏見屋四郎兵衛なる一商人、定額外に銀一千貫目の交易を許され、此の額丈の貨物を、銅を以て買取る事となりて、世に代物替^{シロモノカ}と稱する事初まれり。之を始として、當時幕府財政窮乏せしが故に、有司の運上金^{ウシゴウキン}(特許に對する冥加金^{メイカ}なり)を貪ばらん爲め、諸人の請ふ所に任せしかば、往々額外の貿易を許し遂に船數十隻を増し、銀額二千貫目を加ふる事となり、結局此の代物替

に要する銅の歳額八百九十萬二千斤を算せし爲、次第に長崎に搬出せらるゝ銅に不足を感ずるに至り、寶永正徳の際最も甚し。此くて正徳二年蘭船二隻を限り、銀五萬兩、銅百五十萬斤に制定し、同年再び清國の船數を三十隻に減する事となりぬ。後年本邦に水産貿易の起りしも、全く此の銅の不足を補ふ爲め、清商に與へしに始まりしものなりと云ふ^(三)。

此の如くして邦人、殊に幕府當局の外國貿易なるものにつきて、有したる考の如何なりしかは推察に餘あるべし。現今に於ても、輸入超過正貨流出を以て、國家の弊患となすの理は、當時に於ても同じかるべく、新井白石の我有用の財を用ひて、彼無用の物に易へむこと、我國萬世の長策にあらずと云ひしは、決して偏見にあらず、實際の經驗の教へし所なりとす。夫の幕末に於て朝野有識の士の、外國貿易を以て國家の不利となすの論は、全く這般の事情より出でし祖先の見解を繼述せしものにして、勿論嘉永安政の交、本邦の生産の發達は正徳の比にあらずして、右の論議の杞人の憂に過ぎざりしを示せしと雖も、強ちに盲目にして、有無相通の理を知らずとして嗤笑^{シヤウ}すべからず。そは兎も角、寛政以後に於て、有司をして外國との通商を拒否せしめし所謂鎖國主義は、右の如き國家經濟の實情より發生したるもの、祖法の誤解と結合して形成せられし、固陋なる偏見なるを認めざるべからず、是れ所謂鎖國政略に對する余の管見なり^(三)。

參 考

(一)新井白石、折たく柴の記。

(二)草茅危言。

(三)本節の事實は、主として通航一覽に據れり。

第二節 幕府の北境防備に關する施設

徳川幕府の、國家の保持を目的として、最初に採りし手段なる葡萄牙人拒斥、耶蘇教禁斷の事蹟の概略は、前節に述べしが如し。而して葡人に尋で、最も我を脅かせしものは、中世以後の露人に外ならず。其侵暴の事實も、既に第二章第二節に於て略叙せし所なるが、斯る外來の壓迫の、幕府の對外政策、特に北境の防備に關する施設に及ばせし影響は頗る注意に値するものあり。

前代以來松前氏蝦夷を領して、我が邦最北の藩屏たり、慶長五年松前志摩守(慶廣)家康の命を受けて、松前の地に城き、福山と號す。然れども松前と稱せられて、其封土たりし地域は、福山の東西凡六十里に過ぎずして、東は龜田、西は熊石を以て限りとし、其外は皆蝦夷地なり。故に其石高も少く、一小侯たるに過ぎず。勿論當時未だ外寇の患ふべきものなければ、只海灣の漁利を占めて、傍近の夷人(アイヌ)を服従せしめしのみ。されど世を下るに隨ひ、其政教風化の及ぶ所も、漸く廣かりしならんも、露人の南下に對しては、殆んど抵抗の力なく、寧ろ目前の經營に急にして國家百

年の大計を思ふに遑あらざりしが如し。さはれ露人の南侵の勢の、世と共に加はるや、幕府も漸く之に注意せざるを得ずして、早く將軍綱吉の時吏を蝦夷地に遣はして、巡見せしめたりと傳ふるものあれども、こは確ならず。只此の頃松前氏をして其領土の地圖を獻せしめし事あり。又水戸藩主徳川光圀は家臣に命じ、大船に乗じて、蝦夷地を巡らしめしも、僅に西地マシケに到りて止みしといふ。而して幕吏の台命を受けて、蝦夷地を巡見せしは、實に天明六年を以て最初とす。前年二月、普請役山口鐵五郎、佐藤玄六郎等九人、外に浪人大石逸平、最上徳内等命を蒙り、翌六年三月より二年に瀾りて、松前より東西兩道を巡行す。海陸行程各四百餘里、就中大石は唐太に渡り、最上は擇捉に到りしが、寛政三年徳内、(此の時普請役なり)和田兵太夫と共に、又千島を巡見して、得撫に達しぬ。(此の時七年來露人擇捉にあり、徳内等諭して歸國せしめしといふ。)翌年幕府は目附石川六右衛門(忠房)に命じて、蝦夷地に於ける夷人との交易の事を管せしめたり。同五年露使ラックスマン來るや、石川左近將監(即ち六右衛門)、村上大學(義禮)松前に赴きしが、此の時諸方の要地及び津輕、南部の海岸を巡視して歸府す。是れ幕府の露人に對する警戒の念の漸く高まりしを示す。七年六十人餘の露人得撫に來り、三十人餘此處に占居するや、幕府は益警備の急を感じ、如何にもして其蠶食を防がんと考ふるに至れり。是に於て、十年先づ目附渡邊久藏(胤)使番大河内善兵衛(政壽)、勘定吟味役三橋藤右衛門(成方)等をして、彼地を巡見せしめ、又勘定奉行石川左近將監をして、

江戸に在りて、此事に與からしむ。依て渡邊は松前に留まりて事を監し、大河内は東方シマニ迄、三橋は西方宗谷迄巡行し、共に歸府して、具申する所あり。又支配勘定近藤重藏、普請役最上徳内二人石川に命せられ、松前より程を起して厚岸に赴き、國後、擇捉の二島を巡り、擇捉にて露人國境を表せし柱を抜いて、更に大日本惠士呂布の標を建てたり。又厚岸に神明祠を建て、重藏之に榜して、國家の治安、夷の鎮撫を祈りしが、其の具狀も次第に江戸に達せり。斯くて幕議の結果、十年より十一年に及び、書院番頭松平信濃守(正明)、勘定奉行石川左近將監、目附羽太庄左衛門(正養)同大河内善兵衛、勘定吟味役三橋藤右衛門の五人に命じて、蝦夷地警衛を掌らしめ、又老中戸田采女正(氏教)、若年寄立花出雲守(種周)之を監す。而して其第一着手として、從來松前氏に委したりし東蝦夷ウラカハよりシレトコまでの地、並びに末々の諸島を、今後七年間幕府の直轄とするの命を下し、右五人をして之を管掌せしむ。依て令して土地の巡見、夷族の撫育、産物搬出の法等、一に其意見に委任し、専ら國土の開發を志して、邦境の防備に盡瘁すべしと云へり。是れ十一年三月の事なり。

從來松前氏に於ては、此の如き廣大の他を委任せられしも、到底僅少の家士を以て制御するを得ざれば、一定の地區を劃して、之を町人に預けて、専ら漁網の利を收めしめ、之を請負場所と稱す。而して松前氏は彼等より運上を徴して、收納とせり。然るに其財計豊かならざるに及び、漸次に其

運上を増徴せしを以て商人は己が利益を殺がざらんとせし結果、夷人に對し非義を行ひ、或は米酒煙草等の量目を偽はり、或は腐損の品を與ふる等の事ありて、自ら彼等の怨懟を買ふに至れり。さて松平正明等五人警衛の任に當るに及び、其施設せんとする所も、夷人の撫育を主とし、彼等を懐柔して、露人の風化に靡かざらしめんとしぬ。蓋し蝦夷地四方瀕海の地なれば、何所を定めて、城砦等を設くべきに非ざればなり。故に夷人との交易を業とする町人をして、舊狀に安んせしむると共に、只場所毎に吏を措て、彼等の私利に急にして、奸曲を行ひ、夷人を虐げざる様監視せしむる事とせり。又松前氏の夷人に對する策を見るに、只彼等を威服するに嚴にして、之を風化するの考なく、其邦語を操り、邦俗に習うて簞、笠、草鞋を用ふるの嚴禁を解き、或は醫師をして、其病を療せしめ、其勤功を褒賞する等の事によりて、彼等をして我が恩化に懷き、德澤に浴せしめんと謀り、只非常に備ふるが爲めには、南部津輕兩氏をして各五百餘の士卒を出し、便宜の地に番舎を設け、武器を備へて警衛せしめたり(此は寛政十年に始る)。殊に得撫に於ける露人に對しては、吏を擇捉に派して、防備を嚴にし夷人の懐柔も此地を主眼として、充分の警戒を怠らざりしなり。

此の如くして、此地警衛の政は着々其緒に著けり、從て夷人の往來巡行も屢にして、一々記するを得ず。又石見津和野藩臣堀田仁助をして、江戸根室間の直航路を測量せしめ(寛政十一年)、或は夫の伊能勘解由をして蝦夷地を測量せしめ(寛政十二年)、蝦夷開發の方法としては、或は牛馬を放牧

し、或は道路を開作し、又八王子千人頭原平左衛門兄弟をして、同心の子弟百人餘を率ゐて、蝦夷地に移住せしめて、農兵たらしめ(寛政十二年)、又先手組同心井上忠右衛門首として、家族を伴うて、彼地に移住するの許可を受け(同年)、此後漸次幕士の上下移住する事となれり。

露人の得撫に占居せるは、實に幕府の北地警衛の動機なり。されば有司は最も力を之に注ぎて、其隣境なる擇捉の開拓を謀れり。乃ち近藤重藏、山田鯉兵衛の二人をして、寛政十二年更に此島に渡らしめて、企畫せしむる所あり。先づ兵庫の船人高田屋嘉兵衛をして、同島へ大船の通航を試ましむ。嘉兵衛は十二年千五十石積なる辰悦丸に乗じ、日の丸の旗を掲げて、初めて北海の險波を絶ち、右の島に到り、新に十七ヶ所の漁場を開き、夷人を撫育して、漁業に従事せしめたり。是れより毎年大船の往來絶えず、許多の産物を搬出するに至りぬ。

擇捉開發の業其緒に就くや、有司は進んで得撫に指を染めんとせり。同島には寛政七年以來露人占居し、其後増減ありしも、十二年の比尙十餘人住居せり。今彼等を如何に處置せんとするか、當時諸有司の建議を見るに、或は彼等に退去を命じ若し聽かずんば、之を捕拿し、永く禁獄すべしと云ふあり。或は命を拒まば、一概に殺戮して假借するなく、以て武威を示すべしと云ふあり。其穩和なる策を建つる者は曰く、彼等の此島に占居するは、主として夷人と交易を營み、其利を得んとするにあれば、擇捉の吏をして、得撫に赴く蝦夷人の船を檢察して、交易すべき品を齎らすを禁じ、

かくて露人望む所の利益を奪ひて、徐ろに其退くを待つべしと、(羽太正養三橋成方等の議)、幕府は此を可とし、持重して功を急ぐなからしめたり。仍て享和元年富山元十郎、深山宇平太等得撫に赴き、露會ケレドブセに面して、其の來住の主旨を質せり。當時彼等の答ふる所に據るに、主として獵虎獵を目的とし、交易をも望むが如し。二人擇捉に歸りてより、吏人を戒めて、露人と交易するを得ざらしめたり。然るに翌享和二年の末に至るも、露人依然として在住するのみならず、従前と異りて、夷人の獵事を妨げ、又シモシリ以北の諸島夷等、擇捉に赴かんとして、得撫に來りしに、之を抑止して、直に歸らしめたるが如き事あり。蓋し露人も、初めて邦人と接觸して、爰に利害の衝突するを見、自國の利益を保たん爲め、此の如き舉に出でしや明らかなり。是に於て、有司は更に議して享和三年より試に全然擇捉夷人の得撫に出稼するを嚴禁し、以て露人との交通を絶ちて其爲す所を見んとせり。

右の方策は、其効果を奏せしが如く、文化元年秋に及び、露人は久しく本國よりの消息に接せずして、衣服等に缺乏せしのみならず、夷人の全然渡來せざるが爲め、交易の利を得るに由なく、且つ邦人の擇捉に來るもの多くして、警衛の嚴なるを聞き、將來の望少きを慮り、男女十數人相率ゐて去り、一度レブンチリホイ島に到りしも、氣候後れて更に北に歸るを得ず、再び得撫に來りしが、翌二年春首長ケレトブセ等病死せしを以て、残れる十四人遂に同島を去りて北歸せり。幕吏之をラ

シヨア島の夷人より聞知して、乃ち人を派して檢知せしむるに事實なりき。さて直ちに進んで、得撫を經營せんとせしも、當時尙擇捉の處置全からず、徒らに手足を延ばすは、策の得たるものに非ずとて、同島へは年々巡見の使を遣すの外、夷人をして出稼してラッコ獵に従事せしむる事と定めたり。

此の後數年ならずして、前章に述べたる如く、露人の擇捉殘暴の事あり、爲めに多年苦心經營の結果、一朝にして破壊せらる。觀來れば露人の得撫撤退と相關聯せるが如し。當時彼れの公言せし所に據るも、彼は我の擇捉拓殖を以て、其南下に對し、見逃すべからざる妨害とせしなり。此の方面に於ける兩國勢力の衝突は、結局我が敗に歸せしが、當時排露論及び一般の排外論に、重要な根據を與へ、從て當時の幕府をして遂に外人攘斥の主義を懐かしむるに至れり。

次に唐太は千島と同じく、露國の侵略を被りし地方にして、此方面に於ける幕府の施設は主として後年に屬すれども、其發端は寛政前にあり。そも松前氏は、早く本島に就いて知る所ありしのみならず、自己の領土なりと主張せしも、經營に着手せしは稍後年の事なり。元文の頃にては松前に來往せし者も、未だ此島の位置形狀に對し、明確なる知識を有せず。當時は唐太に住せる夷人の宗谷に來りて、錦、皮類、鷲羽、青玉の類を鍋、釜、出刃の鐵器と交易せしのみ。而して松前氏の本島に經略せしは、漸く寶曆年間にあり。其後一度絶え、再び寛政の始に及びて運上屋を設け、家人を

遣し、夷民を使役して、漁業を營ましめしも、僅かに毎年首夏より初中秋に至るまで在住し、其後は松前に歸り去り、越年して永住せしむる事なし。而して其漁場もシラヌシを中心とし、東西三四十里に及びしのみ。

天明六年大石逸平の唐太を見分せるは、幕府の同島に注意を向けし初めとす。後享和元年再び普請役中村小市郎、小人目付出役高橋次太夫の二人をして、道を分て巡行せしめぬ。是より先き松前氏の見分せしめしは、コタントルを極として、其以北を知らざりしが、此の時東岸を行きし中村は、ナイフツに至り、西岸を巡りし高橋は、シャウヤ崎に至りて踵を廻せり。爲めに唐太に對する知識は大に増加せしが、未だ幕吏の開拓を試むるに至らずして、文化三、四兩年露人の侵略を被れり。此の後露人の次第に其北部に占住するもの多く、幕末に至りて、兩國の間に外交上の一大問題を醸生せり。

此の如く、幕府の北門の鎖鑰を固むるに及びては、此の廣漠なる地を、松前氏の手に委するを得ざるは勿論にして、初め七年を限りて、東蝦夷地の土地を命せしが、享和二年に至り、之を永久にし、初めて箱館奉行を置き、戸川筑前守(安倫)羽太庄左衛門(後安藝守正養)を之に任じて、蝦夷地を管掌せしめたりしが、文化三、四年露人の擇捉唐太兩方面を侵略するに及び、前年來の議を決して、西蝦夷地をも併せて幕府の直轄とし、箱館奉行を松前氏の舊城下に移して、松前奉行と稱せしめ、

其人數をも増して四人とせり。

然るに文化の末年以後、露國人の北千島に於ける殖民の益根柢を固めつゝありしに關らず、一時蝦夷地に渡來の事なく、又侵略殘暴の擧なかりし爲め、幕府は稍意を安んずる所ありしのみならず、一方に財政の極めて困難にして、北地の拓植に多くの力を用ふる能はざりしと見え、松前氏の請託を容れ、文政四年再び松前及蝦夷地を悉く松前氏に還付して、其舊に安んせしめ、北門の守備を此一小家に委任せり。是れ一橋治濟の内請により、將軍の特旨に出でしと云ふ。此後の事は後章に詳説すべし。

參 考

(一)寛政十一年二月、老中より蝦夷地開拓の任に當りし夷人の口達は、能く當時幕府の意見を示すものなれば、之を左に摘録すべし。

今度蝦夷地御用の御趣意は、彼島未開の地に有之、夷人共、衣食住之三ツも不_レ相整、人倫之道も不_レ辨儀、不便之次第に付、今度御役人被_レ遣、御徳化を及し、教育をたれ、漸々日本の風俗に歸し、厚く服従いたし、萬々一外國より懐け候事杯有_レ之有候共、心底動かざる様に存込せ候儀、御趣意第一に候。然るとて、只今俄に事をゆるめ、或は隈りに物を與へ、急速服従を取候様にては、往々之際限も無_レ之、却て永續も致間候間敷、先當時之處は、土地に仕馴候交易之業を以、夷人を潤候様可_レ致候、此交易之儀、是迄之通、町人計取計にては、不正之趣も有_レ之哉に相聞へ候間、此度は御直捌に相成、夫々御役人交易場に罷在、取捌候筈に候。扱其仕法、

御教之故とは乍_レ申、隈りに弛候ては不_レ宜候間、交易之極は、やはり是迄の姿に居置、升目秤目等不足に無_レ之、并惡敷品等不_レ相渡、聊以不正の筋無_レ之様、精々致_レ吟味、夷人共相歡、稼方致_レ出精_一候様可_レ被_レ取計_一候。右躰交易方正敷相成候に付ては、追々出荷物等も相増可_レ申候得共、此度の御趣意、曾て以御益を謀候儀には無_レ之候間、其所に眼を不_レ附、唯々夷人共潤候儀、專要の目當に致し取計可_レ申事。

一、往々は耕作之道を致、穀食を以命を繋ぎ候事を覺させ、漸本國之風儀に馴候様教育可_レ成事。但耕作之道未調内にても、可_レ相成_一丈、連々肉食に違かり、穀食を仕習ひ候様に教へ置、穀食は肉食より貴きものと申譯を、能_レ得道致させ置可_レ申候、左候得ば、追て農事を施し候節、格別進み方宜敷、成功拂行可_レ申候、此段急度相合可_レ被_レ取扱_一候。

一、此度の御趣意難_レ有段、銘々説聞せ可_レ申は勿論にて候得共、必其言と其實と不_レ違様に取計可_レ申候。……聊も偽を施し、本邦無實之國風之様に存込候ては、以之外服従の妨に相成候。……

一、夷人共人足其外に遣候節、……勸格別之者は、賃米之外に、少々宛も品物成共差遣候様敷、又は酒食を給させ候敷、……己々のはたらき甲乙に仍て、御恩厚薄有_レ之候譯を以て知しめ、銘々其職に進み、稼方致_一出精_一候様可_レ取計_一候事。

一、夷人共日本詞遣ひ候事、制禁之由に候得共、此度御用地之内は、其禁を相止、專和語を遣ひ候様申教、往々和人に致_レ變化_一候様教育可_レ致事。

但此方之人蝦夷詞を遣ひ候事は、決して無用に候。ひたすら夷人に和詞を遣はせ候儀、第一に可_レ被_レ心懸_一候。

一、夷人共追々御徳澤に感じ、御主法に馴れ、和人の風俗に相成度望之者有_レ之候は、月代致させ、日本之

服をもあたへ、猶其者稼方出精致し、餘人をも勵し候程之者に候はゞ、日本風の家作をも拵變し、外々之者相羨、追々見習、風俗を替候様に可被取計候事。

但此儀は、此方よりすゝめ、急に日本の風に可致と謀候はゞ、必氣請に障り、成就致まじく候。渠等より相望候時節を待て、可被取計候、女之風俗相改候儀尙更之事。

一、夷人共病氣之もの有之候はゞ、品により臥具等もあたへ、藥用其外可成丈手當致し、死亡之者多く無之様取計可遣候事。(下略)。

(二)本節は、通航一覽、羽太正養の休明光記等に據れり。

第三節 異船打拂令と和蘭の忠告

露人侵略の形勢著はるゝに隨ひ、幕府は寛政三年及九年に、天下に令する所あり、外船渡來に際し、機宜を誤らざるを要すと雖も、亦我より輕舉して、禍端を開くの愚を爲す勿らしめしなり。其後文化三年露使レザノフの長崎に來るや、更に沿海諸侯に命じて戒嚴せしめ、若し外船の來るものあれば、溫柔の態度を以て之を待ち、難風に會し、食糧薪水の缺乏を訴ふる者には之を給與し、開諭して歸國せしめ、萬一之に應せず、暴舉あらば、直ちに擊攘するを許せり。然るに文政七年、英船の薩摩寶島に來り島民の牛を屠りて、遂に争鬪を發せし報の、江戸に達するに及び、老中水野出羽守(忠

成)阿部備中守(正精)等其處分を議して以爲らく、寛政露船の北地に來りし時、我之を寛待せしより、異船の邊海に來るもの絶えず、殊に英の如き亂暴狼藉を逞うして憚らず、其禍心測り難しとて、遂に八年二月を以て、所謂異船打拂の令を發す。即ち外船の港浦に近づくものは之を砲撃し、強て上陸せば、擒殺して顧みる勿れと云ふにあり。是等全く前にも述べし如く、英露兩國の態度の、我をして猜疑憤恨を長せしめし自然の結果にして、其責は當然外人にあり。固より徳川氏前代の遺策にあらざれども、當時の有司の祖法の誤解よりして生じたる鎖國主義をして、益固陋ならしめし所以なり。

右の如く、異船打拂の令出でしより、十數年の間、外船の我が沿海に來るものは、極めて危険にして、忽ち我が砲火に暴露せられし事屢あり。就中天保八年浦賀に來りしモリソンの如き、最も不幸なるものなりしが、此の件一轉して、幕府をして右の令を改めしむるの動機をなせり。即ち天保十二年七月、嚮にモリソンに駕して歸來せし我が肥後の漂流民壽三郎、浦賀及鹿兒島に於ける砲撃の爲め、望を失して、空しく澳門に歸りし後、一書を清船に託して、其父兄に寄す。長崎奉行柳生伊勢守(久包)之を得て讀むに、書中述ぶる所情狀頗る憫むべきものあり、曰く歸心切りなりと雖も、奈何ともすべからずと。久包一見慘然之を幕府に呈す。老中等凝議せしに、水野越前守(忠邦)、土井大炊頭(利位)、堀田備中守(正篤)等、文政八年の令を執りて、爾後も一切拒絶の説を持す。獨り眞

田信濃守(幸貫)漂民護送の船を撃攘するは不仁なりとなし、薪水缺乏品を給し、我國の至誠を知らしむべしと云ふ。遂に決を將軍家慶に仰ぎしに、家慶幸貫の説を可とす。之を外にして前年清國鴉片戦争の情報は、幕府をして外人を畏懼せしめしかば、廟議一決して、同年七月を以て、文政八年の令を廢し、文化三年の令に復せしむ。但し之を以て海防を忽にするなく、一層守備を嚴にすべしと、十月更に沿海の船人を戒しむる所あり。又明年正月之を和蘭甲比丹に告げしむ。此の後諸外國之を聞知し、我が港浦に入り來るもの益多きを致せり。且つ十四年八月を以て、外國より我が漂民を送致するには、必ず清蘭二國の船に依るべく、此外の國よりするも、我は之を受領せざるべきを蘭人に告げ、又他の國人にも周知せしめたり。是れ外船に渡來の機會を與へざらしめんとせしなり。

我に於て異船打拂の令を止めし年は、即ち英の清を敗りて、其の五港を開かしめし時なり。此の結果として、英佛米等の諸外船、東洋海面に游弋するの機自から多く、遂に本邦をして、何時までも鎖國政策を持続するを得ざらしむる形勢は、當時海外有識の士には、瞭然たる所なりしが如し。是れ和蘭國王の忠告ある所以なり。弘化元年六月、和蘭本國より特別の任務を有する一船、我が國に渡來すべしとの豫報、バタビア總督より長崎在留甲比丹の許に達せり。幕府は之を聞きて、黒田鍋島兩藩に命じ、戒心せしむる所ありしが、七月に至り、果してコープスの率うる一艘の軍艦入港す。長崎奉行伊澤美作守(政義)の手を経て、一書を幕府に送る。是れ和蘭國王ウイレルム二世より將軍

に致せるものなり。其書中先づ近年英清戦争の結果、五港開放の事實を擧げ、次に歐洲諸國の戶口増殖して、奇巧日に進み、遠く東洋に商道を開かんとするの傾あるを告げ、支那敗戦の結果に説き及ぼして、日本も將に此の種の災禍に罹らんとするの恐ありと云ひ「凡そ災害は、倉卒に發するものなり、今より日本海に異國船の漂ひ浮ぶ事、古よりも多くなり行きて、是が爲に、其船兵と貴國の民と忽ち争論を開き、終には兵亂を起すに至らん、これを熟察して、深く心を痛ましむ、殿下高明の見ましますば、必ず其災を避る事を知り給ふべし」との言あり。次に前年の異船打拂令を弛めし明智を賛し、只其難風に會して、漂到せし外船のみに關すれば、若し信義を表し、他の所由ありて、貴國の海邊を訪ふ船ある時は、處置如何を知らず、若し依然一概に排撃せば、不測の禍を招かんとて、之より海外形勢の變を述べ、蒸氣船の發明(我が文化四年に當る)以來、交通發達し各國相交るは世界萬國の通誼となれり、然るに獨り國を鎖すは賢者の爲に非ず。故に之を告げて、二百年來の懇誼に報する爲めに、特使を派して此の事を致すと云へり。又別に數種の國産を添ふ。其の忠告の辭令極めて懇切、當時の有司と雖も、其誠意を辨むに吝ならざりしなり。

然れども、此の書を得て以來、廟堂凝議するも、容易に決せず。仍て報答は後に長崎在留の甲比丹に與ふべしとて歸帆せしむ。蘭艦も留まる事數月、決答を得ざるを以て、遂に長崎を去れり。幕府は翌二年六月に至りて、甲比丹に論書を與へて、本邦往古より、通信は朝鮮琉球に限るを以て、今

國王の來翰に答ふるを得ず、只忠告の誠意は謝するに餘あり。又厚意を空しうせざる爲め、贈遺の品を受納す、此後再び信を通ずる勿れ。事禮を失ふに似たれども、一時の故を以て、祖法を變ずるを得ざるなりと云へり。又別に、老中より和蘭宰臣への一書を裁して與へ、又土宜數種を贈れり。老中の書も、祖法に託して通信を辭したるに過ぎずして、忠告の旨趣の諾否に就ては、一も述ぶる所なかりき。蓋し當時に在りては、右の忠告は、我が國是を變せしむるを得ずして、後年米艦の渡來に須ちし所以なり。

參 考

(一)本説は主として開國起原に據れり。

第四節 鎖國政策の破綻

上來述ぶる所にて知らるゝ如く、當時東亞に於ける歐米諸國の行動は、最早我が鎖國政策の維持を許さざる勢を示せり、果然其破綻は幕府の琉球に對する態度に於て著はれたり。

第二章第五節に於て略述せし如く、英佛人の琉球渡來の事實は、嘗に憫むべき琉人をして惶惑せしめたるのみならず、其の報の島津氏を経て、幕府に達するや、之に對する處置如何の問題は、一方ならず、有可を苦慮せしめたり。就中佛人の通信交易を強請し、天主教を傳道せんとするは、直ち

に幕府の所謂國法の廢棄を要求するに等し。然るに琉球は固より偏少の邊島、しかも武備皆無にして佛人の強求を却けて、力爭し得べくもあらず、薩藩島津氏は、祖先以來其領有を主張し、幕府も之を認めたれども、是亦其防護に伴ふ危険を冒して、家國の禍亂を激發するの愚を爲すものに非ず。蓋し其頃薩の世子修理大夫(齊彬)明達にして、海外の形勢に通じ、到底鎖國孤立の政策の持續し難きを洞見すると共に、國內の情形は、未だ容易に開國を許さざるを看破し、翻て藩國富強の策を求め、雄圖を將來に成さんとし、藩中の反對黨を壓して、陰に外國貿易の利を占めんと欲せしに似たり。幕府に於ては、閣老阿部伊勢守(福山侯、正弘)等の私見の傾く所はいざ知らず、廟謨としては尙舊法に眷戀たらざるを得ざるが故に、琉球處分に際して、忽ち開鎖の決に迷ふ所ありしなるべし。されど化外に等しき琉球の事を以て、之を内地と同一視し、求めて國忠を讓すは、智者の爲に非ざるは、何人も商量を過たざる所なり。加之琉球はもと我と清とに兩屬の國にして、清の正朔を奉じ、其の封爵を受け、之に貢賦を納るゝの事實は、外人の具瞻する所なれば、假令我に於て、強ひて琉人に命じ、佛人の強要を斥けしむるを得とするも、若し彼れにして、豫め清國の許を得て、後琉球に臨まば、之を奈何ともなし難き事情あり。こは當時幕府の有可及び島津氏の頻りに顧慮せし所なり。畢竟するに、幕府は自ら國內一般武備の廢闕に顧みて、悍然たる態度に出づる能はず。且つ外人の爲めに祖法の廢棄を餘儀なくせしめらるゝを苦慮せしが、僅かに琉球の兩屬國なりてふ上述の

事情に、一道の活路を見出し、辭を之に藉りて無事苟安を求めんとせし形跡は掩ふべからず。慧敏なる島津氏は、此る幕閣の弱點に乗じて自家の利益を謀り、嚴猛事を處するは、天下の大患を招く所以なりとて、琉球の佛人の要求に隨ひ、通信交易するを許さん事を幕府に請へり。されど琉球には、勿論外人をして満足せしむべき程の國産なければ、爰に島津氏の「唐物再願」は出でたり。蓋し徳川氏初世に禁絶せられし薩藩の支那貿易を復興する謂にして、即ち彼は之に託して、領内の産物を以て、英佛人と貿易を營み、商利を得んとせり。老中は議を儒者林大學頭(煒)西丸留守居筒井紀伊守(政憲)等に下して、評議せしむる所あり。大學頭等答申して曰く、從來琉球と清國との通商を認許せしに准じて、佛人との交易を行はしむとも可なりと。有司の中には、三奉行(寺社奉行、町奉行、勘定奉行)の或者の如く、之を否とするものありしも、老中伊勢守等右の議を採納し、遂に島津氏の請を許しぬ、是れ弘化三年五月の比なり。是に於てか、閏五月二十七日島津氏に命じ、世子修理大夫をして急に國に就かしむ。六月朔日には、將軍家慶自ら島津父子(父は當主大隅守齊興)を召し、琉球の處分を託して曰く、其の地は由來卿に委任する地なれば、這回も專斷して顧みざれ。只國體を失はず、寬嚴宜しきを得て、後患を貽す勿れと。又通商に關しては、幕府よりは許否を言ひ難きも、琉球は委任の國なれば、宜しきに隨うて處分すべしと令せり。是れ伊勢守と島津氏との間に默契の存するに因るものにして、又此の頃筒井紀伊守は人をして島津氏の家臣に内示せしむる

所ありき。此くて齊彬國に行き、頻りに外國貿易の準備をなせしも、表面には多數の將卒を琉球に急派して、防備に盡瘁するが如く装はしめたり。幕府も陽には、嚴に督勵を加へしも、此の間の消息は早くも外間に洩れて、夫の水戸齊昭の如き、屢猜疑の言を放ちて、伊勢守を詰れり。されど佛人等は、琉球に多を求め難きを知りしが故に、弘化三年五月、水師提督セシルの去りし後は、再び通交を迫る事なし、されど島津氏は、米艦渡來以後、益外國貿易の準備に汲々として、陰に企畫する所ありき。此の時に當りて、幕府は琉球の通信通商を許せしも、天主教は固く禁斷の方針を棄てず、故に島津氏は其の宣教師等をして退去せしめんが爲めに、其の表面清國の屬邦なる事情を利用し、琉人に勸めて、清國に赴き、彼の政府をして廣東在留の佛國公使に交渉せしむる所あり、結局嘉永元年七月二十八日、佛艦一艘那覇に來り、在留の佛人を伴うて、翌日歸帆し、五年以來幕府以下を煩はせし事情の結末を見たり。島津氏の清國の虛榮心を利用せしは、外交上興味ある事實と云ふべし。

上述する所を統ぶるに、幕府の鎖國政策は、右の琉球事件に逢着して、忽ち破綻を生せしも、幸に其の兩屬の國なりし事情と、島津氏私營の密策とにより、彌縫せられしと云ふを得べく、即ち一面より觀察すれば、本邦開國の曙光、即ち外人の本邦開放運動成功の端緒は、方に此の時に發せりと云ふも不可ならん歟。

参 考

(一)開國起原、懷舊記事。

第五節 幕府の祖法維持に對する苦心

前節に述べたる如く、鎖國政策の破綻は少からず當時の幕閣を惱ませり。思ふに祖法維持は、幕府季世に於ける有司施政の第一義にして、故格舊例は、容易に傷り難き典型なり。そも祖先崇拜の思想は、上古以來邦人の通有する所にして、徳川幕府に於ては、神祖家康の卓絶なる人格、偉大なる功業に對する敬仰の念と結合し、其の宜しきに隨ひ、便を量りて定め置きし一時の制度も、後人には、彼等の爲めに、百年の長計を畫せるものと思惟せられたり。故に天下の情形、海外の形勢は、夙に其の變通を求むれども、其の壓力の著大にして、如何にしても反抗し難きを經驗するまでは、其の行動遂に祖宗の樹てし範疇ハシナユを超ゆる能はず、寧ろ之を變易するは、直ちに祖宗神靈の尊嚴を冒瀆マウツツするものとなし、愚にも天下の大勢に逆行して、時運の推移に眼を閉ちんとす、之を祖法墨守に就ての苦心と云ふ。此の趣は幕末史の各方面に著見せる所なるが、其の對外關係に於て表現せし一端を叙せん。

琉球事件に先だつこと一年、弘化二年三月、長崎奉行伊澤美作守(政義)の赴任に際し、一書を老中

(時に阿部伊勢守首座たり)に呈して、長崎へ來航の外船取扱の方針に就て、命を乞ふ。従前外船の同港に來るものあれば、先づ港外神島并に高鉾島の邊に碇泊せしめて、直ちに内港に入るを許さず。吏を派して、來意を問はしめ、異心なきを確めたる後、國法ありと稱して、其の彈藥武器を押收し、而して後内港に導き入るゝを常とす。然るに外船容易に右の要求に應せず、交渉に時日を消する事少からず、其の間番船を出して、之を監視せしむるに、若し烈風に際すれば、其の困難云ふべからざるものありしと。此の時美作守は、彈藥武器押收の交渉の紛争を醸す事多きを以て、若し異心なきを明かにしたる後は、先づ右の要求を措き、直ちに入港せしめて、重大なる事態を醸生するを防がんと請へり。しかも幕議許さず、僅に船中装置の武器のみに對して、權宜の處置を執らしめ、只令して「御國法不_レ相崩_レ」ニ樣斟酌_レすべきを命じぬ。美作守又稟して曰く、若し彼れより恣に發銃し、小舟に乗じて、港内を横行し、測量を試む等の舉あらば、再三戒諭すべきは言ふを須たざれども、若し猶聽かずんば、斷然たる處置を執行して、嚴威を示さんと。幕議嘉納して、「二念なく取計ふべし」と令せり。

右に述べし所を以て、試に翌年の琉球事件に對する伊勢守の退讓政策と比較せよ、何人も當時幕閣の苦心を想像するを得べし。如何なる場合にも、決然たる態度に出づべしとの覺悟あるに非ず。固より非常に際して、必勝を期したる自信あるにあらず。只當時有司の頭腦に、蟠ウツカれる守株膠柱の陋

習、寧ろ一種の迷信を脱却する能はざるが故に、こせめて現實の困難に遭逢せざる間なりとも、祖法墨守の理想を追及して、自己の煩悶を慰せんとするのみ。此る稟申を上らざるを得ざりし長崎府尹、此る指令を下さざるを得ざりし閣老、共に逆流せる時代の二大思潮（保守と革新）の捲き起せる渦中に立ち、隻手を以て流を堰かんとするの状をなす、憐むべき運命の兒ならずや。されば右の琉球事件、并に次に叙する案件に於て、幕閣の態度の模稜を免かれざりしも、其の所なるのみならず。後數年米艦の渡來に至つて、排卻し難き強大なる敵手に接し、歩一步退嬰畏縮せしは、彼等の能力の足らざるが故にあらずして、大勢に逆行せし罪なり。

同年六月、和蘭國政府へ送れる返翰に就ては、前に述べたり。何ぞ一時の故を以て祖宗歷世の法を變すべけんや」是れ其の忠言を拒む唯一の理由なり。

幕閣の祖法維持を力むる事此の如し。されども彼等とても、空言以て之を持するに足れりとは考へず。乃ち其の結果として發現せしは、海防掛の設置なり。同年七月老中二人（阿部伊勢守及び長岡侯 牧野備前守忠雅）若年寄二人（岩槻侯 大岡主膳正忠固、泉侯本多越中守忠徳）以下、大目付、目付、勘定奉行、同吟味役の中を以て海防掛とし、共に國防上の施設を議せしめたり。此の後佛艦の琉球及び長崎に渡來、米艦の浦賀來泊の件あり、共に既に述べたり。然るに此の如く外艦の頻々渡來するは、幕府并に諸藩に對し、非常の痛苦を與ふるものなり。當時の邦人は、常に猜疑の眼を

以て外人を見、又其の賣せる銃砲の極めて精緻の武器たるを認めざるを得ざりしが故に、單に一隻の捕鯨船の薪水を求めて入港せしに際しても、上下の驚動一方ならず、無數の舟を以て、之を圍繞して、監視するのみならず、兵を陸上に配置して、警備を嚴にするが故に、其の財帛を糜する事夥敷、國を擧げて疲憊するの恐れあり。爲めに一般困乏せる諸藩の中、怨懟の情を懷くもの少からず。自ら益外人排斥の念を煽りしが故に、有司は此る狀勢を持続するを以て、國家の大患となし、何等かの處置を施さんを望めり。かくて自ら罪を打拂令廢止に歸し、再び文政の舊に復せんと議起れり。彼等の此の如く考へしも、理由なきに非ず。當時外船渡來の趣を見るに、邦人の頑強なる排外的態度の次第に緩和せられしを聞知し、沿海に接近し得るの機至れりと考へ、自ら其の出入を繁くせしは、事實なるが如し。

今右の幕議の經過を見るに、當時最も有力なる論者は、西丸留守居筒井紀伊守なりしが如し。其の論する所は、能く當時有司の常情を示せり。其の言に曰く、異船打拂令の廢止は、海岸の警備の任に當る諸藩をして、事に臨み、決斷に苦ましむ。何となれば右は一方に細心留意して、事端を發する勿らしむると共に、他方に萬一外船より事を好み、國法を破るの擧あらば、干戈を辭せざるの覺悟を命するが故に、所謂二端の取扱たるを免かれず、爲めに殆んど異心を認めざる場合にも、出兵して、萬一に備ふるの必要あり。之に要する耗費費られずして、多くは徒勞に歸するが故に、此の

如き事の頻發するは、諸藩の堪ふる所にあらざるなり。されど異船打拂廢止の事は、蘭人をして諸國にも通達せしめたる令なれば、之を改變するには、相當の理由を具せざるべからず。若し然らず、我が意に任せて、之を決行すれば、彼等恐らくは、我を以て不義とし、忽ち犯境の舉に出でんとて、是にクルーセンステルンの奉使日本紀行の記事を援用して、其の恐るべきを暗示し、更に縷々數千言、強て彼れの非を索めて、我が舊例に復する道德上の根據を求めんとせり。されど紀伊守眞意の存する所を察するに、暗に我が國防上の弱點を指摘して、閣老を諷せしなり。故に終りに至りて、右は重大なれば、尙衆議に聽かるべしとて、言を曖昧にせり。思ふに當時有司の一部は、偏見に住して、時局を知らず、妄斷して、天下の禍端を開くの恐れなきに非ず。紀伊守の自己の信する所を明言せざりしは、一は彼等に憚る所ありしと共に、到底實行の運に至らざるを看破せし所以ならんか。果して幕議海岸防備の薄弱なるに顧み、打拂令復舊の發令は、將來其の全きを待つべしとて中止せり。是れ實際に臨んで、退縮せしに非ずや。異船打拂令復古の行はれざること此の如し。是に於てか。幕府は一轉して、江戸港の防備に力を盡す事となれり。

是より先き、天保十三年八月、右の打拂令を廢せし時、幕府は武藏河越城主松平大和守(齊典)、同忍城主松平下總守(忠彦)の二家に命じ、各相摸及び安房上總を守らしめたりしが、弘化四年二月を以て、近江彦根城主井伊掃部頭(直亮)、陸奥會津城主松平肥後守(容敬)の二人をして、各松平大和守、松平下總守と共に、相摸及び安房、上總を警衛せしめたり。又前年(三年八月)に、目附松平式部少輔等を派して、浦賀の形勢を視察せしめしが、四年七月より、浦賀奉行の格式を上げ、戸田伊豆守(氏榮)、淺野中務少輔(長祚)をして、此の江戸港防備の任に當らしめたり。

幕府は此の如く江戸灣の防禦に盡瘁せしが、其の將軍の座所を重んじたるは云ふまでもなく、他の沿海は、其の附近の諸侯に責任を負はしめしなり。然るに當時松本斗機藏(胤通)の喝破せし如く、若し外船にして、江戸灣に返らすとも、其の附近の海上を横行するに當りては、忽ち海運の杜絶せらるゝ事勿論なり。由來江戸は生産足らずして、萬品の供給皆他地方に仰ぐが故に、此る場合に於ては、數百萬の市民忽ち饑餓に瀕すべし。遮莫こは大船を有せざりし幕府の如何ともする能はざりし所なるべし。かくて後二年、嘉永二年に至り、異船打拂の議再び起りぬ。

本年三月、將軍家慶及び世子家祥(後の家定)、閣老以下を率ゐて、下總小金ヶ原に遊獵す、是れ麾下の士を鼓舞激勵する一助となせしなり。其の志氣作興に幾何の裨補ありしかは、問題なれども、以て當時幕閣が、如何に國防寧ろ祖法維持に焦心しつゝありしかは、此の舉を見ても知らるべし。是より先き、前年七月琉球滞在の佛人、遂に退去せしとの報、十月中旬江戸に達するや、有司漸く豺狼の牙を免れ得たる思ひをなし、上下一度大息安心せしが、此る事今後再び起らずとは保し難きが故に、如何にして之を豫防せんかの問題は、再び幕閣に起りしが如し。此の時に當りても、祖法

維持は彼等の脱却し能はざる迷信なり。國防上の施設全からねば、其の特むに足らぬは知らざるに非ざれども、若し此の儘に放任せば、外人の窺^{カサ}の益々深きに至るも、豫想すべきのみならず、其の一船來る毎に、附近を驚動せしめ、幕府も諸藩も奔命に疲るゝ狀ありしは、堪ふべからざるの苦痛とせし所なり。如何に此の苦痛の甚しかりしかは、余の第一章に於て、諸侯窮乏の狀を叙せしを參看せらるれば、之を領會するに難からざるべし。是に於てか、筒井紀伊守の如き農兵の議を立つるものあり。城主邑主の所領とても狭からねば、外船の來泊する毎に、城下より派兵し、濱海に暴露せられて、駐屯するの勞苦と宏費とを省かんが爲め、所在の農民を徵發して、兵たらしめんとするにあるべし。是れ恰かも、足利中世以後に於て、武家の生存競争の激烈なる爲め、少數の武士のみにては、用に足らねば、各領民を徵發して、足輕なる歩卒を設けしと同じ事情なり。されども、此の軍制の變革を行ふに際しても、先だつものは勿論經費なれば、少藩小邑に至りては、到底實行の運に至り難し。されば勢ひ當時の經驗を想起して、異船打拂復舊の議の再び起りしも、怪しむに足らず。夫れ文政の頃に於ては、我が沿海に來るもの、多くは歐米諸洲の捕鯨船、若しくは商船なれば、彼等とても、充分なる武装を有せず、故に海岸に接近するの危険を知りては、不便に苦しみつゝも、之を避けしも宜なり。されど嘉永の比に至りては、東亞に於ける列強の地位に非常の相違を來せし事は、幕閣の明認し得ざりし所なるも、(第二章參看)只往時の小成功の味を忘るゝ能はず、

其の再び施して、果して效を奏するや否やは危ふみつゝも、他に策の出づる所なくして、異船打拂復舊に、萬一の成功を僥倖せんとせしなり。即ち此の時老中伊勢守、一書を筒井紀伊守に與へて、其の意見を徵す。事稍繁冗の嫌あるも、當時の情形を審にせざれば、米艦渡來に際する幕府の舉措を解し難きが故に、今其の概を叙せんに、曰く本年に入りて、既に松前、津輕、對馬、莊内の諸藩より、外船渡來の届あり、此る事の爲めに、國內の疲弊の甚しき、測るべからず。若し我れの力全く竭くるの後、窺^{カサ}の賊船あり、來りて戰を挑まば、其の危険と困難とは云ふべからざるものあるべし。農兵の議の如き、極めて妙なれども、忽ち經費に關すれば、諸藩に強ひ難く、又幕府より之を給せんとするも力及ばず、されば諸藩任意の施設として、之を布達するは可なれども、之れが設備を嚴命し難し。先年一度異船打拂復古の議ありしも、當時俄に之を發する程の口實なかりしを以て、之に及ばざりしが、(こは有司自ら慰むる表面の口實にして、實は國防の薄弱に顧みしこと前述の如し)元來打拂令廢止に就ては、上下の批論少からざるのみならず、諸藩半表半裏にて、一決の處置を施し難く、益其の窮乏を甚しくするの理なり。故に今若し文化度の如く、外人に充分の非舉あらば、直ちに其の罪を鳴して、打拂令を復舊すべきこと、先議の如くなれども、彼等とても深謀遠慮して、輕々しく事端を開くの愚をなさず、専ら交易を求め、薪水を乞ふのみにて、徐ろに其の宿志を達せんとするものなれば、何れの時此る機會來るべきかは測知し難し。此くて、我れの先づ手を

負ふを待つは、至愚と云ふべし。されば此の狀に放置して、舉國の困弊を招かんよりも、斷然打拂の議を復するに如かざるべしと。是れ手足を措くに所なくして、煩悶の餘、成功を萬一に僥倖せし投機的政策と云ふべし。但し其の伊勢守の眞意なるや否やは疑はしきも、正に有司の中に、此る決斷を希望せしものありしを示すものなり。紀伊守答申して曰く、籌策建論間然する者なしと雖も、希くは先づ諸藩幕士以下庶民をして、稍金財の融通を得せしめて、公恩の恭きを感せしめたる後、異船打拂復舊の已み難き理由を示論して、彼等を鼓舞激勵し、然る後出島滞在の和蘭甲比丹出府拜禮の年を以て、右の理由を懇諭し、歸國の後、歐洲諸國へ傳達せしむべし。又其の名とする所も、一二不法の舉動によらずして、夫のクルーセンステルンの奉使日本紀行中の覬覦の語を以て、其の理由とすべしと。思ふに是亦紀伊守の眞意に非ざるべし。第一困弊を極めたる諸藩以下を救済するの舉は、同じく窮乏せる幕府に望み得べからず。紀伊守之を知らざるの理なく、知つて尙且つ之を先きにすべしと云ふは、難きを責むるものにして、余の猜する所にては、恐らく固陋の見を持つる一派の士を壓するの手段ならんか。若し此の想像にして誤らずば、伊勢守の下問と紀伊守の答申とは、兩者の間に、何等かの密契の存するによるものなるべし。余の此く推する所以は、伊勢守の琉球事件に對する態度を見るに、彼れは決して、異船打拂復舊の令の決して行はれ難きを知らざるものにあらざればなり。遮莫伊勢守の私見は、如何に傾くとも、彼れは己が信する所のみを斷行し得

る地位に非ず。又其の欲する所にもあらず。然らば彼れをして、此の如く秘密なる、しかも優柔の譏を免れざる態度を取らしめし理由は、何處に存するか。余は主として之を水戸前中納言齊昭一派の勢力に求めざるべからずと信するなり。

參 考

(一)開國起原、懷舊記事。

第六節 幕閣と水戸齊昭との關係

余は緒論に於て、幕末革新の氣運は、當時の社會組織の變遷より來る必然的の傾向なるを示せり。然れども、此の氣運は、合して一大勢力となり、全國の政界を震撼せしむる前、先づ諸藩の内政に現はれ來れり。本編に於ては、當時各藩の内政に就て、一々記述するの餘裕を有せざるが故に、今簡單に總括して、之を叙せんに、天保年間以後、多數の藩に於て、時期の遲速こそあれ、多少とも内政の改革に着手せり。改革の主動者は、多く藩主若しくは其の重臣にして、其の目的とする所は、文久以後に、寧ろ下士の側より起りしもの、如く、舊制の破壊を企てしにあらずして、却て祖法を維持せんが爲めに、其の弊を絶ち、害を除きて、社會の進運に應せんとせしにあれども、自ら現制度に不満を懷く一派のもの、歡迎する所なりしが故に、結果に於ては、正に藩中に於ける進歩主義、

改革主義を代表するものとなり、隨て現地位に満足、寧ろ執着して、新制の樹立を喜ばざる保守主義の一派と相對立し、往々慘憺たる内訌を破裂せしめしものあり。是れ後年に於ける勤王黨と、佐幕黨との相分れし原頭なりとす。今最も著しき一例を擧げんに、水戸中納言齊昭、文政十二年を以て、兄中納言齊脩の後を承けてより、心を藩政の釐革に用ゐ、専ら質素節儉を奨めて、藩士の窮乏を救はんとし、又武備訓練を勵まして、懦弱に傾ける士風を作興せんとせり。爲めに久しく世に絶えし甲冑訓練を行ひ、又俄に藩士の佩刀を檢して、彼等をして、武具の修補を怠らざらしむる等、稍々嚴厲の政を布きしが故に、藩中一派の、之を喜ばざりしものありし事察すべし。且つ水戸學風の然らしむる所として、一切に佛を排し、儒を尙びしを以て、銃砲を鑄んとしては、佛寺を破却して、其の梵鐘を鑄潰し、又佛式を排して新に儒葬の式を定むる等の事あり。之を難するもの、目して狂悖の沙汰となせしと云ふ。而して夫の戸田銀次郎(後忠大夫と云)、今井金右衛門、藤田虎之助(東湖)の如き、其の謀臣として、重用せられしが、元來藩中の名門巨室に生まれて、寧ろ因循姑息の舊政を便とし、藤田等小身者の時権を用ふるを惡み、齊昭の改革を喜ばざる者等、自ら黨を分ちて、彼等と相軋り、藩中分裂の端此の時に發せり。隨て佛寺を破却せられて、齊昭を咎むる僧徒等も之に加はり、内外相結び、機を見て、齊昭をして隱居せしめ、嫡子鶴千代(後の慶篤)を擁して、舊制に復せんと希ひしもの少からざりしが如し。

天保十四年五月、齊昭將軍に召されて、登城謁見し、饗應の上、鞍鍔、黄金百枚及び毛貫形太刀を賜はる。是れ其藩政を改革し、文武を奨勵し、一藩儉素に赴くを賞嘉せられしなり。然るに後一年、十五年六月(弘化元年)、齊昭近年驕慢にして、我意に任せて藩制を改革し、往々幕府の法制に違ふ事ありて、諸藩の模範たるべき三家の心得に背く故に、駒込の藩邸に蟄居謹慎を命じ、家督は嫡子鶴千代に賜ふとの命あり。此と同時に、其の股肱の臣戸田、今井、藤田も亦閉幽せしめらる。之を前年の賞賜に比較すれば、一見頗る解し難し。然れども、是れ當時藩内に於て、進歩保守二黨の相拮撃することの漸く甚しく、其の勢幕府に及びしを示すものなり。初め十四年賞賜ありし時は、夫の水野越前守(忠邦、濱松侯)、幕閣の首座として、嚴酷なる幕制の改革を企てし時なり。其の目的は、同じく幕府の窮乏を救ひ、士庶の勤儉尙武を奨勵するに在りて、是れ亦社會の進運に應せんとせしものなる事は、第一章に叙述せし所に明かなるべし。即ち其の舊制に執着して、時に隨て移るを欲せざる保守主義を排したる點に於て、正に齊昭と同じく、時代の改革者たり。且つ越前守は常に齊昭の人物に推服せしが故に、其の領内に於ける改革に對しては、勿論同情を有せしのみならず、恐らくは齊昭の聲望を假りて、自己の企てたる事業を遂行せんとせしなるべし。是に於てか、將軍に請うて、夫の賞賜あり。但し從來傳ふるが如く、齊昭と越前守兩人結託せりと云ふは實に非ず、又齊昭自身を始めとし水戸藩人の云ふが如く、越前守齊昭の英明を忌み、敬して遠ざくるの策を運

らせりとするも亦僻見たるを免かれざるが如し。余の信する所にては、齊昭の改革を憤れる僧徒等の讒說幕府奥向に入り、佞佛に傾ける官妾輩の惡言浸潤腐受の勢ありて、將軍家慶の心を動かし、何時しか齊昭は幕府の嫌疑の下に立つに至りぬ。越前守は此の陰微の關係を熟知するものから、齊昭の蹊蹟はやがて累を自己の政策に及すべきを知り、陰に將軍と齊昭との間に立ち、編縫と救護とに力めたり。是れ一方に齊昭の邪推を受けながら、他方に結託の疑を蒙りし所以なるべし。さはれ天保十四年九月、越前守江戸大阪、附近上地の令を出して、忽ち群議の囂々に遇ひ、退職の已むを得ざるに及びて後數月、齊昭も亦自から保つ能はずして、蟄居を命せらる。而して越前守と心を合はせたりと云ふは其罪案の一なりき。之れを以て見るに、齊昭の幽閉は當時の革新派に對する保守派の反動なりし事疑ひなし。而して斯る反動の現象は、勿論水戸一藩に止まらず、幕府に於ても同様にして、十四年閏九月越前守の卻けらるゝ前二日、老中に任せられし阿部伊勢守は、當時二十五歳の弱冠と雖も、正に此の反動の勢力の代表者たるべき運命を有せり。越前守罷められて十一月牧野備前守老中たり。弘化元年六月越前守の再任に先だつ前一日、嚮に其の閣僚たりし眞田濃信守(幸貫松代侯)職を罷められ、翌日越前守、堀大和守入閣す。而して首座は越前守の占むる所たりしは、其の年齢と、經歷とによるならんも、此の如く老中の進退常なく、出處定まらざるは、明かに幕閣の革新と保守との二大潮流相逆流する渦中に立ち、一消一長 一進一退、其の形勢定まらざりしを

示すなり。然るに翌二年二月、越前守復た職を退き、大和守も亦罷められ、伊勢守代て首席となるに及び、遂に保守派は全勝を占め、伊勢守其の代表者として、幕政を料理するに至りしなり。

蓋し伊勢守は、聰明穎達八面玲瓏の人なりしならん。故に幕閣に首座たるに及びては、天下の形勢殊に對外の關係は、水戸齊昭の勢力を無視するを得ざらしむるを諷認せり。思ふに、齊昭は當時に於て、正に一世に卓絶したる偉人たりしに相違なし。故に其の藩政を改革するに當りては、其の聲名隆隆然として海内に轟き、松平越前守(慶永福井侯、後の春嶽)以下諸藩主及藩士等の中、其の英名を傳稱して、仰いで一代の達者となせしもの少からず。殊に尙諸子たりし時より、心を海外の形勢に注ぎ、日夜思を潜めて、國防を完うせん事を謀りしが故に、海警の頻りに至るに及びては、天下又依りて以て、國家を保全すべきを思ひ、齊昭に望を屬せり、是れ輕視すべからざる一大勢力ならずや。伊勢守固より此の形勢に盲なるものにあらず。是に於てか、其の身保守派の勢力の代表者たりながら、齊昭を引いて、己の助となし、兩派の調和を謀りて、國家の和平を全うせんと欲せしが如し。是れ彼れの一方に、穩和中正の譽あると共に、他方に、優柔不斷の譏を受けし所以なり。然れども、老中としては、此の策に出づるにあらずば、彼の如く、永く其の地位を保つ能はざりしのみならず、政界の紛亂は一層甚しかりならん。

今阿部伊勢守を以て、水野越前守に比するに、其の性格に於て、政策に於て、全然反對の人なり、

故に越前守の再任は、伊勢守の喜ばざりし所なり。故に先づ諫めて聽かれず、仍て病と稱して、登營せざりしが、將軍屢々内旨を傳へて、出仕を命せしが故に、已むを得ず、出で、數月、水越（みづこ）の閣中に列せるは、其の本意にあらざりしが如し。扱擲に幕府の水戸齊昭を蟄居謹慎せしむるや、伊勢守は當時幕閣に列したるに拘らず、任職日尙淺くして、齊昭の罪狀を詳にせず、故に冤罪なるを知るに及びて、寧ろ其救解に力めしが如し。その齊昭及び其の臣戸田、藤田等の嚴謹に就ては、水藩及び他藩の有志中、之を憤る者少からず。殊に齊昭の駒込の邸内に幽閉せられしを默視するに忍びず有志の者力を竭くして、其の罪の宥免を求めて、往々災禍に罹るものもありき。然るに水戸藩士高橋多一郎大奥の上臈（じやうろう）姉小路に依りて其主の救護に力め、又伊勢守の臣石川和介をして、其君を説かしめし者あり。よりて齊昭罪を得るの後數月、同十一月、蟄居を赦さる。姉小路竝に伊勢守の力に依りし事疑なし。又翌二年十一月、伊勢守（當時既に首座たり）又將軍に説き、其の内旨を承けて、水戸三支封の主をして、書を齊昭に致さしめて、其の庶公子の水戸に在る者を、江戸藩邸に召さしめんとせしは、七郎麿（即ち後の慶喜）をして、一橋家の嗣たらしむる前兆なり。故に四年八月に至りて、遂に將軍の内旨ありて、事實となれり、又伊勢守の勸説に出でし事明かなり。此の後伊勢守水戸の内政に就き、齊昭に書を贈り、又當主慶篤に將軍の旨を諭して、齊昭をして稍々藩政に與らしむると共に、家中の相反目せる兩黨を調和し、以て其の内訌を防がんとせし事一再ならず、其の

苦心の跡頗る徴すべきものあるも、今は之を省略すべし。要するに伊勢守の齊昭を引くは、其の外交上の所見を聞きて、困難なる外政に資せんとせしは勿論ながら、又齊昭の聲望及び开が天下諸藩に及ぼせる勢力を利用し、之をして幕府と睽離（きり）せしめず、將來内政上に紛起するの恐れありし、諸種の困難を排除せんとするにありしが如し。然るに齊昭の最も熱心する所は其の國防上の施設なるが故に、弘化以後外船渡來の事ある毎に、伊勢守は私に其の意見を聞き、齊昭も宿年の志を據ぶるの機會を得しが爲めに、時々其の所見を披瀝（ひれき）して、伊勢守に贈りし事少からず。かくて其の幕府の外交に及ぼせし影響頗る注意すべきものあり。是れ即ち水戸派の攘夷論の、政治上に發展せし發端をなせしものとす。

參 考

(一) 懷舊記事。

第七節 齊昭の攘夷論と幕閣

閣老伊勢守と水戸齊昭との關係は、前節に述ぶるが如し。而して當時に於て國防上の卓拔なる所見を有すとして、天下一般より仰望せられしは、齊昭を措いて他にあらざるが故に、單に其の外交上の意見を諮詢（しじゆん）するのみとしても、伊勢守の之に接近を試みしは自然なり。加之其の政治上の勢力の、

隱然として天下に重きをなし、且つ幕府の懿親たるに於ては、伊勢守の事毎に諮詢せしも怪むに足らざるなり。

伊勢守の齊昭の意見を聽かんとするは、弘化二年の冬に始まりしもの、如し。蓋し重要事件は、三親藩に通知するの習ありしが故に、其の當主慶篤に送りしものを、更に齊昭の許に廻送して、與り聞くを得せしめたるなり。こは勿論伊勢守が將軍の内旨を含みて、取り計ひし所なるべし。之を始めてとして、時々齊昭より伊勢守に遣りし書中に累見する所に徴して、其の外交及び國防上の所見を察するに、其の外人を目して、總べて夷狄禽獸となして、之を賤むは當時一般の思想なれども、齊昭に於ては、水戸學風の然らしむる所か、極端なる自尊心を懷きしは、周く人の知る所なり。其の外人を憎むこと蛇蝎の如く、悉く國土覬覦の詭謀を有するものとなせしに就て、後人近世の思想を以て、一に固陋偏見として、之を咎めんとするは、當時の國情を知らざるの言なり。そも世と共に浮沈して、國政上何等の定見を有せざるもの多かりし當代に於て、能く前代の史を讀みて、從前外人の我に對する態度の如何なりしかを熟圖し、内に顧みて、士風の墮廢、武備の廢闕に慨嘆し、上下を激勵して、國家の獨立を維持せんとしたるものは齊昭を措いて他に求むべからず。余の第二章に於て叙述せし、外人の我れに對する行動を知りたるものは、齊昭の如く、異賊を以て外人を待ちしものありしを怪まざるべし。殊に其の最も戒心し、農封以來屢々建白せしは我が北門の鎖鑰を固

むる方策なり。而してこは勿論露人に對するものなれば、彼れの我れに對する深謀を看破し得たるものは、國家の獨立を受する以上、齊昭の所見の外に出づべからず。其の天下に先んじて憂苦し、戒心し、又聲を大にして、太平の惰眠を貪る士庶を警醒したるは、其の識見の時流に卓出したるを示す。齊昭が天保弘化の際、滿天下の囑望する所となりしも、宜なりと云ふべし。且つ當時に於て、天下を憂ふる者は、蘭學者の一派を除く外は、其の外人を見る所、多く齊昭に異ならず。只安政後幕府の有司等の、屢々外人に接して、次第に渡來の眞意を領會せしに反し、齊昭の所見の變易せず、終始攘夷の念を有せしは、其の時勢に後れし所以にして、其の勢力の失墜も亦之に因る。さはれ弘化嘉永の際の齊昭を論ずるに當りては、此の後の開發せられたる思想を以てすべからず。當時に於て、彼れは確に一代の先覺者たりしなり。

今齊昭の外人に對する所見の一二を撮記せんに、彼れは天主教と交易とを以て、外人の本邦侵略を企つる二大武器なりとして、最も之を憎忌せり。しかも是れ或る程度まで事實たるを失はず。葡萄牙の異圖に就ての傳説、露人の北境に於ける跳梁は、齊昭に右の確信を與へて餘あり。

齊昭は攘夷を主張せり、然れども、決して盲目的に、我が恃むべからざる武力を恃めるに非ず。彼れは明かに、我れの二大弱點を辨知せり、即ち大艦と大砲との缺乏は最も敵の乘する所となるべきを知り、一日も早く、之を充實せんと焦心せり。寛永の令我れの大船を禁じてより、航海の振はざ

るや久し。齊昭は夙に我れの如き四圍環海の國、堅艦の缺くべからざるを認知し、屢々幕府に上言して、大船の禁を解かん事を勧めたりしも、祖法に拘泥するを以て能事とせし幕閣は、容易に此の英斷をなす能はず。結局荏苒して安政に及び。齊昭は又銃砲の缺くべからざる利器たるを知りしが故に、夙に之を鑄造せんと企て、先づ己が領内に施し、梵鐘を鑄改めて、銃砲を造り出さしめたり。齊昭は又海外の形勢に眼を閉づるものにあらず、隨て外人の支那其の他に施せし所を傳聞しては、益己が戒心を深くせしめたと共に、其の攘斥の思想を固結せしめしなり。彼れは又弘化の比に至り、外船の渡來の頻繁なるを見て、之を異船打拂令の廢止に歸したり。是れ近年に於ける海外形勢の變を知らざるによると雖も、正に一面の眞を得たる事、前に述べしが如し。されば齊昭は、此の復舊を以て、外人の覬覦を防ぐ最要の策なりとし、嘉永二年以後、屢々伊勢守に向て、之を勸説せり。余の第五節に述べし如く、幕閣に此の議の起りしも、恐らく之に基きしものならん。然るに伊勢守の之を幕議に附せしは、恐らく眞面目の沙汰に非ず、只齊昭一派の乖離を欲せざりしに基き、斯る意見を裝ひしものにして、先づ筒井紀伊守に諮問せしは、兩者の間に、或る默契の存するものありしによるべく、其の消息は、其の答申を見て察すべきのみ。此くて伊勢守の身を終ふるまで、齊昭の勢力は、常に幕閣に及び、伊勢守の兩者の諧和を計るに少からざる苦心を要せしに拘らず、却つて政治の局面に、後年の紛糾の種子を蒔きし感ありし事情は、後章に説明せんとす。

參 考

(一) 懷舊紀事、小楠遺稿

第八節 蘭學者の海防論

余は前數節に於て、略々幕府の對外政策の變遷と、之に少なからざる影響を及せし水戸齊昭の攘夷論とを述べたり。されど幕府有司の所見は決して當時の國民全部の意思を示す者にあらず、勿論國民全體の輿論なるもの、存在すべき時代にあらざりしも、當時幕府以外に、其學殖に於て、識見に於て、一代の先覺者として見るべき蘭學者の一群あり。彼等の所説は各區々にして、必ずしも歩調を一にせず、又其政治上の論議としての勢力も、當時に於ては比較的微弱なりしと雖も、後年米艦渡來後に於て、幕府の祖法維持の政策、及び水戸流の攘夷論の實際に施し難きを見るや、一部有識の士をして、朝野を問はず、翕然として右の所説に向はしめ、所謂開國論なる政治上の一勢力となれり。今其一斑を概説して、如何に其廟謨と趣を異にせしかを示すべし。

將軍吉宗蘭書を讀むの禁を解いてより以來、蘭學次第に上下に行はれ、天文に、地理に、醫術に、發明する所頗る多く、舊來支那學術の範疇を脱し得ざりし本邦學術界は、新に此の西歐文化を輸入して、學者の智見次第に開發せらるゝと共に、彼等は歐洲諸國の政俗と、近時東西に發現したる事

實の一端を聞知するを得て、俄かに其財力の富厚と、兵威の強盛に驚き、又其東侵の勢の頗る畏怖すべきものあるを感得して、爰に自國に對する反顧となり、一轉して我が國防の薄弱、幕府の無策を憂憤するに至れり。是れ蘭學者の海防論の起りし所以なり。其の或る者は、好で奇説の穿鑿附會を事として、世人を惑亂し、或は其德行操守に於て、全からざる點ありて、士大夫に嫌忌せられし^二も、大體其見聞に於ては、國民の最も進歩したる部分たるを失はず。而して彼等の論議の漸く世の注意を惹くに至りしは、天保年間にあるが如し。然れども幕府有司と彼等との間には、其知識と境遇とに於て、甚しき相違あり。前者は海外形勢の變を知らずして、一に鎖國政策の維持に熱中し、後者は多少國外の事情に通じ、之に應じて施設すべき途あるを知るも、自から之を試むべき地位にあらず。隨て兩者の政見に著しき徑庭の生ずるを免れざりき。但し蘭學者單に座上の空論として、私に議論を試むる間は有司と衝突するの機會なかりしも、一度實際問題に接觸するに及びては、端なく言論抑壓の現象を生起せり。天保九年に於ける渡邊華山、高野長英等の獄は是に外ならず。是より先き、毎年長崎入津の蘭船より差出せる風説書^{フウセツガキ}は、長崎奉行の命により、其地の通詞をして翻譯せしめ、此の譯文を幕府に進達するを例とせり。此の風説書なるものは當時の有司の耳目を新にし得べき唯一の機關なりしも、一意幕旨を遵奉して、之に忤^{ウツ}はざらん事を欲せし長崎の小吏等は右の風説書中に幕府の忌諱に觸るゝ箇條を見出すや、之を除きて、翻譯進達せしやの疑ありしのみ

ならず、官紀嚴肅ならずして、公事の漏洩する事甚しかりし時代なれば、夫の風説書の全文の眞譯、却て世上に流布して、轉々として江戸に達し、蘭學者の手中に入りて彼等をして重要なる時事を論議するを得せしめしが如し^三。即ち天保九年の和蘭風説書に、米船モリソンの我が漂民を送り來るとの事を記するや、上幕閣に於て、之を有司に下し、頻に疑議せしめつゝあるに際し、此事早くも蘭學者の論議に上りて、渡邊華山の憤機論^{ウツキロ}、高野長英の夢物語となり、盛に世上に流布するに至れり。前章第四節に於て述べし如く、モリソン船は、其實既に八年に渡來して、風説の傳はりしは事後に屬せしも、此の件は正に蘭學者の政見の幕閣の政策と衝突する機會を造れり。

此時に當りて、幕府は忽ちにして、蘭學者の一派を壓伏し了せり。而して華山、長英を罪せし所以は、其政治を論評して、不敬に涉るを憚らず、又世人を蠢惑^{ウツマダ}すと云ふにあり。幕府として此る處置に出でしも、其理由なきに非ず。蓋し此の頃には、諸大名中にも、其家臣に命じて、蘭學を學ばしめ、砲術書其他の蘭書を購入して、多く貯藏し、又翻譯せしめて、藩内の施設に、新知識を利用せんとし、自から幕府武備の薄弱を看破して之を論評するものあり、隨て幕府は時に鼎の輕重を問はるゝの恐なきに非ず。然るに有司は、此の源泉は、固より蘭學者として、天下の指目する有識の士にありと思惟せしが故に、其將來の禍根を絶たん爲めに、長英等を獄に繋ぐに至りしなり。當時の有司とても、勿論、彼等の論議の憂國の至情に出でしを認むるに吝ならざりしも、詭譎の言論

を以て之を罪せしは、全く幕府の獨裁政治の根基を動かすものと思惟せし爲めなり。されば此事件の後、一時有司間に、蘭學禁止の議ありて、儒者又は蘭學を好まざる一派は、蘭學は國患を醸すとて、此議を賛せしが如し。然るに當時天文方の小吏たりし澁川六藏は、自から蘭學に通じ、又才辯ありて、要路に信せられしが故に、一議を上りて、蘭學禁止の非を云ふと共に、幕府をして此の學問の獨占を行はしめんとせり。即ち蘭學の有用と、之に伴ふ弊害を論じたる後、其處分の一條に、諸大名の家臣にして、手醫師等の其職業に關するものを學ぶ外は、一切に蘭學をなすを禁絶すべしと云へるは、上述の幕閣の眞意を迎合せしものなり。幕府は流石に右の議を斷行するの勇なかりしも、其の言を聽きて、一の蘭學取締令を發したりき。

此の頃に於て、蘭學者の主張する所は必ずしも積極の開國論にあらざれども、其の最も憤慨し、誹議せしは幕府の異船打拂の令にありき。然るに此の派の中には、徒らに西歐諸國の強盛を説き、到底我が邦人は拮抗し得ずと極論して、國民の士氣を挫折せしめしものありて、其弊害も亦少なからず。此の點は有司並に儒者、兵家者流は勿論、蘭學の知識に富める朝野有識の士の非難をも免がれざりき。今當時民間に於ける論議の狀を伺ふに、蘭學者は頻に西歐國勢の強、兵鋒の勇銳、戰艦火器の精巧を説きて、本邦は迥に其下風にありと云へば、兵家者流は又之を嘲笑して、軍の勝敗は全く氣に決す、我若し武備を嚴にし、毅然として敵の來るを待てば、勝を期し得べしといふ類にして、共

に一の偏見たるを免かれず。

此の間に立ち、能く敵を知り、己を知り、舊規故法に拘泥せず、時勢に隨て推移するの要を論せしもの亦少なからず、古賀侗菴の海防臆測の如き、其の最にして彼の識見超越一世に卓絶せしを示す。今其所論を撮記して、時代の先覺者の智見を見るべし。

侗菴は先づ、渺然たる洋中に孤立する本邦は、其地位よりして、必ず船艦銃砲を備ふるを要すと喝破し、世には大艦水戰は洋人の長する所なれども、陸師は我の得る所なり。故に敵を海上に逆へず、上岸するを待て、電發應戰すべしと云ふものあれども、是れ二百年前の俗を以て論ずるものにして、安瀾久しうして士氣萎靡せる今日に施すを得ず。そも諸兵器中、銃砲は制敵の第一なるを、邦人概ね賤士小卒の末技と見做して、これを學ぶものなきは如何と慨嘆し、尙一步を進めて、既に船艦銃砲を具備せば、寛永以前の舊制に復し、遠く天竺、暹羅、安南の地方に赴きて、互市を行ひ、富國の道を計るべし。是れ祖法に違ふが如きも然らず、古に閉づると今に開くと、其形同じからざれども、共に國家を保全する目的に出れば、其旨意全く吻合すとて、徒らに舊法を墨守するの愚を笑ひ、又邦人の祇教(耶蘇教)に浸染し、外人に乗せらるゝを憂ふるものあれども、今西歐諸國を吞噬するは、兵を以てし、教を以てせず、教法を以て敵を蠱惑するは、往昔の事に屬すと論じて、鎖國の舊習を捨つべきを説けり。又外人を待つのに就ては、官は屢々異船打拂を嚴命するも、沿海漁民の潜か

に彼と往來するものあるは、外夷の憎むべき所以を知らざるにあり。眞に其の恐るべき所以を論し、民心を一に導かば、海防に裨益する所大なるべし、且つ外人の會々我が手中に落ちし時、之を送還するの一日も速やかならんを欲するは、智慮ある處置と言ふべからず。宜しく露人の本邦漂民を愛育するの擧に習うて、彼等を寵待し、彼等に聽きて、外國の情形を審らかにするに如かずと云へるが如き、當時邦人一般の夢想にも及ばざりし所なるべし。要するに、倂奪の説く所多端にして、一々之を記す能はざれども、其主眼は對外の國是としては、開國互市を可とし、國防上の施設には、船艦銃砲を必須とし、祖法に拘泥するは、却て其國家保全の本旨に戻る所以なりとの主張にあり、是れ天保年間の所論としては、其時流に卓越する事の大なるに驚かざるを得ず。夫の帆足萬里の東潜夫論の如きも、同じく大砲の必要を論じ、是さへあらば、外人畏るるに足らずと云へる如き、又一般蘭學者と選を異にす。

此の他尙舉示すべき論說少なからざれども、之を紹介するの餘地なければ割愛すべし。若し夫れ偏固なる鎖國論を把持する一派の所論に至ては、之を代表せる幕府の政策を説述したる後なれば、之を紹介するの必要あらざるべし。

參 考

(一)海防臆測(古賀侗菴著)。

(二)澁川六藏、蘭學蘭書類御取捨方之儀申上候書付(開國起原所載)。

(三)同上。

(四)本節には、右の外債機論、夢物語、夢々物語(佐藤元海著、日本文庫第二篇所收)東潜夫論(帆足萬里著)等を參考せり。

第五章 米使ペリーの渡來

余は緒論に於て、幕末革新の原動力を概説し、第一章に於て、其革新を要せし世態を敘述し、第二章以下に於て、其機會の近づきつゝありし所以を略記したり。此の機會とは云ふまでもなく、外國の壓迫なり。而して其愈々不可抗力として、邦人の上に加はり來り、邦人をして已むを得ず之に適應する道を講せしむるに至りしは、嘉永六年六月米使ペリーの渡來の時なり。即ち右は邦人の政治的、經濟的、其他種々の方面に於ける生活に一新紀元を作りしと共に、壊敗しつゝありし舊國家組織の傾覆を促すの導火となりしものなり。されば余が本章に於て叙述する事實は、全く幕末革新の一機會と見るべきものにして、之れありしが爲め、初めて此の氣運を生せしと考ふべからざる事、緒論中に述べしが如し。起因と機會とを區別するは、史實觀察の要諦（ようてい）なればなり。

第一節 米使渡來の趣旨、和蘭の豫報

米人の夙に本邦と交通を開かんとせし希望を有せし事は、第二章第四節に述べしが如し。今稍巨細に米人の意嚮を伺ふに、彼等は一、本邦近海に於て業務に従事せる捕鯨船の保護、二、支那貿易の發達に伴うて、其必要を生せし米支兩國間直通航路の設定、三、本邦との通商貿易の開始の三目的

を有せしが如し。

太平洋上及本邦近海に於ける米國捕鯨船の数は甚だ少なからず、殊に一八二四年露國と條約を締結し、互に其領海に入漁し得るに至りし後は、米船の我が沿岸に接近するの機會自から多からざるを得ずして、一八四〇年代に於て、既に千二百隻、三萬五千人を數へたりと云ふ。而して其時々風濤の難に會し、船舶の破損するに當りては、其乗員の避難及び船の修理に適當する場所を必須とするは勿論なり。又然らずとも、往々薪水食糧の缺乏に苦むが故に、何れかに於て之れか補給を求むるの要あり。然るに本邦沿岸は永く彼等の入津を許さざりしが故に、彼等は僅かに小笠原島等に寄泊し、若くは遠くサンドウィチ島に赴きて、其必要を滿たせり。現に一八五一年に於て、百二十一隻の捕鯨船は右の島に避難し、船舶を修理せりといふ。されば米人は此等の捕鯨業者を保護せん事を政府に要求し、隨て本邦に迫りて開港せしむべしとの議論熾んに唱導せらるるに至れり。加之邦人の嚮に米船モリソン、ラドガ等に對して加へたる粗暴なる待遇は、少なからず米人を激せしめ、之よりして、日本人は無辜の米人を殺戮拘禁し、若しくは彼等を送致するに籠（かご）を以てせり、（駕籠を誤解せしならん）等の訛傳を生じ、往々氣早にも、強大なる軍艦を派して、本邦の開港を促し、聽かずんば、都府に砲彈を浴せて、右の恨を晴らすべしと極論するものさへありしが如し。

一八四四年米國と支那との通商條約締結せられて、支那貿易は益促進せられ、一八四八年カリホル

ニヤの金鑛發見せられて、支那勞働者の米國に渡航するもの漸次増加するに至りては、自然の必要よりして、兩國間に蒸氣船の直航を開始せんとするの希望を生ぜり。即ち從來の大西洋、地中海、印度洋等を経過する迂路を避けて、桑港よりサンドウィチ島を経て、支那上海若しくは廣東に達する航路を設定するを得ば、其の東洋貿易の發達、郵便線路の短縮等に資する所頗る多大なるべきを想像し、此の希望を現實にすべしとの議論、米國の一部に起れり。而して此る長途の航海に要する石炭の全量は、到底一船舶に積載する事不可能なれば、勢其の中間地に貯炭地を設け、又は石炭の補給を求むべき地を要とせり。然るに本邦の地理的地位、及び炭山を有するの事實は、彼等の夙に注意せし所なるが故に、我が開國を強要して、其の欲する所を満たさんとせり。

本邦の富、殊に多量に金銀を産すとの風評は、マルコ、ポロ以来、西人の確信せし所にして、現に葡萄牙人の往年之を引き出して、非常の富を集積したる事實は、彼等の記憶に新なるが故に、歐洲諸國の、次第に東洋利源の開發に従事し、英の支那開國に熱中するに方りては、米國も本邦の遺利を拾はんと欲禁する能はずして、茲に我が開國を企つるに至れり。

右の三條に對する論議は、次第に米國の輿論となりて、一八四〇年代の終に囂々として益盛に論議せられ、一八五〇年に及んで、其議會の決議に現はれ、其東洋印度支那海に遊弋せる艦隊の勢力を増加して、之をして本邦の開國を試ましめんとせり。時の大統領をミラルド、フヒルモア (Millard Fillmore) とす。

時に米の印度支那艦隊の提督はオーリックなりしが、彼老年の故を以て之を辭し、マシウ、シ、ペリー (Matthew C. Perry) 之に代る事となれり。是に於て、大統領は我が將軍に致すの書、及びペリーの信任状を作らしめて、彼れに授け、並に漢蘭二譯文を添へ、又別に其國務省は此の遠征の目的及び方法に關する訓令を與へたり、其要領は下の三條にあり。

- 一、日本近海にありて難破せし、又は風濤の難を其海港に避けし米人の生命財産を保護する爲めに永久的なる和親條約を締結すること。
- 二、米船の薪水食糧の供給を得、又は破船の節之を修理すべき爲め、入津し得る一二港を選定する事。尙望むらくは、日本の近海に散在する無人の小嶼になりとも、貯炭所を設くる許可を得る事。
- 三、通商貿易の爲め、一二港の開放を求むる事。

而して右の使命を達すべき手段は平和的なるを要するも、只適當なる武威を示すは不可なきのみならず、寧ろ之に依頼すべきものとせり。

米國政府は此の遠征を企つるに當りて、之を和蘭政府に通知し、適當なる助力を求め、同政府も之を諾せり。又英國海軍省もペリーの舉に好意を表し、最新の海圖を供給し、又東洋への航路に就て

指示する所ありしと云ふ。

和蘭政府は古來本邦との通商を獨占せし事情よりして、往々列國の猜疑を受け、殊に往年英國と争鬪の際の態度は、永く諸國の記憶する所にして、彼は出來得べくば、何時までも、本邦の商利を壟斷せん爲め、其の一般への開國を妨げんとすとの疑を懐かしめたり。余を以て見るに、こは必ずしも事實ならず、寧ろ到底本邦の舊態を維持するを得ざるを看破し、嚮に一八四四年(弘化元年)一度忠告を我に致して、容れられざりしにも拘らず、此度米國よりの通告を受くるや、再度の忠告を試みたりしは、多少米國の成功に資せし所なきに非ず。

嘉永五年六月(一八五二年)元蘭領印度在任の官吏にして、敏腕の聞ありしドンクル、クルチウス(Donker Curtius)を以て、新に出島の甲比丹に任じ、前任者コルネリス、ロフセに代らしめん爲め、カラツバ(即ちバタバヤ)總督より、長崎奉行への書翰を齎らして、渡來せしめぬ。時の在勤長崎奉行牧志摩守(義制)は弘化二年蘭人に對し、祖法に違ふが故に、再び信を通ずる勿れとの命ありしに拘はりて、一度此の書を受理するを拒みしが、其重大なる事件に關すと云へるを聞きて、流石に懸念に堪へず、結局一窮策を案じて、甲比丹に内諭して、彼れより強て、書翰受理を奉行を経て幕府に請はしむる事となし、奉行は之を幕府に具申して、命を請へり、是れ己が處置を過まるの責を免かれんとせしなり。幕府に於ても、前令に顧みて、此の處置に苦しみしが、遂に海防掛なる大

目付、目付の議によりて、カラツバ總督よりの書翰ならば、祖法に背くが故に受理するを得ず、若し單に例の風説書同様なる總督の筆記にして、返翰を要せずば之を受理すべしとの令を長崎奉行に與へ、又奉行より甲比丹に旨を諭して、筆記なれば返翰を望まずと答申せしめて、漸く右の書翰を受取れり。こは些屑の事に類すれども、余は當時幕府有司の祖法墨守の外他念なく、國家の重事なりとの明告を受けつゝも、尙變通する能はずして、如何に笑ふべき形式主義の擒となり居りしかを示す一例として之を詳述せり。實に此の形式主義を領會するに非ずは、充分に幕末史を理解し得ざるべし。

長崎奉行は幕命を奉じ、甲比丹の差出せし書翰の外間に漏洩するを防がん爲め、極めて秘密に翻譯せしめて之を進達せり。其要旨は米使渡來の舉あるを報するにあれども、蘭國としても、本邦と他國との間に、事端を開く事なく、圓滿に終結せん事を希望するが故に、特にクルチウスを派して、我が顧問となし、我が爲めに建策せしめんと云ひ、尙米國は必ず飽く迄も温和なる態度に出るを保し難しとて、事態の重大なるを諷示したり。又此の時新舊兩甲比丹より差出したる別段風説書中にも、渡來すべき米艦には、上陸圍軍の準備ありとの風評ある旨を載せたり。

クルチウスは初め、長崎奉行の所謂建策とは如何なるものなるかとの質問に對して、特に幕府の委任を受けたる有司の來るを待ちて、之を明告せんと答へて、直ちに之を示すを躊躇せしが、徒らに

時日遷延して、機會を逸し、國王の本意を空うするを恐れ、九月奉行志摩守の在府奉行大澤豊後守(乗哲)と交代して、歸府するに際し、一書を出して、彼の我が爲に謀る所を告げたり。即ち米國の交易を求むる意は、甚だ切なれば、之を許容せられざるを得ざれども、舊法を破らざる範圍内に於て、外人も略々満足すべき一方ありと云ひ、又米國に薪水食糧を給し、風波の難に遇ひし者には、保護を與へられたしとて、之等の方法に就き、八條の案を具したり。今之を細説する必要なも、其主眼は、長崎一港のみにて、和蘭以外の諸國にも交易を許し、其官吏を在住せしめ、我が商人は舊に依り、江戸、京、大阪、堺、長崎五箇所の商人を限り、取引は金銀輸出禁止の法を守り、長崎會所又は大阪會所の手形を以てし、又何れかの地にて、外人に貯炭所を與ふべしと云ふにありき。此のみにては、後に米人の非難する如く、蘭國政府に依然其外國貿易獨占の特權を維持せんとする企圖ありしと推斷するを得ず。こは寧ろ後年の事に屬すべく、^五開は後に云ふべし。

幕府は此等の忠告を得しも、當時稍々海外の事情に通ずと目せられし有司の中にも、未だ強盛なる獨立國としての米國の存在を知らざる者あり。依然英屬領と思惟するものありし有様なれば、右の豫報を受けしも、只「英夷」の恐るべく、憎むべきを想起せしのみ。又蘭人に對しても、一種の猜疑を挿み、往年一時英國と抗敵せし事實を誤聞して、寛政年中より其國の政令多く「英夷」の下知を受くとの流傳を信せんとする傾ありし爲め、且つは弘化元年の忠告の後、さしたる事件なかりしに懼れて、

此度も亦前と同じく、自國の利益を思ひ、若しくは「英夷」の爲めに、我が交易の制禁を弛めしめんと試むるものなりとなし、却て之を度外に置き、漫然留意せざりしが如く、結局到底抗敵し難き武力を眼前に認識するに非ずば、彼等が祖法墨守の迷夢は覺醒せられざりしなり。

参 考

(一)開國起原、(米國政府之決議の條)。

(二)Hawk: "Japan expedition"

(三)(一)と同じ。

(四)Hildreth: "Japan"

(五)左に此の書の受理の可否に關する海防掛大目付、目付評議書の一節を抄出して、其當時の有司の形式に拘泥せし有様を知るの材とすべし。

長崎奉行より申上候、今般渡來の新かひたん持越候啖頭役之書記之義に付、御内慮奉^レ伺候書類并爲^二見合^一御書拔之風説書とも一覽仕候處……最不易^ニ事柄に候間、此度持渡候啖頭吧都督筆記仕候書面御覽も被^レ爲^レ在候は、自然御見合相成候筋も可^レ有^二御座^一哉。去る巳年中御諭之御趣意は御座候得共、今般は奉行宛に而差越候義候へば、聊異同も有^レ之、風説書同様の品と見据候而、御受取被^レ成候は、敢而先年之御諭振と齟齬仕候筋にも相成間敷、彼方忠告之情義も届き可^レ申義と被^レ存候得共、猶打返し、篤と評議仕候得は……今般長崎奉行奉^レ伺候書面之内にては、全く書翰とも見定め兼候。若當今の事情等筆記致候書面に有^レ之、大切之事柄故別封に仕候而已に而、書翰之體に無^レ之候は、平常加比丹名面を以申立候と違ひ、都督職之者よ

り差越候とも、元より其國舊來之當職に而、風説書同様之義に御座候間、御請取相成候而も、差障之筋有之
間敷候。もし又書翰に候は、奉行宛に而申立候とも、彼國王之命令を以差越候義を、此方奉行請取、開封
いたし候得は、則通信之嫌疑に相當り、且一ト度開封いたし候上は、返書不被遣と申譯合にも相成かた、
左候得は、此末迄も同様之義御座候節は自然度々之贈答にも相成、國法に振候而已ならず、果は如何様之御
取扱にくき事柄出來可仕も難計、一體大切之義に候とも、別段風説書差上來候故、右書面中へ認加へさし
出而も可然哉之處、先年御諭有之候間合も無之、又候事體重大之譯柄故、不得已事別封に而差越候杯申立
候は、何とも不都合之次第に相聞へ、既に奉行よりも、御國法に於而難請取旨、甲比丹へ申諭置候義に候
得は、愈書翰之趣に候は、御差戻被成候方、事理人情之上に於而、相當筋と被存候、併御爲筋之趣申立、
態々差越候深切之段は、何れにも御答謝有之、祖宗歴世之嚴禁侵かたき故、無據請取兼候旨、懇に被仰渡
候は、彼方之情意も相届き、後來之差障とも相成間敷哉奉存候。左候は、今般持渡候咬啞吧都督差越候
封物之義、書翰に候は、御國法之趣懇に申諭し、差返可申、筆記書面に候は、奉行宛に候とも、風説書
同様之取扱に而請取置、返書不被差遣候間、其心得を以事體不取失様、取計可申旨、長崎奉行に被
仰渡一方哉と奉存候……

七月

深谷 遠江 寺
戸川 中務少輔
井戸 鐵太郎

第二節 琉球及小笠原島に於けるペリー

米國議會に於て、ペリー遠征の議を決せし後、其軍艦、蒸氣船の撰定、艦裝等の爲に少なからざる
時日を要し、出發甚だ遷延せしが、ペリーは遂に一八五二年十一月二十四日（嘉永五年十二月十三
日）を以て、ノルフオークを發し、本邦に向へり。但其率わし船は種々の事情の爲め、豫定の如く
なるを得ずして、僅かにミシシッピ（Mississippi）の一隻のみなりき。而して、今や彼はマデ이라、
喜望峯、モーリシアス島及シンガポール等にて、石炭糧食の供給を得つゝ、漸次東亞の海面に、其
重大なる使命を齎らさんとせり。

ペリーは翌年四月六日（二月二十八日）澳門に着し、翌夕香港に達し、此處にて所期の如くブライマ
ウス（Plymouth）、サラトガ（Saratoga）の二艦、及糧食船サブライ（Supply）に會したり。然るに其旗
艦とすべき筈なりしシユスクエハンナ（Susquehanna）は既に上海に航せしを聞きて、自から其跡を逐
はんとせしが、澳門廣東の視察に十數日を費せし爲め、其香港を發せしは、漸く二十八日夕なりき。
此くて五月四日上海に到着せしが、當時長髮賊の内亂の爲め、此地居留の外人等、匪徒の襲撃を恐
れ、人心恟々たる際なりしが故に、ペリーは自國民保護の爲め、ブライマウスを此地に残し置き、
自身はシユスクエハンナに轉乘し、外にミシシッピ及サブライの二隻を率ゐ、（サラトガは澳門に
止まれり）先づ琉球に向て探検を試むるに決し、五月十七日上海を發し二十六日那覇に到着せり。
琉球人は米船の來るを見て、直ちに二人を派し、ペリーを訪はしめしも、彼は豫て深く慮る所あり

て島中の大官自ら来るに非ずば、親しく引見するを拒む由を告げしめたる爲め、其使人は空しく歸り去れり。翌二十七日右の二人は、再び牛、豚、山羊、鳥類、野菜、鶏卵等の贈遺品を船中に齎らせしも、ペリーは又斷然之を拒絶せしのみならず、彼等の乗船をも許さざりき。

是に於てか、琉球の攝政は已むを得ずペリーを訪問せり。三十日兩者共に威容を保たん事を力め、一は極めて尊大に、他は又極めて莊重に舉止せしが、米人の彼を遇するに於て、尙充分の禮儀を失はざりき。此くて一時間半に及びし會見の後、相互に領得する所ありしが如く、ペリーの日を期して答訪を約したる後、攝政は辭し去れり。

ペリーは右の答訪をなすに先ち、三組の人員を出して、本島の内地及東西兩海岸の探檢を行はしめたり。琉人は少なからず此の舉動に驚かされしも、之を制するに由なく、其爲すまゝに放置したり。加之米の士官等は上陸して、市街及近郊を遊歩して、憚る所なかりき。

ペリーの首里王城を訪ふは、琉人の極めて困惑せし所なるに拘らず、竟に六月六日を以て遂げられたり。ペリーは儀衛を整へて、堂々首里に赴き、琉人の攝政邸へ入らん事を求めしを肯んせず、強て先づ王宮に到り、こゝに儀式的の答禮を終へたり。但し王は小兒なるが故に、又王母は病めりとの口實を以て、彼れを接見するを辭したり。此の時ペリーは王及王母以下へ二三の贈遺をなせし後、又攝政邸に入りて、鄭重なる饗應を受け、攝政の再びシヌスクエハンナを訪はん事を求め、一行の暫

く他へ赴きて、數日の後再び歸り來らん時を期したる後、王城を辭せり。

ペリーは六月九日、シヌスクエハンナ及び此の時跡を遂うて琉球に來りしサラトガを率ゐて、小笠原島探檢の途に上りぬ。船は南西のムンスーンに乗じ、快走する事五晝夜、十四日本島に達せり。ペリーは到着の後、直ちに二隊の人員を派して、内地を探討せしめたり。蓋し彼は夙に本島の米國商業上重要な關係あるを信じ居りしが故、這回の好機を利用して、親しく之を視察し、其早晚開始せらるべき米支兩國間の蒸氣航路の中間地たるに適當なるや否やを知らんとせしなり。さて内陸の探檢海港の測量等を了せし上、後來の用に供せん爲め、試みに數種の畜類を放ち、又現在の住民に菓樹の種子を與へて、栽培せしめ、又種々獎勵を加へて、將來必要なる農具、家畜を供給すべきを約せり。次に一地を選定して、之に埠頭貯炭所等^{クック}を起して、汽船の繫留に必要な準備をなし、又捕鯨船の避難所たらしめんとせり。此くて停泊四日の後、再び琉球に赴けり。ペリーの琉球を去れる間に、嚮に彼を王城に導きし攝政は其任を去りて、他人之に代はれり。ペリーは先約に従ひ、此新攝政を己が艦内に招請して、一日盛んなる饗應^{ホッペン}を張れり。

米艦の琉球に於ける行動に就ては、此外特に云ふに足るものなし。只ペリーの此地に渡來せし目的の一は、小笠原と同じく、新航路開始に當り、中繼地たり得るや否やを検せんとせしにあるを記し置くべし。

七月二日ペリーは旗艦シユスクエハンナ(蒸氣軍艦)を初として、ミシシッピー(同上)、サラトガ(帆船)、及上海より来りしブライマウス(帆船)の四船を従へ、愈本邦への航程に上りぬ(サツブライは残し置けり)。彼は初め十二隻より成る強大なる艦隊を率ゐんと期待せしも、他の諸船未だ到着せず、又其期日を豫想し難かりしを以て、僅かに右の四隻を以て、其重大なる目的を遂げんと決心せり。若し彼にして其所期の船数を備ふるを得て、浦賀港に臨みしならんには、當年灣頭に集まりて、僅々二艘の蒸氣船に銷魂せし邦人は、一層甚しく動擾せしめられしならん。

参 考

(1) Hawk: "Japan expedition"

第三節 浦賀灣頭の光景

嘉永六年六月三日(一八五三年七月八日)未刻、米國水師提督ペリーの率うる船艦四隻、相模城ヶ島沖に在り。是より先き、ペリーは我が敵對行爲を豫想して、之に備へんが爲め、信號を以て、四艦に戦闘準備を命じぬ。忽ち砲口は開かれ、装弾せられ、哨兵其他の士卒は各其配置に就けり。又各艦長を召集して、密に訓令を授けたり。見るべし、若し我にして一步を誤らば、戦機は直ちに破れんとせしを。さて此る「異船」の灣内に航走するを見るや、浦賀奉行配下の小吏は、之を抑止せんと

て、數艘の小舟に乘じ、之に近づかんとせしも楫棹を用ひず、風力に逆うて快走する「異船」は、正に彼等をして呆然たらしめつゝ、忽ち浦賀灣内千代崎に進入せり。其投錨を見るや否や、此る事の起らんを豫期せしが如く、陸上の砲臺は、號砲を放てり。既にして命は海岸守備の任に當れる四侯(前章參看)に傳へられ、各々擔當の警備區域に就かんとして奔めけり。乃ち時の奉行戸田伊豆守(氏榮)は、部下を急派して、米船に赴かしめしも、米人は當港最高の官人の外は上船を許さずと稱し、容易に彼等をして接近せしめず。蘭語を以て、少時間談判の後、與力中島三郎助自ら次官と稱して、漸く一人上船するを得しが、ペリーは親ら接見するを避けて、己が旗手中尉をして、之に面せしめたり。是に於て三郎助は、右の諸船は豫想の如く、米國艦隊なるを知り、又水師提督は米國大統領より將軍への書翰を齎らせしが故に、奉行自から来りて、其の寫を受取るべしとの提言を聞けり。彼の長崎に赴くべしとの諭告も、固より峻拒せられ、英佛蘭の三語にて認めたる常例の諭書(碇泊を禁ずるも其一條なり)の受理をも拒絶せられて、空しく歸り來らざるを得ざりき。加之米人は、又我が警邏船の接近するをも一切に拒否して、若し直ちに去らずんば、武力を以て、之を強ふべしと主張し、乃ち一隻の武装したる端艇は、その優越なる武器を示しつゝ、頻に手眞似を以て、警邏船を去らしめぬ。此くてペリーは往年ビッドル提督の失敗に鑑み、溫和なる態度は、邦人に對して其所志を貫き得る所以に非ざるを看破し、豫て商量熟圖の結果、右の如く極めて強硬なる態度に出

で、我をして其與みし易からざるを認知せしめたり。或る説者の云へる如く、ペリーは如何なる場合にも、戦争を好むべからずとの訓令を受け居りし事も事實ならん。又彼れの此る必要の生ずるを望まざりしも疑なし。されば彼れは其使命を果さんが爲め、上陸を遂ぐべき最後の手段として、武力に依頼せんとし、又此る場合を豫期して、碇泊の間、常に士卒を訓練する事、戦時の如くなりし事も亦其紀行の公言する所なり。彼れの斯る態度を採りしは、正しく其成功の第一着を贏ち得たる所以にして、我が有司の退縮讓歩も之に始まる事は、余輩も否定する能はざるなり。當時浦賀奉行の稟申に、「泰然自若と罷在」、或は「不容易軍船にして、此上の變化難計」と云るは、米艦の態度を目撃せし有司の感想を遺憾なく表明せるものならずや。

此の夜に於ける灣頭の光景は一種悽愴の趣あり。海岸を繞れる山嶺には到る所烽火を飛ばして、遠近に異常の警を傳へ、大小の警鐘は夜を徹して天空に響き渡りぬ。殊にシユスクエハンナ艦上に放たれし午後九時の號砲は、忽ち岸上の動搖を來たし、所々の燈火一時に消滅せり。恐らくは敵彈の標的たるを避けんとせしならん。邦人の聞慣れぬ砲聲に驚かされしも怪むに足らず。

明旦與力香山榮左衛門は、浦賀奉行なりと稱して、シユスクエハンナを訪へり。ペリーは尙自ら接見するを拒み、部下の一二將をして己に代らしめぬ。榮左衛門は再び國禁を説きて浦賀にて國書を受取り難き所以を述べ、米艦は直ちに去て長崎に赴くべしと論せしも、固より米將をして傾聴せし

むるを得ず。却て已むを得ずば、武力に訴へても、上陸を強行し、國書を齎らしたる使命を全うすべしと威嚇せられぬ。仍て榮左衛門は已むを得ず、三日を期して、江戸政府の訓令を仰ぐべしとて辭し歸れり。此の會見中、彼は米兵の港内を測量するを見て、其國法に忤ふ故を以て之を拒みしも、米人は日本國法は之を禁ずとも、米の國法は之を命ずと抗辨して、諾する色なかりき。

此の日陸上に於ては、事端開かれん時の戦備に忙殺され、楯を擁し、槍を携へたる我が勇士は、左右旁午たり。海上には米の士卒、思ふがまゝに測量に従事し、我が警備船は遙に米艦を繞りて、其の行動を覬視せしのみ。夜に入りて、烽火の揚る事略前夜に等し。米艦渡來の報の直ちに幕府に達せしは云ふまでもなし。三日四日兩日に於ける米人の行動、並に我が吏人との應對、彼等の強硬なる主張の委曲は、頻に江戸に報せられて滿廷を驚愕惶惑の中に陥れたり。今に及て和蘭の豫報を想起するも詮なし。浦賀奉行は、今回渡來の「異船」の容易ならざる軍船にして、形勢の極めて重大なる由を稟して、其差出さんとする書翰を受取りて可なるや否やに就き、指令を請ふと共に、若し國家の舊法を固守して、拒絶攘斥の策に出れば、防備薄弱なる浦賀は、直ちに敵の砲火に暴露せられ、天下の大事を惹起すべきは疑なしと極言して、變通の命の下らん事を希望せり。されば此る情報に接したる江戸の市民の擾動甚しく、今にも兵亂の起らんとするが如く思惟し、老若を負擔して逃れんとせしも宜なり。且當時上下の最も怖れし所は、米艦の異心を懷きて、江戸内海に侵入し來る事